

第一百七十一回

参議院経済産業委員会会議録第二十一号

(三二九)

平成二十一年六月三十日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月二十九日

辞任

直嶋 正行君
松 あきら君

補欠選任

藤谷 光信君
加藤 修一君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

櫻井 充君

藤原 正司君
増子 輝彦君
山根 隆治君
荻原 健司君
北川イッセイ君

委員

藤原 増子君

輝彦君

隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

副大臣 経済産業大臣 吉川 貴盛君

参考人

二階 俊博君

木俣 佳丈君
鈴木 陽悦君
津田 弥太郎君
中谷 智司君
藤谷 光信君
前田 武志君
坂田 一郎君
松村 祥史君
加藤 修一君
谷合 新平君
渡辺 秀央君
田中 直紀君藤原 增子君
輝彦君
山根 隆治君
荻原 健司君
北川イッセイ君正司君
輝彦君
山根 隆治君
荻原 健司君
北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

北川イッセイ君

正司君

輝彦君

山根 隆治君

荻原 健司君

見を申し上げたいと思います。

開いていただきまして、中期目標は、皆様御承知のとおり、二〇〇五年比で温室効果ガスを二〇一〇年までに一五%減ということになつております。これについてまずどう考えるかということでおございますが、これを考える場合には、私は、そこにござりますよう四つの必要条件を満たす必要がありますかと考えております。

一番は、二〇一〇年前後の京都議定書目標、一九九〇年比六%温室効果ガスを減らすというものがござりますが、これを整合すること。それから、長期の目標、これは福田ビジョンの一〇五〇年、六〇%から八〇%減でござりますが、これと整合すること。それから三番目に、他の先進国と比べた場合に過剰な負担にならないという、衡平性を保つことというのが三番目で、四番目が何よりも大事なことです。実際に達成可能なことということかと思ひます。この後で申し上げるのは、それについての簡単な吟味がまず出てまいります。

次のページをお聞きいただきまして、五と書いた図でござりますが、これは一九九〇年比で関連する目標を並べたものでございます。縦軸が温室効果ガスの削減率でござります。

御承知のように、京都は六%減でございますが、政府の京都議定書目標達成計画によりますと、温室効果ガスそのものの削減はマイナス〇・六%でございまして、五・四%は森林吸収と京都メカニズムで埋めるということになつております。したがいまして、そこにあるように、色がちょっと違えて書いてございます。今回の中期目標は、そこが提案しているもの、さらににはCOPで提案されているものが並べてございます。

これを御覧いただきまして、京都議定書の目標に比べてかなり厳しい目標になつていて、整合性という点では問題がなかろうというふうに考えられます。

次の六ページにあるのは、二〇五〇年までのそれをGDP当たりのコストを書いてございます。これも、私どもの研究所のモデルで計算した結果でござりますが、そこにござりますよう三つのケ

スが書いてございまして、今回の中期目標を二〇五〇年の福田ビジョンの対応する七〇%減に持つといった場合のコスト、それから比較的緩やかな

目標の二〇二〇年、九〇年比四%増という場合、それからその逆に非常に厳しい一九九〇年比二五%減という場合、これを上下に並べて書いてございます。

御覧いただくと分かるように、中期目標と言われるものが比較的各年次でのコストが等しくて、これが様々な選択肢から見れば比較的バランスの取れた目標であることがお分かりかと思ひます。これが長期との整合性でござります。

次をお聞きいただきまして、七ページに書いてございますのは、これは各国の目標を達成するという場合の費用の衡平性を眺めたものでございまして、これには一番新しい基準が平成十一年の基準でござります。これはあくまで基準ですので守らなければならぬということはないわけで、最近までの数字ですと、新築家屋の三割程度がこれを守っているといふことでございますが、これを八〇%まで引き上げようということがここでのシナリオでございます。

さらに、高効率給湯器。これは数年前よりも最近に寄つた方の新しい給湯器はともかく、古い給湯器はほとんど効率の低い給湯器でございまして、高効率給湯器というのはいろいろござりますが、数年前よりも新しいものとお考えいただければ分かりやすいかと思ひます。それが二千八百万台導入する、つまり三分の一以上は取り替えるといふことを想定しております。

この結果として、エネルギーの需要が五%程度減るということが想定されております。それがコストという前提条件で考えれば、他国に比べるとコストが高いため比較的削減すべき量は少なくして済むということがここに表れております。その意味で、今回の中期目標は、EUの目標などに比べると一見数字が小さく見えますが、平衡性という立場から見ればバランスの取れたものであります。

さて、問題は実行可能性ということでございますが、この下と書いた図がございまして、ここに出でおりますのは、一次エネルギー需要の世界の傾向が出ております。ここに出でおりますのは、八〇年から九〇年まで、九〇年から九五年まで、九五年から二〇〇五年までという三つの期間に分け

てござります、左側は具体的な対応策、右側は経済的なインパクトでござります。左側を見ていたりますと、太陽光発電を現在より大きく広げるということがまず考えてございます。

次に車でございますが、ハイブリッドあるいは新車の五〇%を占めるという状況を想定しております。今年の五月の新車の一〇%がハイブリッドカーということが出ておりますので、そういうことがあります。これが長期での、そういう意味では、この目標は大変ではあるけれども、最近の情勢から見ると必ずしも不可能ではないという気がいたします。

次は、住宅の断熱でございまして、これには一番新しい基準が平成十一年の基準でござります。これはあくまで基準ですので守らなければならぬということはないわけで、最近までの数字ですと、新築家屋の三割程度がこれを守っているといふことでございますが、これを八〇%まで引き上げようということがここでのシナリオでございます。

さらに、高効率給湯器。これは数年前よりも最近に寄つた方の新しい給湯器はともかく、古い給湯器はほとんど効率の低い給湯器でございまして、高効率給湯器というのはいろいろござりますが、数年前よりも新しいものとお考えいただければ分かりやすいかと思ひます。それが二千八百万台導入する、つまり三分の一以上は取り替えるといふことを想定しております。

この結果として、エネルギーの需要が五%程度減るということが想定されております。それがコストという前提条件で考えれば、他国に比べるとコストが高いため比較的削減すべき量は少なくして済むということがここに表れております。その意味で、今回の中期目標は、EUの目標などに比べるとコストが高いため比較的削減すべき量は少なくして済むということがここに表れております。その

意味で、下の十と書いた図がございまして、ここに出でおりますのは、一次エネルギー需要の世界の傾向が出ております。ここに出でおりますのは、八〇年から九〇年まで、九〇年から九五年まで、九五年から二〇〇五年までという三つの期間に分け

てござります。そこに書いておりませんが、これでございません、左側は具体的な対応策、右側は経済的なインパクトでござります。左側を見ていたりますと、太陽光発電を現在より大きく広げるということがまず考えてございます。

次に車でございますが、ハイブリッドあるいは新車の五〇%を占めるという状況を想定しております。今年の五月の新車の一〇%がハイブリッドカーということがまず考えてございます。

一方、八ページの、もう一度見ていただいて、右側のところは経済インパクトでござります。ここでは、具体的にこのシナリオを実現するためにどの程度の経済への影響があるかということが書いてございます。詳細は略させていただきますが、可処分所得が大体一世帯当たり年四万円ぐらいい減ると。それから、やはり大きいのは光熱費ございます。これはエネルギーコストがどうしても上がるという形でないと答えが出せんので、それを考慮に入れますと、一世帯当たり年三万円、月一千五百円ということになります。一世帯当たりの光熱費が平均でいうと一万三、四千円という

ことを考えますと、かなり大きな負担と考えざるを得ないかと思ひます。

なお、一番下に書いてありますのは、トン当たりCO₂の限界費用でございまして、一万五千円となつておりますが、これはかなり高い値段でござります。現在、ヨーロッパでCO₂が取引されておりますが、その値段が平均トン当たり十ユーロ、約三千三百円というふうを考えますと、それより一ヶた上となります。

まとめて申しますと、今回の中期目標を実現しようとすると、エネルギー的には需要面で相当厳しい努力が必要だということがお分かりいただけます。また、エネルギー的には需要面で相当厳しい努力が必要だということになります。

次に紙をめくつていただきまして、九と書いた表がございます。そこでは、今申し上げましたように、中期目標を実現するとすれば、一次エネル

ギーが五%減る、さらに電力需要が一〇%程度減るということが前提になつております。これは過去にほとんど例を見ないものでございまして、相当な努力が必要となることになります。

じゃ、供給面はどうかというと、これは原子力発電所の拡大ということが前提になつております。次のページを御覧いただきまして、十一と書いた図がございますが、そこで原子力への期待が書いてございますが、これは今のシナリオを実現する場合に原子力をこの程度考へるという意味でございまして、電力のシェアの四四%程度、設備量にして六千百五十万千瓦、現在に比べて約千二百万キロワット新設をするという前提になつております。過去十年程度の間に五百万キロワット程度原子力発電所が新しく運転されましたのが、それの倍以上ということになりますので、これも相当な目標かと思われます。

まとめて申し上げますと、中期目標の実行可能性という点については、需要にしても、さらに供給面にしても相当な努力が必要であると、それなりの思い切ったエネルギー政策を打つていただく必要があるということを御理解いただきたいと思います。

最後に、一二ページと十三ページ、十四ページに三つ絵がございますが、そういった意味では、こういった努力とともに、海外においてのCO₂削減努力に日本も協力するということが非常に重要なかと想ります。

その一例だけを書いてございますが、それ何かと申しますと、中国、インドにおける石炭火力でござります。

最後のページの十三という図を御覧いただきまると、そこではいろいろな石炭火力の平均の発電効率、これは発電端でございますが、書いてござります。日本は平均でいいますと大体四〇%の効率なんですねけれども、中国は三〇%、インドもほとんど同じ程度でござります。さらに、そこを御覧いただきますと、いろいろなタイプの石炭火力の効率が書いてございますが、それを御覧いた

当効率が高くできるということがお分な
書いたものでございまして、これがU-C
でござりますが、超臨界火力と呼んで
いるわけでございまして、これをも
う一つ持つてくるということになるとど
うかと思います。これは効率が四三%、現
在日本の排出量の八五%分が減少できる
その意味で、中国、インドの石炭火力の
に日本が技術的、資金的に協力すること
高い効果を持つかお分かりいただけるか
す。

その意味で、我が國の中の努力もさう
ら、是非、途上国への技術開発に力を入れ
きたいというのが私のお願いでございま
以上でございます。

○委員長(櫻井充君) ありがとうございます。
次に、森参考人にお願いいたします。
○参考人(森詳介君) 電気事業連合会の
います。

本日は貴重な機会を賜り、誠にありがとうございます。また、先生方におかれまして
私ども電力会社の事業運営に関しまして
理解、御協力を賜っておりますことに、
お借りいたしまして厚く御礼を申し上げ
ます。

本日は、今回の法案につきまして、一
業者を代表して発言させていただきたい
ことは、私どもとしては異存ございません

かりいただ
この中国、イ
こののぐら
このの効率改
るようすに、
わけです。
ページに書い
ておるもの
現在運転し
し中国、イ
こののぐら
このの効率改
るようすに、
わけです。
このの効率改
るようすに、
ます。
ました。
は、平素
と多大な御
の森でござ
ます。
ます。
般電気事
ど存じま
を目的とす
れにつきま
さん。

これまで、私ども電力会社は、安定供給の確保と環境の保全を両立するべく、世界最高水準の火力発電効率の達成を始め、化石エネルギー原料の有効利用を促進するとともに、原子力や水力、新エネルギーなど、非化石エネルギーの導入に努めてまいりました。その結果、電気事業連合会十社全体が供給する電力量の非化石エネルギー比率は二〇〇七年度実績で三四%に達しております。電力量一キロワットアワー当たりのCO₂排出原単位も二〇〇七年度実績で〇・四五キログラムと、世界的にも優れた水準を維持しております。さらに、二〇一二年度に向けて非化石エネルギー比率五〇%、CO₂排出原単位〇・三三キログラムを目指して、原子力発電や再生可能エネルギーの利用拡大などに銳意取り組んでおります。

今回の改正法並びに新法の下では、経済産業大臣が非化石エネルギー源の利用等に係る基本方針を定め、エネルギー供給事業者に対し目標、判断基準を設定し、事業者はそれに基づき非化石エネルギー源の利用等に係る計画を提出することとされております。

私ども電力会社は、これまでも電気事業法に基づいて、毎年、十年後までの需要見通しと、非化石エネルギー源の利用を含めた供給力確保方法等を明記した供給計画を策定し、国に届け出てまいりました。今回の法整備は、私どもがこれまで自ら主的に進めてきた取組を法的に裏打ちしていくいただくものであると考えております。

新法への基本的な見解は以上のとおりですが、新法を円滑に機能させるという観点から、以下、新たに導入される予定のエネルギー供給事業者に対する誘導的規制と太陽光発電の新たな買取り制度について若干意見を申し上げたいと存じます。

まず、誘導的規制について三点申し上げます。

一点目は、基本方針や事業者に指示する目標、判断基準の策定に当たっては、エネルギー政策基本法に基づき、環境適合のみならず、安定供給確保や経済性との同時達成を重視していただきたいということをございます。例えば、日本のエネル

ギーセキ ましても、ようにおは、国に供給の担創意工夫を乗り越自主的に私どもはネルギー」ですが、成の更なを始め長崎ケジュームと言わざ新法に運用に当特に立地御支援を四組を是非おげます。」
般、総合まとめたとともに「した。こう支えて三點目」
私ども電気に向けたなうことで、形成は、現実的なあると考

申し上げましたとおり、私ども電力会社による環境整備や御支援も得ながら、安定手としての使命感と民間企業としてのにより、立地用地問題を始め様々な困難えながら非化石エネルギー源の導入等に取り組み、成果を上げてまいりました。供給計画に基づき、引き続き非化石工源の導入等に積極的に取り組んでまいり今回、誘導的規制の下、短期間で電源構造の非化石化を求められましても、原子力のリードタイムを要する電源開発のスルを変えることは現実的には極めて困難るを得ません。

による目標の設定や罰則等の誘導的規制のためましては、こうした電源開発の実態、地域の状況等を踏まえ、国により一層の賜りますとともに、事業者の自主的な取扱尊重していただきますようお願い申し上げ特に、国による支援につきましては、先資源エネルギー調査会原子力部会が取り原子力発電推進強化策で、事業者の努力が第一歩を踏み出す必要性が示されまれにより、私どもの取組をしっかりと下いただけることを期待申し上げます。

は、将来にわたる安定供給の確保といふ力会社の最大の使命について、その達成努力を十分に支援していただきたいといございます。長期間を要する電力設備の過去の経験や種々のリスクを織り込んだ需要見通しに基づいて進めていく必要がござります。

国の中期目標について、二〇一〇年時点で二〇〇

したいと存じます。

と考えており、私どもの果たすべき役割も大きい

という審議会がありますが、そこで今回審議されているエネルギー関連法案に関する議論に参加さ

五年に比べて温室効果ガスを一五%削減すると決断されました。その実現のための取組の一つとして、今後十年余りでオイルショック当時を上回る

一点目は、買取りの対象についてでございます。
今回の制度は、現時点では他の再生エネルギーに比べても割高であるが普及を促進することで量産効果によるコストダウンが期待できるという太陽光発電の導入を促進するものです。

と考えております。今回の制度では、太陽光の買取りに要するコストは専ら電気のお客様が御負担されることになりますけれども、エネルギー間でお互いに競争しながら切磋琢磨している現状において価格面で電気が不利となれば、低炭素化のかぎである電化の推進をかえつて阻害することにも

ているエネルギー関連法案に関する議論に参加させていただいております。

今回提案のエネルギー供給新法といわゆる代工水法改正につきましては、非化石エネルギー利用の促進ということとともに、化石エネルギーの徹底した有効利用を図るということで、非常に重要な意義を持つというふうに考えております。ただ、

より高効率にするよう最大限努めてまいります
が、最終的な需要量はあくまでもお客様の御判断
次第であり、私どもが一方的に需要を抑制でくる
に考

られます。また、買取りコストをすべてのお客様に御負担いただくことを考慮しますと、事業用なご収益目的のものは対象外とし、自家用目的で導入した場合に発生する余剰電力に限定すべきであ

なりかねないと危惧いたしております。
買取り対象を必要最小限とすることでお客様に
転嫁される御負担ができる限り小さくなるようお
願いいたしますとともに、新法の下ですべての工
ネルギー事業者が公平に低炭素化のより一層の推
進に取り組んでいく仕組みとなりますようお願い

な意義を持つというふうに考えております。ただ、これらの法案、大変多くの内容を含んでおりまして、また、既に国会でも数多くの議論が積み重ねてあると認識しておりますので、私からは太陽光発電の新たな買取り制度、これについて二つの点に焦点を絞つて意見を述べさせていただきたいと思います。

続きまして、太陽光発電の新たな買取り制度について申し上げたいと存じます。私たちも、太陽光発電の普及拡大に貢献するた

お願い申し上げる次第です。
二点目は、買取りコストの確実な回収について
ございます。

以上、いろいろ申し上げましたが、新しい買取り制度の導入に当たりましては、その意義と必要性について国民の皆様から十分御理解を賜り、お客様が混乱されないようになることが重要であると考えております。この点、私どもも努力してま

思います。
まず、二つの点の第一点目は、今回の買取り制度を導入することによつて実現が期待されているのは太陽電池の大量導入であります。その太陽電池を大量導入した場合の電力系統のいわゆる系統安定化コストについてであります。第二点目は、この新たな買取り制度と、現在導入しております。

金。「客」貰い取る「賃料」賄う「賃料」。四年に導入し、これまで十七年にわたり実施してまいりました。言わば実質的な固定価格買取り制度とも言えるものでござります。加えて、太陽光

ことが前提です。こうした制度の趣旨について國から十分説明していくとともに、家庭用から業用まで、すべてのお客様が広く薄く御負担いだだける方法としていただきますようお願いいた

私も電気事業連合会といたしましては、今後とも、エネレギー供給廣告の高度化に事業者として周知活動を行つていただくことが何よりも大事であると思っておりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

は、この新たな買取り制度と、現在導入しておりますRPSと言われる制度がありますが、その制度との関係でございます。

まず、一点目の太陽電池大量導入に伴う系統安定化コストですが、これについては既に経済産業省から説明が行われていると理解しておりますけれども、この系統安定化のコストの検討は、実は

拡大に最大限の努力を続けております。
今回、国の政策として、太陽光発電の抜本的支
援を目的に、国が定める高額の価格で買い取りを
行なう制度が実現され、太陽光発電の普及が進んで
います。この制度によって、太陽光発電のコストが
大幅に下がり、今後もコスト削減が期待できます。

普及に従い価格が下がることを前提に国民全体負担で太陽光を抜本支援する以上、太陽光パネルのメーカーさんや販売、施工等の関係事業者さてでございます。

てできる限り貢献してまいりますとともに、太陽光の新たな買取り制度につきまして、制度の詳細が決まり次第、円滑に実施できるよう準備を進めでまいりたいと存じます。

けれども、この系統安定化のコストの検討は、実は私が座長を務めております低炭素電力供給システム研究会というものがござりますが、そこで行つたものです。実はあした、恐らくこれが最後になりますと思うんですが、この研究会が予定されていまして、そこで報告書を取りまとめることになつております。

夏耳の価格や其間の言定に並んで十分配慮して顶くようお願いします。また設置に際しての助成金を始め他の政策手段を組み合わせるなど、産業政策としての適切な取組をお願いします。

（おまき／「山地参考人」） 夏吉（ひなた）の「山地参考人」です。
○委員長 櫻井充君 ありがとうございました。
次に、山地参考人にお願いいたします。山地参考人。
（おまき／「山地参考人」） 夏吉（ひなた）の「山地参考人」です。

ること等を前提に、前向きに対応してまいりたいと考えております。その上で、今後の具体的な制度設計や制度の円

言しない仕組みについてござります。
私どもは、地球温暖化防止対策を進めていくに
当たっては、需給の両面から大幅な低炭素化が可
能な電気の利用を拡大していくことがかぎとなる

参考人〇参考人(山地憲治君) 東京大学の山地でござります。

太陽光発電の導入規模が大きくなるにつれまして、電圧安定化、周波数安定化、需給バランス、この順番で対応が、大ざっぱに言つてであります
が、必要になつてくると。そして、対策のコスト

もこの順番でだんだん大きくなしていくわけですが。基本的なことは既に説明されていると思いますので、ここでは最も対策コストが大きくなる可能性のある需給安定化のコストについて説明をさせていただきます。

実は周波数の安定化という二番目の対策も、電力需給はもう時々刻々取らなきやいけませんから、微少なアンバランスから発生するんですけども、需給バランスの安定化という場合にはもう少しマクロな視点から、太陽光発電が特に数千万千瓦ワットというような大規模に導入された場合の問題でありまして、そこで電力の需要と供給が過剰になつたり不足したりという問題であります。

۸

そこで、低炭素電力研究会では、ゴールデンウイークとか特に需要が小さい期間については、一

部の太陽電池は出力抑制を行なう。だけど、それ以外、例えば晴れた週末に過剰になる太陽電池の発電力量が出てれば、それは揚水発電とか蓄電池で貯蔵して平日にそれを使用すると。そういう状況を想定しまして、電力需給のシミュレーションを行いました。

で、その需要に合わせて運転するという意味で、ある一定程度の出力レベルで常に稼働させておく必要がある。つまり、電力の中で原子力と水力とそれから火力の一定部分というのは必ず運転しなきゃいけない。

こういう供給側のある意味制約がある中で、電力の需要というのは土日は低下する、お正月とかゴールデンウイークというのは特に低下するわけ

す

オーダーで太陽光発電が導入されると、お天気が良い昼間の発電量が過大になるという場合が出てくるわけです。特に週末などで需要が低いときには大規模に過剰電力が発生します。つまり、太陽光発電の大量導入に伴う電力需給のバランスといふのは電力需要が小さい場合に発生するわけですが、それでも、このような需給バランスの対策として、需給のアンバランスを解消する対策ですが、太陽光発電の出力を抑制するか、あるいは過剰に発生した電力をどこかに貯蔵するかあります。

太陽光発電の出力が増大することに合わせて電力需要を増大させるという対策も考えられるのですが、ありますけれども、それを実現しようとすると、今は家電製品とか、需要家側に設置されている機器これらを情報通信で供給側といわゆる情報的につなぎ、複雑な制御をしなきゃいけない。コンセプトとしてはなかなか面白いものですが、当面これに頼るということは現実的ではないわけですね。

そこで、低炭素電力研究会では、ゴールデンウイークとか特に需要が小さい期間については、一部の太陽電池は出力抑制を行う。だけど、それ以外、例えば晴れた週末に過剰になる太陽電池の発電電力量が出れば、それは揚水発電とか蓄電池で貯蔵して平日にそれを使用すると。そういう状況を想定しまして、電力需給のシミュレーションを行いました。

このような電力需給制御というのがたくさん設置された太陽電池から情報を取つてできるかどうかということについては今後の研究が必要なんですが、それとも、シミュレーションを行ったわけですが、それによつてどれくらい蓄電池が新たに必要になるか、それを計算して蓄電池の設置コスト、それから、そういう電力需給マネジメントシステムの費用を見積もつて対策コストを出したわけです。

結果は、既に多分説明されていると思うんですけども、二〇三〇年に目標とされている太陽光発電規模というのは二〇〇五年の約四十倍と言わわれているんですが、五千三百万キロワットですが、この場合でシミュレーションで計算しますと、蓄電池等の需給バランス上の対策だけで約四兆円近くコストが掛かります。そのほか、一部の太陽電池の出力抑制をすると、あるいはさつきの周波数安定、電圧安定ということを考えると、五兆円近く系統側の安定化対策コストが掛かるということです。

となりました。これ、五兆円近いものは、実は

太陽電池そのものの設置コストと比較しても相当

す。

したがって、努力継続ケースで想定したこの研究会の想定というのは、今度の最大導入ケースの需要で想定すると実はもっと高くなります。研究

会でも試算しているんですけれども、十兆円をかなり超えるというような値になつてゐる。もちろん、これシミュレーションでありまして、しかかも蓄電池というかなり高い電力貯蔵装置を考えているわけですから、系統側コストが非常に電池の設置コストと匹敵あるいはそれを上回る規模

て発生する人たることは是非念頭に置いていただきたい、これが一点目でございます。

二点目は、今回の新たな買取り制度とR.P.S.と

R P Sはリニューアブル・ポートオリオ・システムという制度との関係です。

S法小委員会の委員長を務めておりますか。まず、RPSについて説明しますと、RPSでは新エネルギー全体の導入目標の総量を決めます。新エネルギー導入の総量目標を決めておいて、その内訳である太陽電池とか風力とかバイオマス等については地域の条件に応じて適切に組み合わせると。組み合わせるというところがポートフォリオなわけですけれども、この組合せをそれぞれ電力需要によって、つまりどうらであります。

の電力会社が決めるというものです。総量の義務付けと、それからあとRPS相当量の実は取引というものを考えて、それを通して新エネルギーの種別であるとかあるいは生産場所を特定せずに日本全体として総量としての新エネルギー導入目標を効率的に実現すると、こういう仕組みが実はRPSであります。

これに対し、買取り制度というのがあります。これは、一定の価格で新エネルギーからの発電電力を買うと。今回ですと太陽光発電の余剰電力の力を買う。実は買取りを義務付けるという制度なわけです。実は

RPS制度導入を検討した際にも、このような固定価格での買取り制度との比較を行いました。結果としてRPS制度を選んだのでありますけれども、太陽光については当時から一定の価格での買取りというものが自主的には導入されておりました。先ほど森会長がおっしゃった、電力会社の自主的な取組として、家庭に設置された太陽電池からの余剰電力については家庭用の電気料金である電灯料金で買い取るというものであります。

私は、太陽電池というものは、非常に高く評価しております。むしろ、この電力会社の自主的取組を国の制度として安定的に運用してはどうかと考えてもいたわけです。

現実に、実はRPS制度は三年後見直しということがあつたり、あるいは四年ごとに次の八年の目標を決めるというのがあるんですけれども、現在は、二〇一一年からは太陽電池からの余剰購入電力量については二倍カウントして優遇するということを決定したところであります。このように中で、太陽電池の余剰電力について、家庭用電気料金の約二倍に相当する高額で買い取るというのが今回の新しい制度として提起されてきたわけです。

ここで問題になりますのは、今回の太陽光に対する更なる優遇制度によって太陽光の導入が急速に進むと期待されているわけですが、そつしますと、新エネルギー導入の総量を義務付けているRPS法の制度の中で太陽電池の量が想定以上に増える。そうすると、他の新エネルギーの導入インセンティブがなくなってくるわけですね、総量の中でも太陽電池が増えるわけですから。

実は、昨日、RPS法小委員会を開催しまして、この問題については既に検討を開始しておりました。最も重要な論点というのは、今申し上げた太陽電池以外の新エネルギーの導入促進のインセン

ティブを失わないようにどのように目標設定をするかということあります。RPS法というのは規制法なものですから、導入目標量を達成できないと電気事業者に対して勧告とか罰金というような制裁が科されることになりますので、慎重な取扱いが必要。今回の新しい買取り制度によつて導入される太陽光発電量というのは国が定める買取り価格によって左右されるというわけですから、それによって追加される導入量について電気事業者というのは責任を取ることができない状態に置かれていると私は理解をしています。

したがつて、今回の買取り制度による追加導入量、追加的な太陽光の導入量を含めた総量目標を電気事業者に対する義務量とすれば、それが達成されなかつたからといって直ちに電気事業者に制裁を科すといふのは適切でないと考えております。

具体的な対応はこれから審議によつて方向を定めていくことになりますけれども、新エネルギー導入総量目標の一部について、それが達成されなくとも制裁を科さないような工夫を考えてRPS制度と今回の買取り制度の調和を図りたいと考えているところであります。

前半の意見で申し上げましたように、太陽光発電は設置者側のコストだけじゃなくて、導入を受け入れる電力系統側にも多大なコストが掛かると。しかし、太陽電池というのは、個々人が直接新エネルギー生産に参加できる、いわゆるよく全員参加と言いますが、それ以外にも、我が国の産業競争力とかあるいは雇用につながるというい点が多くありますので、さらに技術進歩というの御意見をちょうだいいたしました。重ねて御礼を申し上げたいと思います。

限られた時間ですので、私も端的にいろいろ質問をさせていただきたいと思います。

まず、森参考人にお尋ねをいたしたいと思います。

先ほど中期目標について若干触れられましたけれども、今回の政府の発表した中期目標、私ども民主党としての中期目標というものを設定いたしておりまして、私ども民主党は一九九〇年比二五%削減ということです。また、二〇五〇年には六〇%から八〇%、ここは福田前総理が掲げたところと軌を一に、一緒にしているわけであります。

そういう意味では、その晩には、他の新エネルギーとともにRPSの中でも競合して競争して、環境的にも資源的にも持続可能なエネルギーの中で太陽電池が役立つということを期待しております。

○委員長(櫻井充君) ありがとうございます。

以上で参考人に対する質疑を行います。

なお、各委員の質疑時間が十五分と限られておりませんので、参考人の皆様には御答弁はできるだけ簡潔にお願いしたいと思います。

それで、質疑のある方は順次御発言願います。

○増子輝彦君 民主党の増子輝彦でございます。

今日は、三人の参考人の皆さんには、大変お忙しい中ありがとうございました。改めて御礼を申し上げる次第でございます。

今、それぞれ三人の参考人の皆さんから貴重な御意見をちょうだいいたしました。重ねて御礼を申し上げたいと思います。

また、今後の国際交渉に当たりましては、これはこれまでも言われていることですけれども、中国とかインドとかすべての主要排出国の参加やこれまでの省エネルギー努力、これも先ほど茅先生の方から御説明ありましたけれども、そういうことを加味した国際均衡性の確保を前提に、毅然たる態度で国際交渉に臨んでいただきたいというふうに思っております。

我々電気事業者といたしましても、引き続き、我々は3E、つまりエネルギーの安定供給、それから環境保全、それから経済性、これを同時達成を図りながら二〇二〇年までに原子力を中心にしまして非化石エネルギー比率を五〇%まで上げたというふうに思つていて、いわゆる低炭素になつた電気エネルギーを有効に活用してもらうことによつて低炭素化社会の実現に向けて貢献していくといきたいというふうに思つております。

間ありましたけれども、これは、実現の可能性とか、それから国民負担、それから国際衡平性という観点を踏まえますと、二五%という削減を選択しなかつたのは適切な判断であつただろうというふうに考えております。

以上です。

○増子輝彦君 ありがとうございます。

山地先生にも、率直に、今回の政府の中期目標をどのように感じておられるかお聞きしたいと思ひます。

○参考人(山地憲治君)

私は、だから、実現可能な範囲のぎりぎりのところが二〇〇五年比マイナス一五%というところで出ていると理解しています。

○参考人(山地憲治君) 私は、だから、実現可能な範囲のぎりぎりのところが二〇〇五年比マイナス一五%というところで積み上げである程度、もちろん最大限の努力の中で見えていたところ、そこに四月の麻生総理がJリカバリープランとかで太陽電池の二〇二〇年の導入量を十倍から更に二十倍に引き上げるということを言わわれたわけです。それを勘案すると更に一%程度削減できますので、そこをぎりぎりのところで出したというふうに考えております。

それ以外のことに関しては、今日は茅先生が十分に説明されましたので、私から特に付け加えることはございません。

○増子輝彦君 ありがとうございます。

森参考人にお伺いしたいと思います。

電力会社は今まで余剰電力の買取りといふことは努力をして、現実にされてこられました。今回、新たに余剰電力の買取り制度という大きな政策転換を政府もいたしました。倍の価格で買取るというような形になつておりますが、これについて率直に、今までのことを更に変更して非化石電源の導入を拡大するということについてどのようなお考えをお持ちになつて、それを実行可能なかどうかをお聞きしたいと思ひます。

○参考人(森詳介君) 今お話をありましたように、

電力業界としましてもこれまで余剰電力の買取り

メニューや設けまして、それに加えてグリーン電力基金ですね、電力固有の取組としてはメガソーラーを建設するなど積極的に貢献してきたつもりです。

これまで我々、固定買取りの制度というのは基

本的には反対の立場でした。これは、どちらかと

いうとドイツの固定買取り制度ですね、これをイメ

ージして基本的には反対してきましたわけです。と

いいますのは、これは全量を非常に高価格で買

取るということですから、電気料金が恒常に上

昇する。それからまた、現在の建設コストで太陽

光発電を事業者が設置しても十分利益が出てく

る。そうすると、建設コストの、太陽光そのもの

のコスト低減のインセンティブが働かない。そ

ういうようないろんな問題がありまして、我々とし

ては基本的に反対してまいりました。

ただ、今年の二月に経済産業大臣の方から、新

たな成長戦略の目玉として国が太陽光発電の新

たな買取り制度を創設するというお話をございまし

て、これにつきましては、我々としても先ほど申

し上げましたようなドイツの固定買取り制度で抱

えているいろんな問題、そういうことを極力排除

できるような制度設計、そういうことをやつてい

ただけるということを前提に電力業界としても国

の施策に積極的に協力していくといふうに思つて

おります。

これは、先ほど山地先生からお話をございました、いわゆる電圧の問題、それから需給の問題ですね、これは基本的には太陽光が余つてくるという問題、それから周波数の問題と、こうあるわけですけれども、電圧の問題は、これは今の技術的に、コストの問題はもちろんありますけれども、今の技術的に十分対応できる技術は我々も持っているというふうに思つています。

それから、余剰の問題ですね。これはバッテリーを置くと、これは非常にコストは物すごい掛かるわけですから、本当にコストは物すごい掛かる

わけですが、本当は太陽光を設置された方が置いてもらうのがこれは原因者負担ということ

で、そういう協力することによってコストが下がつていく、それで普及するといふうにつな

がつていればといふうに思つております。

ただ同時に、やはり大事なことは、先ほども山

やつぱり整備といいますか、このところが極めて重要なふうに認識をいたしております。

電力会社としては、この系統の整備、従来から極めて重要なものだと、低炭素社会の中において最も重要な課題の一つだということをおっしゃっておられます。

れほど大きな問題はないのではないかなどといふうに思っています。

問題は、周波数調整ですね。これは技術的にこれから非常に課題研究していかなければならぬ課題だと思っていまして、というのは、太陽光

を非常に大量に設置した場合に、個々の単体の太陽光の振る舞いというのは大体我々も理解しているわけですが、全体が、全国に設置された太陽光、これが同時に発電したときには、それが同時に発電したときには、全体がどういうふうな動きをするかというのがまだよく分かっておりません。ですから、その辺りの研究を、これでは国の支援も得ながらやっていきまして、それを踏まえて、現在、周波数調整しております時水式の水力あるいは火力、それと太陽光のために設置した蓄電池ですね、これを一体的に周波数制御のためにどういうふうに活用していくかという研究を早急にやっていきたいというふうに思つております。

○増子輝彦君 森参考人にもう一つお聞きしたいと思います。

今回の太陽光発電の導入促進のためには、このコストの電気料金を、いわゆる使用者の方に負担が重くなるしかつくるということになります。太陽光を設置した方は余剰電力を買い取つていただけますけれども、太陽光パネル、太陽光発電を持たない人にとっては大変な負担増ということになると思います。この辺のところについて、率直に供給事業者としてどのようなお考えをお持ちになつておられるか、お聞かせいただきたいと思います。

○参考人(森詳介君) 今回は、新エネ部会等での議論も踏まえまして、今回の制度では買取り費用を電気をお使いいただくすべてのお客様に広く薄く御負担いただくということになつております

が、先生御指摘のように、そういう太陽光を設置しないすべてのお客様も負担するということになつておられるわけですが、社会的に見てそれが一番最

経済的であるならば我々も協力することは、十分そのつもりはありますけれども、しかしこのコストは非常に掛かつてくる。しかし、技術的にはそ

太陽光というのは、先ほどから申していきますよ

うに、非常に将来が期待される新エネルギーといふうに思つてゐるわけですけれども、ただ一つコストが高いというのが一番の問題で、そのためには、今回の制度もその負担をできるだけ抑えるという意味で、買取り価格をやはり段階的に下げていくとか、それから買取り期間を限定するとかいうことが必要ではないかなというふうに思つています。

またさらに、コストを高く買取りすることによつて売電ビジネスで太陽光発電を設置するといふことになつてきますと、その利益を一般のお客様がすべて負担するということになるのですから、そういうことにならないように、余剰電力ですね、余剰電力に限定して、それぞれの自家消費するために設置した太陽光の余剰電力に限つて購入するということが必要ではないかなとうふうに思つております。

○増子輝彦君 ありがとうございます。

時間が参りましたので、これで終わります。ありがとうございます。

○塚田一郎君 自由民主党の塚田一郎でございます。よろしくお願いいたします。今日は三人の参考人の皆さんには大変貴重なお話を聞かせていただきましたことをまず感謝を申し上げます。限られた時間でありますので、それぞれに御質問をさせていただきますが、できるだけ簡潔にお答え、御協力をいただければと思ひます。まず初めに、茅参考人にお伺いをしたいと思います。

茅先生は原子力の重要性についても大変に御指摘をいたいたと理解をしておりますし、先生自体は原子力のみならず資源拡大の核燃料サイクルについても重要性を指摘されているといふに私は理解をしています。そうした観点から、先ほど中期目標の達成にはどういうことが必要か、原子力もやっぱり伸ばしていくかなきやいけないというふうなお話をされていましたけれども、國

内における今後のいわゆるベストミックス、原子力を中心としたエネルギーのですね、これをどの

ようにお考へになつておられるか、まず御説明いただきたいと思います。

○参考人(第陽一君) 今の御質問にございました

ように中期目標を達成するためにはというより、は必須のツールであるというふうに私は考えております。

今回の中期目標の場合には、さつき申し上げましたように、新しく千二百万キロワットの新設をするということがシナリオに上がつておりますが、これを実現するとなると、電力会社の努力だけではなくて、やはり政策的にこれをバックアップしていくことが非常に大事かと思つています。

この首長の方の同意が必要なわけですが、それに得られるとは思ひませんので、その意味で政府が積極的にそれをバックアップすることを望んでおりがとうございます。

それから、ベストミックスというお話をですが、おっしゃるように、将来の日本のエネルギーを考えますと、原子力だけではなく、今まで話に出でましたような自然エネルギー、さらにはある範囲の火力というものがいかにうまく組み合わさつていいかということが大事かと思っております。将来ともCO₂を減らしていかなければいけないの

ります。

○参考人(森詳介君) これは、当分の間は、先ほど申し上げましたように当分の間は一千万キロワット程度までは今の系統で何とか、しかしそうはいいましてもローカル的には電圧問題などを既に生じております。これにつきましては、極力原因者が、これは電気料金をいただく基本的な考え方ですけれども、原因者が明らかな場合はそういう方に御負担いただく、分からぬ場合には全体のコストで負担するというようなことでやつてゐるわけですから、今後山地先生も御指摘あつたように、非常に膨大なコストが掛かつてくるのは非常に大きな問題に、コスト負担ということでお困りかというのは分からなくなるわけですね。非常にマージナルなところで、太陽光を設置される

以上でございます。

○塚田一郎君 ありがとうございます。大変重要な御指摘をいたいたと思います。

次に、森参考人にお伺いをいたします。

先ほど来から御質問も出しておりますし、また山地先生からも太陽光の大量導入時の電力の系統安定化についての御指摘がありました。現在も新しい買取り制度に伴つてその負担が、コストがいわゆるユーチャーの皆さんに今後負荷されていくだろう。

将来的にもこうした系統安定化にコストが掛かってきた場合に、仮にそれを系統の側でこうしたコストを設備投資等で受けるという場合は、またそれが新しい電力のコスト増につながつていく

ということになつていくおそれがあると思うんですが、この辺を、先ほどおっしゃった電力の重要な新しい発電所を新設する場合に、やはり住民とそこの首長の方の同意が必要なわけですが、それに許容できる部分なのかなというのは我々が非常に心配をしているところなんですが、その点について、例えば政府への取組期待も含めて、どのようにお考へになるかをお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(森詳介君) これは、当分の間は、先ほど申し上げましたように当分の間は一千五百キロワット程度までは今の系統で何とか、しかしそうはいいましてもローカル的には電圧問題などを既に生じております。これにつきましては、極力原因者が、これは電気料金をいただく基本的な考え方ですけれども、原因者が明らかな場合はそういう方に御負担いただく、分からぬ場合には全体のコストで負担するというようなことでやつてゐるわけですから、今後山地先生も御指摘あつたように、非常に膨大なコストが掛かつてくるのは非常に大きな問題に、コスト負担ということでお困りかというのは分からなくなるわけですね。非常にマージナルなところで、太陽光を設置される

全体あるいはその恩恵を受ける国民全体で負担するような制度をこれから考えていかなければならぬというふうに思います。

そのときに、先ほどの意見陳述のときに私申し上げたんですが、やはり電力というのは低炭素化のために非常に大きな役割を果たさなければならぬというふうに思つていて、ほかのエネルギーとの、新エネというのは全部電力系統でしか使えないんですね、これは単独ではなかなか使

えない。そういうような意味で、そのコストの負担が全部電力に掛かるというのは、ほかのエネルギーとの競争という意味で非常に矛盾するといいますか、問題が生じると思いますので、その辺の公平性、これは国民が負担せにやいかぬことは事実なんですけれども、その辺の公平性をいかに維持するかという辺りを国の方にも是非御協力いただけたらというふうに強く思つております。

○塚田一郎君 ありがとうございます。

続きまして、山地参考人に同じ安定化コストについてお伺いをします。

先ほどのお話を伺つてみると、これから太陽光パネル等が価格が低減をしてきて、系統コスト、安定化コストが掛かるから全体としては非常にコストがまた増えいくんではないかというお話を理解をしました。その際に、系統の側がこうして負担を負うんじゃないかというような御説明だったよう理解をしたんですが、一方でユーチャーの側がこれをコストを負担するという考え方で、いや応なしに火力を小さくするということが重要になりますが、一方において、系統の中には自分でいながらなければいけない意

味で、いざとなしに火力を小さくするということが重要になりますが、一方において、系統の中には自分でいながらなければいけない意

味で、いざとなしに火力を小さくするということが重要になりますが、一方において、系統の中には自分でいながらなければいけない意

味で、いざとなしに火力を小さくするということが重要になりますが、一方において、系統の中には自分でいながらなければいけない意

味で、いざとなしに火力を小さくするということが重要になりますが、一方において、系統の中には自分でいながらなければいけない意

電の比率は約四〇%程度というふうになつております。ただ、二〇一八年に先ほどの九基の話でありますけれども、発電、配電を行うというふうに聞いておりますが、ただ、原発についてはリードタイムというのが非常に掛かる。平均的に十数年というふうに聞いておりますので、本当にこれがつくることだと思つんですね。

この辺の点について様々な、本当にそんなことを、そのレベルをやつしていくのかどうな

いう疑問も投げかけられてることは事実だと思いますので、この辺についてどのような展望をお持ちであるかということについてお示しをいただきたいと思います。

○参考人(森詳介君) 今先生御指摘のとおり、我々が平成二十一年度の供給計画、これは十年間の先まで見た供給計画なんですが、その中に原子力発電所の運転開始、その間に運転開始する予定の原子力発電九基織り込んでおります。この内訳は、三基が現在建設中です。これは間違いなく入ると思いまして、六基につきましては着工準備中のものがござります。ですから、我々が考えていた計画どおり、地域の御理解もいただいて何とかこの計画を実現するべく努力していきたいというふうに思つております。

これは、やはり地域の皆さん方の御理解を得ないとなかなか計画どおりいきませんので、先日開催されました原子力部会におきましても、原子力推進強化策が示されました。この中でも大きな課題として取り上げられております立地地域との意思疎通、これを強固にして相互理解を深めていきました

いというふうに思つております。そのためにはやはり一番大事なことは、既設の発電所の安全安定運転、これを継続することがまず第一だというふうに思つております。そのことによつて原子力も努めていく話がありました。これともつながつくることだと思つんですね。

○参考人(森詳介君) 今先生御指摘のとおり、やはり一番大事なことは、既設の発電所の安全を安心して地域に受け入れてもらえるという素地ができるというふうに思つています。また、いろいろな情報公開ですね、情報公開をこれを的確にやることによつて信頼を得る、そういう取組を継続してやることによつてこの九基の計画を実現して、二〇二〇年、五〇%非化石エネルギーを実現していきたいというふうに考えております。

○加藤修一君 先ほど茅参考人が、再生可能エネルギー、これはもう今後拡充していくべきだという話がありました。これ、原子力発電推進強化策で中期目標として四〇%、つまり二〇二〇年まで

には五〇%以上ということを考えてまいりますと、原子力発電の残りと、再生可能エネルギーになるわけではありますので、これは一〇%以上拡大していくかなければいけないという帰結になります。

○参考人(森詳介君) あと残りの一〇%は、これはやはり大半が水力になるというふうに思いますが、既存の水力で、正確な私も数字を今ちょっと、正確な数字は申し上げられないんですが、八%程度は水力で賄えるというふうに思つていて、残りのものは太陽光とかそういう新エネルギーとすることにならうかというふうに思います。それは、今回の固定買取り価格制度、さらにはRPS法に基づく新エネの開発、そういうことを通じて達成していきたいというふうに考えております。

○加藤修一君 それでは、山地参考人にお伺いします。これはやはり地域の皆さん方の御理解を得ないといまでも、スマートグリッドの話もありました。様々な再生可能エネルギーをそれにどうつなげるかということは極めて重要だと私は思つておりますが、とりわけ山地参考人はバイオマス関係について造詣が深いというふうに、その

部分についても深いというふうに私理解しております。日本は、森林資源を考えまいりますと、六七%が森林ということになつておりますし、一億立米ぐらい成長すると、そしてまた林地残材の関係については年間二千万トンぐら

いは出てくるという話でございます。

熊崎先生、筑波大学の先生だと思ひますけれども、あの先生の話によりますと、こういうバイオマスを使って、これ試算でありますけれども、そういう間伐材二千万立米の便益を考えると石油四百万トンに相当するとか、あるいは木質チップの価値を考えて、いまいと、約四億ドルになると、おむね地元に落ちると。あるいは、さらに、こういったチップの関係、様々な労働を考えていくと、直接雇用で一万、間接雇用で一・二万人の創出

されるわけですが、この点については一般電気事業者としてはどのようなお考えを今後の展開とお持ちですか。

○参考人(森詳介君) あと残りの一〇%は、これはやはり大半が水力になるというふうに思いますが、既存の水力で、正確な私も数字を今ちょっと、正確な数字は申し上げられないんですが、八%程度は水力で賄えるというふうに思つていて、残りのものは太陽光とかそういう新エネルギーとすることにならうかというふうに思います。それは、今回の固定買取り価格制度、さらにはRPS法に基づく新エネの開発、そういうことを通じて達成していきたいというふうに考えております。

○参考人(森詳介君) あと残りの一〇%は、これはやはり大半が水力になるというふうに思いますが、既存の水力で、正確な私も数字を今ちょっと、正確な数字は申し上げられないんですが、八%程度は水力で賄えるというふうに思つていて、残りのものは太陽光とかそういう新エネルギーとすることにならうかというふうに思います。それは、今回の固定買取り価格制度、さらにはRPS法に基づく新エネの開発、そういうことを通じて達成していきたいというふうに思つております。

○参考人(森詳介君) あと残りの一〇%は、これはやはり大半が水力になるというふうに思いますが、既存の水力で、正確な私も数字を今ちょっと、正確な数字は申し上げられないんですが、八%程度は水力で賄えるというふうに思つていて、残りのものは太陽光とかそういう新エネルギーとすることにならうかというふうに思います。それは、今回の固定買取り価格制度、さらにはRPS法に基づく新エネの開発、そういうことを通じて達成していきたいというふうに思つております。

○参考人(山地参考人) バイオマスは、再生可能エネルギーの中でもちょっと変わっているんです。これはやはり地域の皆さん方の御理解を得ないといまでも、スマートグリッドの話もありました。様々な再生可能エネルギーをそれにどうつなげるかということは極めて重要だと私は思つておりますが、とりわけ山地参考人はバイオマス関係について造詣が深いというふうに、その

部分についても深いというふうに私理解しております。日本は、森林資源を考えまいりますと、六七%が森林ということになつておりますし、一億立米ぐらい成長すると、そしてまた林地残材の関係については年間二千万トンぐら

いは出てくるという話でございます。

は、しかし実はバイオマスはバイオマスとして紙や木としての材料として使えるとか、それから食料として使えるとか、いろんな用途があるというところがバイオマスの特徴です。その中でエネルギー利用を有効に位置付けるということ私が非常に大切だと思っています。その点で、先生御指摘の林地の木質バイオマスと言われるものですけれども、これは賦存量としては、確かに我が国の中のバイオマス賦存量の中では非常に大きいもので貴重なものだと私も思っています。

ところが、問題は、バイオマスは一般にそういうふうに使うかというのは極めて重要で、昨年一年間でも日本から石油資源等を含めて考えて

いた場合、輸入に對して対価が出ていくわけですから、国富が二十一兆円出たという、そういうふうに使うかというのは極めて重要で、昨年一年間でも日本から石油資源等を含めて考えて

ある程度補助的な意味で出ているわけですが、それでも、それを運び出して持っていくというところまでの手当ができるでないといふところもまだ、地域社会の活性化という意味では公共的にある程度支援ができるんじやないかと思うんですけど、そこが十分ではない。それで、おっしゃる我が国に存在する資源が有効に利用できていないということかと理解しております。

○松下新平君 改革クラブの松下新平と申します。

本日は、二名の参考人の皆様、それをお立場から貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございます。

本日は、電気事業連合会の会長をお起して下さい。けれども、独自の様々な取組、そして安定供給に御尽力をいただいておりますこと、改めて敬意を表したいと思っております。エネルギーは何といいましても国の基ですから、私は国策としてこのエネルギー問題を考えてみたいと思つております。

そこで、私からは原子力の推進につきまして、お三方のそれぞれのお立場からの御意見を賜りたいと思っております。

お話をありましたアレルギー、温室効果ガス削減

の中期目標達成、このための原子力の推進の必要性、そして非化石エネルギー利用促進のかぎ、これは、もう申し上げましたけれどもやはり原子力の推進だろうと。そんな中で、既存の発電所の設備利用率六〇%にとどまっているという現状があります。また、新設、新增設の必要性。先ほど森参考人からもそのお話がありましたが、今まで取り組んでいただいておりますけれども、そこがなかなかもう一步進まなかつたという現状も御披露いただきました。是非、この法案の制定を契機に、さらに国策としての原子力の推進を図られるべきだというふうに改革クラブとしても考えております。

シェードと、その中で日本の高い技術力も生かしならなければならないと思つております。その中で、国と地方公共団体この取組が課題になるわけですけれども、この法案の中では、国の役割の位置付けとしては、財政上の措置を講じるという、雑則に書いてあるだけなんですけれども、国としても、さらにもう一歩この法案を契機として踏み込んで、この必要性の基として将来ビジョンを示すべきだと考えておりますが、それぞれの三人の参考人の皆さんのお力推進に対しましての考え方をお願いいたし

○参考人(茅陽一君) 原子力の今後につきましては、いろいろなポイントがあるうかと思います。一つは、まず稼働率でござりますが、御指摘のように、現在稼働率が六〇%程度と低くとどまっていることが問題なわけです。一九九〇年代の後半を見ますと、日本の原子力発電所の平均稼働率は八〇%を超しておおりまして、その状況が戻れば八〇%は実現できることが可能なわけです。それはどういう状況かと考えてみると、二〇〇〇年代になりますと、御承知のように、東電の偽装報告であるとか関西電力の事故であるとか、あるいは新潟の地震といった、言うなれば不意の事態が

事件が幾つか起きまして、それが続いたために六〇%という低い稼働率になつたと了解しております。その意味で、今後また、地震だけは予想が付きませんけれども、ほかの火災的な問題について我々が十分な配慮をすれば、九〇年代後半と同じように八〇%の稼働率は実現できるんだというふうに考えております。

もう一つ、私強調したいのは、核燃料サイクルを一刻も早く確立すべきだという点でございます。温暖化に対して原子力が大きな武器になるという話になつておりますが、もしこれを、ウランをそのまま使って一回で捨ててしまうというワンスルーと言われるもので終わってしまうと、必

思つてゐるわけですけれども、我々としても、そういう国の強いリーダーシップの下で我々の果た

やはりウラン238を利用して、これをブルトウムに変えて使うという高速増殖炉を利用でありますようにすることが、温暖化問題に對して原子力が意味を持つ本当の方法だらうと思います。

日本の場合、まだ再処理、さらにはこの高速炉さらに最終処分場といった三つのポイントがいずれも解決しておりません。これに對して解決の努力を今まで以上にすることが、本当の意味で温暖化対策の中で原子力が生きる方法であらうと考えております。

○参考人(森詳介君) 先生御指摘のように、我が

国ではエネルギーはほとんど大半を輸入に依存していくまして、安定供給を担保しながら非化石エネルギー比率を五〇%以上していくためにはやはりもう原子力しかないとふうに私も思つていて、既設の原子力発電所の利用率向上、これは茅先生から御指摘のあつたとおりで、利用率がついているわけですから、それに加えていきますと、いろいろリスクを評価しまして、予測保全工事を懸念に各社取り組んでおります。このことによつて定期検査の期間がかなり長くなつてゐる。これも一つの利用率の低下につながつてゐまして、先ほど茅先生から御指摘のあつた点に加えて、それが一つの要因としてあるというふうに

に思つていましても、それも間もなく、大体そういう工事もめどが立つてきていますので、これままでの実績のあります八〇%台を目指して頑張つていただきたいというふうに思っていますし、また、先ほど申し上げました九基の供給計画に掲げておる新設ですね、これについても懸命に取り組んでいきたいというふうに思つております。

これらに関しましては、先ほどからも話出ておりますように、先日開催されました原子力部会で原子力発電推進強化策というのが了承されたわけですが、この冒頭には、まずは国が第一歩を踏み出すという姿勢で取り組むということが記載、抜擢されておりまして、我々としても大変心強く

実際、九〇年代の半ばには八〇%台半ばまで行っていたわけでありまして、現存の五千万キロ

すべき役割をきちっと果たしていただきたいというふうに思います。

具体的には、やはり安全最優先で、安全安定運転を続けることを前提にして、高経年発電所を含む既設炉の高度利用ですね、これは利用率を上げていく、また出力を増やしていくと、そういう取組をやっていきたいと思っていますし、それから新增設、これは供給計画に挙がっているものをしつかりとやっていきたいというふうに、これは地元の御理解をいただきながら、いただけるようになしにしつかりやっていきたいというふうに思つてい

ワット弱の原子力発電所の設備利用率が今の六〇%ぐらいから八十数%で、二十数%向上すれば、それだけで二酸化炭素の年間排出量は多分七千万トンぐらい下がると思います。我が国の総排出量が十三億とかというところですから、五%行くわけございまして、ある意味隠し球みたいなものかもしれませんけれども、本来これは達成されるべきものということになりますから、まずそこへ持っていくということが大事なところ。

それに関しては、昔できていたんだからということもあるんでしょうけれども、もう一つは、例えば、韓国、米国、フィンランドもそうですが、ども、まあドイツもそれに近いですが、九〇%ぐらい設備利用率、実績を上げているわけですね。それをむしろ目指していくべきであろうと思つています。

そのためには運転期間を、従来十三か月と言わっていたものが、今度、法制上は十八か月あるいは二十四か月も可能になつていて、それから燃料的には高燃焼度化という、少し濃縮度を上げて長い間の連続運転に耐えるということは、これは技術的にできることですから、高燃焼度化と運転期間の長期化で九〇%を目指すべきだと思っております。

それともう一つは、出力増強ですね。既存設備の定格出力を増大させているというのは、過去、アメリカ、スウェーデンでいっぱいあるわけです。大体五%ぐらいの出力、同じ設備ですよね。実は、原子炉自体には熱出力で相当余力がありますので、電気出力を五%ぐらい上げることは実例がいっぱいあるわけでございまして、今回、東海二号炉でやっていると思いますけれども、五%といいますと、五千万キロワットの五%、二三百五十万キロワットです。で、大きな発電所二基分ぐらいに当たるわけありますから、それにもうちょっと取組、今までむしろ遅かつたんではないかと

思つております。

そういう既存の原子力を有効利用していくべきものということになりますから、それにようところがまず行うべきことであろう、それにようところが相当もう計算できる状態だというふうに考えております。

以上でございます。

○松下新平君 ありがとうございます。

原子力の推進に関しまして共有できたと思います。森参考人から安全最優先で事業を行うという決意もいただきました。

相互理解が必要で、情報公開ということで最後にお願いしたいんですけども、やはり徹底した情報公開によつて、供給側は見られているという緊張感、受けける側は安心感、これを、成功のかぎを握ると言われておりますけれども、徹底した情報公開をお願いしたいと思想います。

以上で質問を終わります。

○田中直紀君 無所属の田中直紀でございます。

茅参考人、森参考人、山地参考人、大変ありがとうございます。

まず、山地参考人にお伺いをいたしたいと思ひます。

今回の二法案でございますが、非化石エネルギー源の利用あるいは代エネ法の改正という内容であります。が、先ほどの話のように、平成十四年にいわゆるRPS法が施行されまして、七年間の実績を踏まえているわけでござります。

そのためには、検査を、従来十三か月と言つては検査もうそこでやつてしまふとか、それから燃

料的には高燃焼度化という、少し濃縮度を上げて長い間の連続運転に耐えるということは、これは技術的にできることですから、高燃焼度化と運転期間の長期化で九〇%を目指すべきだと思っております。

それともう一つは、出力増強ですね。既存設備の定格出力を増大させているというのは、過去、アメリカ、スウェーデンでいっぱいあるわけです。大体五%ぐらいの出力、同じ設備ですよね。実は、原子炉自体には熱出力で相当余力がありますので、電気出力を五%ぐらい上げることは実例がいっぱいあるわけでございまして、今回、東海二号炉でやっていると思いますけれども、五%といいますと、五千万キロワットの五%、二三百五十万キロワットです。で、大きな発電所二基分ぐらいに当たるわけありますから、それにもうちょっと取組、今までむしろ遅かつたんではないかと

ういうことがありますから、この法案が成立して何か矛盾が生じてほかの新エネルギーは必要ない

んだと、こういうような位置付けにもなりかねないで、若干、法案としての内容がもう少し充実した方がよかつたんではないかなという、私個人の印象でございますが、山地参考人、いかがでしょ

うか。

○参考人(山地憲治君) 先ほど意見を申し上げたときにも触れたことだと思います。RPS法と今回の太陽電池の余剰買取り制度の問題と、いうのはなかなか悩ましいところがあります。規制のやり方という点から見ますと、RPS法というのは量の規制ですね、クォンティティです。目標量を決めて義務付けて達成しなさい、その新エネルギー発電の中身については効率的に選んでください、特定の太陽電池を幾らとは言わない、新エネ

発電総量で幾らと、量を目標値として掲げている。それに対して今回の太陽電池の買取りは価格の規制でありまして、具体的な価格はまだこれから決まると思いますが、一定の価格で余剰を必ず買い取りなさいという義務付けをするわけであります。これは、政策のやり方として量と価格というのは両面からあると思います。ただし、両者を整合性を取るというのは非常に難しいことになろうと思つております。

私は、RPS法の中でしかし、実はRPS法というものは基本的な考え方方は総量の目標を与えて、そこを実現する様々な新エネルギーは競争的に効率的に組み合わせなさいというのが原則ではありますけれども、それぞれ新エネルギー開発レベルが違うわけですね。太陽電池はやっぱり相対的に高いものだったわけで、ある程度、そういうものは更地で競争しなさいというのも大変ですから、少し優遇をしよう。これをバンドイングとか

なんありますが、それがうまく法案と法案が

達成義務化制度等も入っておりますし、それから余剰電力の買取り等の考え方もありますけれども、それが今までやつてきたRPS法での考え方と今

回の二法案との整合性といいますか、その法案を、考え方方が若干違うから従来の法案は残して新しい

法案を今回成立を果たしてやつていくということなんですが、それがうまく法案と法案がマッチングして、特に義務化の中で、新エネルギーの中でも太陽光発電を重点的に今回はやつていく。だから、その中に今回の位置付けられればやつては電力量を二倍にカウントしますと、それも勧告を発動する発動基準のところで勘案します。森参考人から安全最優先で事業を行うという優遇をしていたわけですね。今回それがより大きくなつてきているということかと思いますけれども、何とか整合性を持たず調整ができるればというふうに考えております。

○田中直紀君 ちょっと追加で。

新エネルギー利用義務量の実績を見ますと、平成二十年までは利用目標量に対し、義務量に対する利用が大きかったと、こうことですから、これから先を見通しても、RPS法というのはほぼ達成されたと、これはもうなくしてもいいというようなことも考えられないでしようか。

○参考人(山地憲治君) 先ほど森会長の最初の御意見の中にもあつたように、電源開発というのは、新エネルギーは比較的リードタイムが短い方ですけれども、それでもやっぱり時間が掛かります。発電所として成り立つて電力を生産するまでには。そういうことで、既にある程度取りかかっているもので、見えるものと、それから、今ですと二〇一四年の目標値があるんですけども、それまでのものと、今できるもののところで少しだから賃金をするという、バンキングという制度がありますから、それでバンキングで今できるところを、今やつた方がより安いと判断すれば早めにやつてはいるわけですね。

だけれども資源として、風力資源、バイオマス資源あるいは太陽光資源、そういうものを見て、将来的に見ると二〇一四年の目標というのはなかなか難しいと、RPS法小委員会の中で目標を決めるときの議論の中では積み上げの中でチェック

をしたわけであります。今足下で余っているのは、やりやすいところを早めにやつておきましょうということは、そのパンキングを生かしていると。将来的にはなかなか厳しい目標になつて、この太陽光発電の高額買取りという、今回の制度の前の段階ではですね。今回のことと太陽電池が想定したものよりもたくさん入りそうですから、そこで目標量を調整しましようという段階に入つてゐるという理解をしています。

○田中直紀君 ありがとうございました。

茅参考人にお伺いいたします。

御説明いただきました資料の中の後半でありますけれども、石炭火力の効率、発電端などいうんでしょうか、十三ページと十四ページで、USCが四三%ということでございます。日本の四〇%よりは高い水準なわけであります。原子力と比較してこのいわゆる石炭火力の効率化のことをどこまでCO₂削減のために基準にすべきかと。我が国も当然石炭火力をやつておるわけでありますし、新しい石炭火力を目指しておる小名浜火力なんかござりますが、最近は大変もつともっとCO₂減らせと、二〇一二年に運行するという目標の中で厳しい指標もあるようありますけれども、どの辺を目指すべきなのか。そして、なかなか原子力というのは目標は私は今まで求めらるか、どこまでCO₂削減のために基準にすべきかと。我が国も当然石炭火力をやつておるわけでありますし、新しい石炭火力を目指しておる小名浜火力なんかござりますが、最近は大変もつともっとCO₂減らせと、二〇一二年に運行するという目標の中で厳しい指標もあるようありますけれども、どの辺を目指すべきなのか。そして、なかなか原子力というのは目標は私は今まで求めらるか、どこまでCO₂削減のために基準にすべきかと。我が国も当然石炭火力をやつておるわけでありますし、新しい石炭火力を目指しておる小名浜火力なんかござりますが、最近は大変もつともっとCO₂減らせと、二〇一二年に運行するという目標の中で厳しい指標もあるようありますけれども、どの辺を目指すべきなのか。そして、なかなか原子力というのは目標は私は今まで求めらるか、どこまでCO₂削減のために基準にすべきかと。我が国も当然石炭火力をやつておるわけでありますし、新しい石炭火力を目指しておる小名浜火力なんかござりますが、最近は大変もつともっとCO₂減らせと、二〇一二年に運行するという目標の中で厳しい指標もあるようありますけれども、どの辺を目指すべきなのか。そして、なかなか原子力というのは目標は私は今まで求めらるか、どこまでCO₂削減のために基準にすべきかと。我が国も当然石炭火力をやつておるわけでありますし、新しい石炭火力を目指しておる小名浜火力なんかござりますが、最近は大変もつともっとCO₂減らせと、二〇一二年に運行するという目標の中で厳しい指標もあるようありますけれども、どの辺を目指すべきなのか。そして、なかなか原子力というのは目標は私は今まで求めらるか、どこまでCO₂削減のために基準にすべきかと。我が国も当然石炭火力をやつておるわけでありますし、新しい石炭火力を目指しておる小名浜火力なんかござりますが、最近は大変もつともっとCO₂減らせと、二〇一二年に運行するという目標の中で厳しい指標もあるようありますけれども、どの辺を目指すべきなのか。そして、なかなか原子力というのは目標は私は今まで求めらるか、どこまでCO₂削減のために基準にすべきかと。我が国も当然石炭火力をやつておるわけでありますし、新しい石炭火力を目指しておる小名浜火力なんかござりますが、最近は大変もつともっとCO₂減らせと、二〇一二年に運行するという目標の中で厳しい指標もあるようありますけれども、どの辺を目指すべきなのか。そして、なかなか原子力というのは目標は私は今まで求めらるか、どこまでCO₂削減のために基準にすべきかと。我が国も当然石炭火力をやつておるわけでありますし、新しい石炭火力を目指しておる小名浜火力なんかござりますが、最近は大変もつともっとCO₂減らせと、二〇一二年に運行するという目標の中で厳しい指標もあるようありますけれども、どの辺を目指すべきなのか。そして、なかなか原子力というのは目標は私は今まで求めらるか、どこまでCO₂削減のために基準にすべきかと。我が国も当然石炭火力をやつておるわけでありますし、新しい石炭火力を目指しておる小名浜火力なんかござりますが、最近は大変もつともっとCO₂減らせと、二〇一二年に運行するという目標の中で厳しい指標もあるようありますけれども、どの辺を目指すべきなのか。そして、なかなか原子力というのは目標は私は今まで求めらるか、どこまでCO₂削減のために基準にすべきかと。我が国も当然石炭火力をやつておるわけでありますし、新しい石炭火力を目指しておる小名浜火力なんかござりますが、最近は大変もつともっとCO₂減らせと、二〇一二年に運行するという目標の中で厳しい指標もあるようありますけれども、どの辺を目指すべきなのか。そして、なかなか原子力というのは目標は私は今まで求めらるか、どこまでCO₂削減のために基準にすべきかと。我が国も当然石炭火力をやつておるわけでありますし、新しい石炭火力を目指しておる小名浜火力なんかござりますが、最近は大変もつともっとCO₂減らせと、二〇一二年に運行するという目標の中で厳しい指標もあるようありますけれども、どの辺を目指すべきなのか。そして、なかなか原子力というのは目標は私は今まで求めらるか、どこまでCO₂削減のために基準にすべきかと。我が国も当然石炭火力をやつておるわけでありますし、新しい石炭火力を目指しておる小名浜火力なんかござりますが、最近は大変もつともっとCO₂減らせと、二〇一二年に運行するという目標の中で厳しい指標もあるようありますけれども、どの辺を目指すべきなのか。そして、なかなか原子力というのは目標は私は今まで求めらるか、どこまでCO₂削減のために基準にすべきかと。我が国も当然石炭火力をやつておるわけでありますし、新しい石炭火力を目指しておる小名浜火力なんかござりますが、最近は大変もつともっとCO₂減らせと、二〇一二年に運行するという目標の中で厳しい指標もあるようありますけれども、どの辺を目指すべきなのか。そして、なかなか原子力というのは目標は私は今まで求めらるか、どこまでCO₂削減のために基準にすべきかと。我が国も当然石炭火力をやつておるわけでありますし、新しい石炭火力を目指しておる小名浜火力なんかござりますが、最近は大変もつともっとCO₂減らせと、二〇一二年に運行するという目標の中で厳しい指標もあるようありますけれども、どの辺を目指すべきのか。

とですが、大体こういった工学技術というの効率を上げるということを一つの至上命令としていることで、そのパンキングを生かしていると。将来的にはなかなか厳しい目標になつて、この太陽光発電の高額買取りという、今回の制度の前の段階ではですね。今回のことと太陽電池が想定したものよりもたくさん入りそうですから、そこで目標量を調整しましようという段階に入つてゐるという理解をしています。

○田中直紀君 ありがとうございました。

茅参考人にお伺いいたします。

御説明いただきました資料の中の後半でありますけれども、石炭火力の効率、発電端などいうんでしょうか、十三ページと十四ページで、USCが四三%ということでございます。日本の四〇%よりは高い水準なわけであります。原子力と比較してこのいわゆる石炭火力の効率化のことをどこまでCO₂削減のために基準にすべきかと。我が国も当然石炭火力をやつておるわけでありますし、新しい石炭火力を目指しておる小名浜火力なんかござりますが、最近は大変もつともっとCO₂減らせと、二〇一二年に運行するという目標の中で厳しい指標もあるようありますけれども、どの辺を目指すべきなのか。そして、なかなか原子力というのは目標は私は今まで求めらるか、どこまでCO₂削減のために基準にすべきかと。我が国も当然石炭火力をやつておるわけでありますし、新しい石炭火力を目指しておる小名浜火力なんかござりますが、最近は大変もつともっとCO₂減らせと、二〇一二年に運行するという目標の中で厳しい指標もあるようありますけれども、どの辺を目指すべきのか。

ただ、そう申しましても、時間的なことを考えますと、CO₂削減という面からいえば、それだけ答えが出てくるわけではございません。それはおっしゃるとおりございまして、それに対しまして世界的な傾向として今出ておりますのは、二酸化炭素を排出源から回収して貯留するという、俗にCCSと呼んでおりますが、これをある程度設置することによってCO₂の大気中の排出を減らすというのが対策の一つの方法だらうと思いまして、既にもうドイツではこういった形の火力発電所が一基出てきておりまして、これが世界的にも広がっていくことになるかと思ひます。もちろん、その場合、貯留のための場所をどうするかといふことがコストをどうするかという問題はございまして、それが何とかの電源建設する長期計画を持っていまして、その線に沿つた形で地点の選定を含め現在やつておるところです。そういう中で、これ非常に広い用地も必要になりますので、各自治体と話し合いながら共同事業というような形のものも多分出てくるんじゃないかなというふうに思つております。

私どもが現在計画して進めています一万キロワットのメガソーラーは、これは國の方にも建設費を大きく御支援いただいて、これはほかの電源と比べればまだだいわゆる経済性というものでは見劣りはしますけれども、そういうことをやることによって、石炭火力を使いながら抜本的にCO₂の排出を減らすという流れがかなり中心の流れになるかと考へております。

以上でございます。

○田中直紀君 どうもありがとうございました。

では、森参考人にお伺いをいたします。

電力の買取りの問題でございますが、家庭用のパーソナルな太陽光の発電につきましては制度を浸透して対応していくと、こういうことでございますが、今大規模な太陽光発電所というのが建設計画が報道されております。大阪の堺市ではメガソーラー発電計画で合計二万八千キロワットのいわゆる世界最大級の発電能力を持つ発電所を建設すると、こういうことも報道されておりまして、正直言いますと、工学技術すべてに通用するこ

これから各地域で自治体も努力をしてソーラー発電所を建設していくという試みが出てきていると思いますが、買取り電力の問題で対象外になつてしまふのでは、なかなか出できにくいのではほしいというのはなかなか出できにくいのではほしいかなどいうふうに思つています。また、高価な電力というのは、電力の会社としてはどう取り扱われいかれるんでしょうか。

○参考人(森詳介君) 今お話をありましたメガソーラーですね、堺の方の二万八千キロ、これすべく私ども、私の関西電力もかかわつていて、一万キロワットは自社独自で、残りの一万八千キロワットはシャープさんと共同で建設する予定で現在準備を進めています。

現在、電気事業者は二〇二〇年度までに三十か所で合計十四万キロワット程度のメガソーラーを建設する長期計画を持っていまして、その線に沿つた形で地点の選定を含め現在やつておるところです。そういう中で、これ非常に広い用地も必要になりますので、各自治体と話し合いながら共同事業というような形のものも多分出てくるんじゃないかなというふうに思つております。

私どもが現在計画して進めています一万キロワットのメガソーラーは、これは國の方にも建設費を大きく御支援いただいて、これはほかの電源と比べればまだだいわゆる経済性というものでは見劣りはしますけれども、そういうことをやることによって、石炭火力を使いながら抜本的にCO₂の排出を減らすという流れがかなり中心の流れになるかと考へております。

以上でございます。

○田中直紀君 御努力をお願いいたします。

どうもありがとうございます。

○委員長(櫻井充君) 以上で参考人に對する質疑は終了いたしました。

参考人の方々には、長時間にわたり有益な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございました。委員会を代表して御礼申し上げます。

午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時開会

○委員長(櫻井充君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー資源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案及び石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、文部科学大臣官房文教施設企画部技術参事官岡誠一君外十一名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻井充君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(櫻井充君) エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案及び石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○藤原正司君 藤原でございます。

では質問させていただきますが、今回のエネルギー関連法、これについて、太陽光の余剰電力の買取り制の根拠法、この部分が非常に強調されて関心持たれているわけですが、元々この法というは、昭和四八年そして五十年の初めにかけて起きた第一次、第二次石油ショック、これを踏まえて、日本のエネルギー構造を変えなければならぬ、石油依存体質を変えなければならないと、こういうことから代替エネルギー法ができる。そのことの目的はほぼ達成しただけれども、今度は温暖化という問題が大きな政治的課題として浮上したときに、ではこれを具体的に対策を進めることも、石油依存体質を変えるために、石油だけではなくて原子力、石炭、天然ガスといふうにずっとエネルギー源を多様化していく、いわゆるベストミックスという選択を取つてきました。ところが今回、温暖化というエネルギーの三要素のうちの一つに非常にウエートを掛けて物を考えなければならぬと、こういう状況になつたときに、今度はエネルギーのこのベストミックスというのは一体どういうことになるんだろうと、こういうことがポイントになつてくるわけでして、この点についてまずお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(石田徹君) お答え申し上げます。

今まさに先生御指摘のように、エネルギー政策を推進していくに当たりましては、温暖化、環境安定供給の確保、さらには市場原理の活用と、い

わゆるエネルギー政策基本法における基本原則に基づいて総合的に進めていくことが必要であると、いうふうに考えております。

そういう意味で、エネルギー源ごとにそれぞれいろいろな特性がございます。例えば化石燃料につきましては、エネルギー密度が高く運搬も容易

だ、あるいは利用しやすいといったようなメリッ

トもございますし、コストも相対的に低いとい

ますし、中長期的なエネルギー需給のタイト化といたような問題もあるというようなことでござ

ります。また、原子力につきましては、これは供給安定性に優れるとともに、発電時に二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギー源だとい

うことで、地球温暖化対策の観点からの課題もあり

ますし、中長期的なエネルギー需給のタイト化といたような問題もあるというようなことでござ

ります。また、原子力につきましては、これは供

給安定性に優れるとともに、発電時に二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギー源だとい

うことで、地球温暖化対策の観点からの課題もあり

ますし、中長期的なエネルギー需給のタイト化といたような問題もあるというようなことでござ

ります。また、原子力につきましては、これは供

給安定性に優れるとともに、発電時に二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギー源だとい

うことで、地球温暖化対策の観点からの課題もあり

ますし、中長期的なエネルギー需給のタイト化といたような問題もあるというようなことでござ

ります。また、原子力につきましては、これは供

給安定性に優れるとともに、発電時に二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギー源だとい

うことで、地球温暖化対策の観点からの課題もあり

ますし、中長期的なエネルギー需給のタイト化といたような問題もあるというようなことでござ

ります。また、原子力につきましては、これは供

給安定性に優れるとともに、発電時に二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギー源だとい

うことで、地球温暖化対策の観点からの課題もあり

今後、エネルギーの安定供給の確保、それから地球温暖化問題への対応、それからまた経済的な効率性という、この三つの柱の中で今後のエネルギー源の組合せをやはり考えていく必要があるうと思つております。

その中で、一つの大きなやはり政策の今後の柱になつてまいりますのが非化石エネルギー源、あるいは非化石電源の割合を増やしていくと、いうことで、特に原子力につきましては、これは中期目標との関連でも議論されておりますけれども、新設九基プラス稼働率を当面四〇%程度を目指すということで、電源の中でのウエートを四〇%程度には引き上げていくといふことを考えております。また、コスツあるいは供給安定性等の面で課題はござりますけれども、着実に導入を拡大をしていくべきエネルギー源だといふことに考えておられます。

この法案、新法におきましても、こうした各エネルギー源の特性をそれぞれ最大限に生かしながら、エネルギー供給事業者に対する非化石エネルギー源の導入拡大と化石燃料の有効利用、この二本立てで政策を推進していくという考え方を立つております。

○藤原正司君 このベストミックス問題は、午前中の参考人質疑で茅さんに対する御質問もあつたわけでありますけれども、今のお話ですと、それぞれの固有のエネルギーの持つている特質を述べられたにすぎないと。

では、どちら、もう定数じゃなく定性的にどういうふうにウエートが変わつてくるんだろうといふうに、ずつとエネルギー源を多様化していくのが、今日も原子力の重要性は言われました。よく太陽光と原子力を比較するときに、原子力一基と山手線の内側に全部太陽パネルを乗せたのが同じだという表現をされます。これは実は正しくないんです。というのは、原子力は夜も関係ないんですね。曇つても関係ないんです。山手線の内側は、雨が降つたり曇つたり夜になつたら発電、支障を来す場合。だから、大体太陽光の平均的な発電効率は一〇%強と言われています。だから、原子力

とはキロワットは同じであつたとしてもキロワットアワーが全然違つてことをきちんと認識して、そういう理解を国民にしていただきことも大事なことではないかななどいうふうに思つんです。

いざれにしましても、原子力が、一つはCO₂を出さないということ、一つは安定的エネルギーを供給するという基幹エネルギーとしての役割これは非常に大きなものがあると思うんです。たゞ、午前中もありましたように、軽水炉だけで原子力のエネルギーを取り出すということになります。まだ、資源にもエネルギーは限りがあります。今までその方向で努力をしておりまして、今回の新法の下でもそうしたことを誘導していくといふふうに考えております。また、これは電力事業者においてもその方向で努力をしておりまして、今回の新法によって全体の五〇%ぐらいを占めるといふようなことが、現在、これは電力事業者においては、やつぱり大きな再生可能エネルギーを核としながらその他の再生可能エネルギーによつて、コストあるいは供給安定性等の面で課題はござりますけれども、着実に導入を拡大をしていくべきエネルギー源だといふことに考えております。

この法案、新法におきましても、こうした各エネルギー源の特性をそれぞれ最大限に生かしながら、エネルギー供給事業者に対する非化石エネルギー源の導入拡大と化石燃料の有効利用、この二本立てで政策を推進していくという考え方を立つております。

○藤原正司君 このベストミックス問題は、午前中の参考人質疑で茅さんに対する御質問もあつたわけでありますけれども、今のお話ですと、それぞれの固有のエネルギーの持つている特質を述べられたにすぎないと。

では、どちら、もう定数じゃなく定性的にどういうふうにウエートが変わつてくるんだろうといふうに、ずつとエネルギー源を多様化していくのが、今日も原子力の重要性は言われました。よく太陽光と原子力を比較するときに、原子力一基と山手線の内側に全部太陽パネルを乗せたのが同じだという表現をされます。これは実は正しくないんです。というのは、原子力は夜も関係ないんですね。曇つても関係ないんです。山手線の内側は、雨が降つたり曇つたり夜になつたら発電、支障を来す場合。だから、大体太陽光の平均的な発電効率は一〇%強と言われています。だから、原子力

とはキロワットは同じであつたとしてもキロワットアワーが全然違つてことをきちんと認識して、そういう理解を国民にしていただきことも大事なことではないかななどいうふうに思つんです。

いざれにしましても、原子力が、一つはCO₂を出さないということ、一つは安定的エネルギーを供給するという基幹エネルギーとしての役割これは非常に大きなものがあると思うんです。たゞ、午前中もありましたように、軽水炉だけで原子力のエネルギーを取り出すということになります。まだ、資源にもエネルギーは限りがあります。今までその方向で努力をしておりまして、今回の新法によって全体の五〇%ぐらいを占めるといふようなことが、現在、これは電力事業者においては、やつぱり大きな再生可能エネルギーを核としながらその他の再生可能エネルギーによつて、コストあるいは供給安定性等の面で課題はござりますけれども、着実に導入を拡大をしていくべきエネルギー源だといふことに考えております。

この法案、新法におきましても、こうした各エネルギー源の特性をそれぞれ最大限に生かしながら、エネルギー供給事業者に対する非化石エネルギー源の導入拡大と化石燃料の有効利用、この二本立てで政策を推進していくという考え方を立つております。

○藤原正司君 このベストミックス問題は、午前中の参考人質疑で茅さんに対する御質問もあつたわけでありますけれども、今のお話ですと、それぞれの固有のエネルギーの持つている特質を述べられたにすぎないと。

では、どちら、もう定数じゃなく定性的にどういうふうにウエートが変わつてくるんだろうといふうに、ずつとエネルギー源を多様化していくのが、今日も原子力の重要性は言われました。よく太陽光と原子力を比較するときに、原子力一基と山手線の内側に全部太陽パネルを乗せたのが同じだという表現をされます。これは実は正しくないんです。というのは、原子力は夜も関係ないんですね。曇つても関係ないんです。山手線の内側は、雨が降つたり曇つたり夜になつたら発電、支障を来す場合。だから、大体太陽光の平均的な発電効率は一〇%強と言われています。だから、原子力

であろうというふうに考えております。そういう意味で、原子力は我が国の基幹電源としてこれまで以上に大きな役割を担う必要があるというふうに認識をいたしております。その中には、まさに今先生言われたような核燃料サイクルの確立、特に高速増殖炉路線の確立というのも含めて今後推進していく必要があろうというふうに考えております。

こうした認識に立つて、六月十八日でございましたが、経済産業省として原子力発電推進強化策を取りまとめたところでございます。これは、まさ

に中期目標の実現というようなことも念頭に置きながら、低炭素の電源の中核となります原子力につきまして更なる推進に向けた国としての決意と具体策をお示しをしたつもりでございます。

二〇年時点で原子力の発電比率を四〇%程度実現をするということ、そのため九基の二〇一八年度までの新增設、あるいは設備利用率の主要利用国並みへの向上とというようなことについて、それ

ぞ具体的な取組について表明をさせていただいていること、さらに、より中長期的のあるいは基本的な取組といったしましては、例えば立地地域との共生というようなことはもちろんでございますけれども、小中校生への原子力教育の充実といったようなことにも更に力を入れてまいりたいというふうに考えております。

○藤原正司君 大臣にお尋ねしたいと思います。

我が国のエネルギーの三大原則といえ、経済

との整合性であり安定供給であり、そして環境との整合、この三つだと思いますが、今はきちっとしながら、時々に応じてそのウエー

トの掛け方というのは少し変わってくる。例えば、石油ショックのときはいかにこれを安定的に確保

するかということにウエートが掛かったし、今は温暖化をどうしようかと。しかし、それはあくまでも真ん中にびしつとエネルギーというものがあつて、これを確保するためはどう考えるべきかということではなかつたかと私は思つております。

○藤原正司君 大臣にお尋ねしたいと思います。

エネルギー政策基本法の考え方に基づいて、地球温

暖化対策のみならず、エネルギーの安定供給や持

続的な経済成長などを一体的に実現するために幅

広くエネルギーを考え、本法案を活用したエネル

ギー政策を強力に推進してまいりたいと考えてお

ります。

○藤原正司君 次に、六月十日に発表されました

地球温暖化ガス削減の中期目標に関して何点かお

尋ねしたいと思います。

まず、真水で二〇〇五年比一五%カットと、こ

の数字について様々な御意見があることは事実でありますけれども、政府としてこの真水で一五%

カットというものを自己評価される場合、一体ど

ういうふうにお思いかということ。それからもう

一つは、既に様々な形でポスト京都に向けて国際

会議等が行われておるわけでありますけれども、

この中で、この真水で一五%カットというものが

どういう評価を受けているのか。正直な話、一般

的な、マスコミなんかで聞くともう全部駄目みたい

なことになるんですが、本当にそういうことな

のかどうなのか、正直なところ是非聞かせてい

ただきたい。

○政府参考人(有馬純君) まず、今回の中期目標

についての私どもの認識でございます。

今回の我が国の中期目標につきましては、オイ

ルショック時を上回る三三%の効率改善を目指す

ものであります。その際に見ましても、欧州の

二〇〇五年比一三%減でありますとかあるいは米

国の一四%減といった、欧米の目標をも上回るものであるというふうに考えております。今回、総理の御決断は、世界のトップを行く省エネ国家と

して、率先して低炭素革命を実現していくという

強い決意を表明されたものというふうに私ども理

解しております。

もちろん、その実現は容易なことではありません。

んし、年間約七万六千円に上る国民負担を少しでも下げるため、技術革新と需要の創出によりましてコストを大幅に低減すべく、政府としても全力

で取り組んでまいりたいというふうに思つております。

それで、国際的な評価でございます。当然、各

国から様々な反応がございました。

まず、専門家による科学的かつ総合的な見地から

の分析でありますとか、あるいは広く国民の皆

様からの意見聴取を行つたことへの評価というも

のがございました。また、クレジットなどを含みます

ます欧米の目標とは異なりまして、省エネなどの

努力を積み上げて算定した真水の国内削減努力に

基づいて目標を設定するという、そのアプローチ

を理解するという意見もございました。

○政府参考人(有馬純君) クレジットの取扱い、

それから国際交渉をしていくに当たつての十分ス

タート台になり得ると、こういうふうにお考えか

どうか、こういう質問はどうでしょう。

○政府参考人(有馬純君) クレジットの取扱い、

それからシングルの取扱い、これはまさに今後の国

際交渉次第ということでございますけれども、私

どもいたしましては、今回真水に基づいて積み

上げた非常に正直な数字でございます。これに基

づきまして国際交渉に最大限邁進していきたいと

いうふうに考えてございます。

○藤原正司君 真水と、あとはそのほかに森林吸収とかあるいは京都メカニズムをどれだけ積み上げるかということによって、数字は違うにしても、少なくとも二〇%以上の、従来の物の言い方でいえば二〇%以上の削減を六月十日の日に政府として方針に盛ったわけです。だから、このことが十分胸を張つて国際交渉に臨めるものなんだというふう、そういうことなのかというだけをイエスかノーで聞きたかったんですが、どうも、まだこれからざるする下がらんならぬのですか、どうなんですか、正直。

○政府参考人(有馬純君) 交渉の話でございますので、今後どういった形で交渉が展開するかといふことはもちろん予断を許さないところでございますけれども、私どもいたしましては、今回、官民合わせて、国民の皆様の意見も十分に聞いて設定をした中期目標というものを、まさしく先生がおっしゃるるとおり胸を張つて主張し、かつそれに基づいて国際交渉が進めるよう最大限努力したいというふうに考えてございます。

○藤原正司君 大臣、そういうことでよろしいで

大変な問題なんです。ですから、私はいつも、こういうことを熱心に主張された方々は、方々といふのは経済界もありますし、政黨にもありますし、政治家にもありますから、そういう人たちはどうか逃げないでくださいよということを申し上げておるのは、そういう趣旨でございます。一緒に闘いましょうと、こういうことでございます。

○藤原正司君 いや、その決意が聞きたかったわけであります。

次に、二〇二〇年、真水一五%カットと、長期目標である二〇五〇年までに六〇ないし八〇%カット、この長期目標との関連性といふのはあるのかどうか、あるとすればどういう部分で関連していくのか、お尋ねしたいと思います。

○政府参考人(有馬純君) お答え申し上げます。

長期的な温室効果ガスの大削減を実現するためには、しっかりと具体的な施策の裏付けのあり方を示したものでございます。この中期目標に基づきます努力に加えまして、既存の技術の延長線上にない革新的な技術の活用といふのは不可欠であるというふうに考えております。

私ども経済産業省いたしましては、昨年三月に策定をいたしましたクールアース・エネルギー革新技術計画におきまして重点的に取り組む二十一世紀の革新的技術といふものを選定いたしまして、既存の技術の延長線上にない革新的な技術の活用と実用化に向けた技術開発のロードマップを提示してございます。今後とも、その着実な実施に向けて引き続き積極的に技術開発を支援してまいる所存でございます。

なお、中期目標検討委員会における分析におきましても、こういった取組を通じまして、今般の中期目標とそれから二〇五〇年に六〇%から八〇%削減という我が国の長期目標と、この二つの目標といふふうに考えてございます。

我々は環境問題等についても発言をいたしましたが、日本の志が低いではないとか、日本が予想、予想といいますか、期待を外れているではないかというような御発言はどこの国からもございましたが、日本の志が低いではないとか、日本がうに思つております。

それと、七万六千円に至るやっぱり個人負担といふのは、これは容易なことではありません。幾ら国民の皆さん御意見を聞いたといつても、それは一軒一軒聞いて回つたわけではないわけですから、この七万六千円の御負担を御理解いただい

て御協力を得られるかどうかというのは、これはは、前回、二十三日のこの委員会における答弁でございました。交渉結果は分かりません。場合によつては京都議定書離脱するかも分からぬし、どうするか分かりませんけど、うまく削減についおるのは、そういう趣旨でございます。一緒に闘おるには、そういうことで理解しておいてよろしいね。というのは、いや、その前にはもうちょっと大きな数字言うてたやないかみたいな話にはならないんですねとお尋ねしているわけであります。

○政府参考人(有馬純君) まさしく先生がおっしゃいましたように、今般、総理が発表された中期目標といいますのは、本格的な国際交渉に向けた第一歩として我が國の考え方を示したものでございます。この中期目標を踏まえまして、我が国は、今年の十二月の気候変動枠組条約第十五回国際会議、COP15に向けまして、すべての主要な経済国が参加とそれから国際平和性といふものを確保するために全力で国際交渉に取り組んでまいりたいというふうに思つております。それで、今後の国際交渉の進展を踏まえた上で、我が国は国際約束としての中期目標を最終的に判断をすることになるというふうに考えております。

今後の国際交渉の進展を踏まえた上で、最終的な国際約束としての中期目標を最終的に判断するというふうに考えてございます。この際、国際的な平衡性の確保、それからすべての主要な経済国が参加といったものが当然に大前提となるというふうに思つております。

○藤原正司君 そういうことかな。

例えば、京都議定書なんかは政府が調印して議会が批准したんですね。そういうことですよね。議会が批准すると、それは国際約束として効力をを持つわけですね。それは間違いないですね。答弁をお願いします。

○政府参考人(有馬純君) お答え申し上げます。

政府がそれに合意をいたしまして、それが国会で批准をされば、当然にそれが法的拘束力を持ち、日本を縛るということになります。

○藤原正司君 整合的である、関連性を持つと、こういうことですね。

では、次に、この真水一五%カットといふこと、これをもつて交渉のスタート台とするというの

は、前回、二十三日のこの委員会における答弁でございました。交渉結果は分かりません。場合によつては京都議定書離脱するかも分からぬし、どうするか分かりませんけど、うまく削減についおるのは、そういう趣旨でございます。一緒に闘おるには、そういうことで理解しておいてよろしいね。というのは、いや、その前にはもうちょっと大きな数字言うてたやないかみたいな話にはならないんですねとお尋ねしているわけであります。

○政府参考人(有馬純君) まさしく先生がおっしゃいましたように、今般、総理が発表された中期目標といいますのは、本格的な国際交渉に向けた第一歩として我が國の考え方を示したものでございます。この中期目標を踏まえまして、我が国は、今年の十二月の気候変動枠組条約第十五回国際会議、COP15に向けまして、すべての主要な経済国が参加とそれから国際平和性といふものを確保するために全力で国際交渉に取り組んでまいりたいというふうに思つております。それで、今後の国際交渉の進展を踏まえた上で、我が国は国際約束としての中期目標を最終的に判断をすることになるというふうに考えております。

今後の国際交渉の進展を踏まえた上で、最終的な国際約束としての中期目標を最終的に判断するというふうに考えてございます。この際、国際的な平衡性の確保、それからすべての主要な経済国が参加といったものが当然に大前提となるというふうに思つております。

○藤原正司君 そういうことかな。

例えば、京都議定書なんかは政府が調印して議会が批准したんですね。そういうことですよね。議会が批准すると、それは国際約束として効力をを持つわけですね。それは間違いないですね。答弁をお願いします。

○政府参考人(有馬純君) お答え申し上げます。

政府がそれに合意をいたしまして、それが国会で批准をされば、当然にそれが法的拘束力を持ち、日本を縛るということになります。

○藤原正司君 整合的である、関連性を持つと、こういうことですね。

では、次に、この真水一五%カットといふこと、これをもつて交渉のスタート台とするというの

は、前回、二十三日のこの委員会における答弁でございました。交渉結果は分かりません。場合によつては京都議定書離脱するかも分からぬし、どうするか分かりませんけど、うまく削減についおるのは、そういう趣旨でございます。一緒に闘おるには、そういうことで理解しておいてよろしいね。というのは、いや、その前にはもうちょっと大きな数字言うてたやないかみたいな話にはならないんですねとお尋ねしているわけであります。

○政府参考人(有馬純君) まさしく先生がおっしゃいましたように、今般、総理が発表された中期目標といいますのは、本格的な国際交渉に向けた第一歩として我が國の考え方を示したものでございます。この中期目標を踏まえまして、我が国は、今年の十二月の気候変動枠組条約第十五回国際会議、COP15に向けまして、すべての主要な経済国が参加とそれから国際平和性といふものを確保するために全力で国際交渉に取り組んでまいりたいというふうに思つております。それで、今後の国際交渉の進展を踏まえた上で、我が国は国際約束としての中期目標を最終的に判断をする

ことになるというふうに考えております。

今後の国際交渉の進展を踏まえた上で、最終的な国際約束としての中期目標を最終的に判断するというふうに考えてございます。この際、国際的な平衡性の確保、それからすべての主要な経済国が参加といったものが当然に大前提となるというふうに思つております。

○藤原正司君 そういうことかな。

例えば、京都議定書なんかは政府が調印して議会が批准したんですね。そういうことですよね。議会が批准すると、それは国際約束として効力をを持つわけですね。それは間違いないですね。答弁をお願いします。

○政府参考人(有馬純君) お答え申し上げます。

政府がそれに合意をいたしまして、それが国会で批准をされば、当然にそれが法的拘束力を持ち、日本を縛るということになります。

ていただいております。

対策の直接の原因者がパネル設置者であると明確に特定される場合におきましては、原因者負担すべきものではないかと考えております。一方で、原因者が明確に特定できない対策につきましては、電気の使用者が広く受益いたしますので電気料金によって回収されることが適當ではないかと思つております。その際に、例えば蓄電池を見てみると、蓄電池は電気を吸収するという需給バランスを取る面と、それからそこから電気を取り出すという発電設備という二つの機能がござりますので、そういったことを考えますと、この費用は送配電部門及び発電部門のそれぞれに分けて費用回収することが想定されるのではないかと思ひます。

こういったことを考えながら、経済産業省では、データを蓄積し、実証事業なども行いまして、まず全体として何が必要なのか、それからその必要量をやっぱり最小限にするという努力をまずいたしまして、その上で公的な支援も含めて負担の在り方の結論を得るべく検討してまいりたいと考えております。

○藤原正司君 最終的には検討委員会で検討されるということなんでしょう。

といふことなんでしょうが、ちょっとお尋ねしたいのは、余剰電力の買取り費用は負担金ということで明確に何か外部化するというのか、何か書籍括原価の中に織り込んで、必要があれば料金を改定しましよう、こういうことだと思うんですね。

ただ、私はよく言うんですが、百円と百プラス十円どっちが高いというと、一緒なんですね。一緒なんです。外部分化した、あるいは負担金としておいたものは百プラス十円なんです。いやいや、それは負担金じゃなくて、百円側がどんどん膨らんで百十円になつた場合、これどっちが高いんですかといったって百十円で一緒になんでも

す。

今後、再生可能エネルギーをどんどん増やしていくしかなければならない。光以外もRPS制度でやつていかなければならぬ。RPS制度でやっていく義務量をどんどん増やせば、当然需給関係で新エネルギー等の購入価格は上昇してまいります。それは十九条に入つてまいります。それで、結果として温暖化対策費用というの全部それに乗つかつてくるわけです。百円の方に乗つかるのか十円の方に乗つかるのかは別にして、少なくともトータル的にお客様が払うべき金額は同じなんですから、増えてくるわけです。ここはところは分かっていただけますね。

増えたときに、片一方は再生可能エネルギーをどんどん増やすために料金が高くなると、お客様は。片一方は何もしなければ増えないんです。化石燃料だけを使っておけば増えないんです。この問題は、今後化石燃料をできるだけ抑えて再生可能エネルギーを増やす、非化石エネルギーを増やすという政策とマッチするんでしょうかどうかということが私は出でてくると思うんです。この辺りについてどういうふうにお考えで下さい。

すなわち、負担金で外へ出そと、内部の中でも、総括原価の中で料金を上げて回収しよう、結果としてお客様が払うものは変わらない。それを特定のエネルギーを買うお客様だけに負担させているものだろうかと、それは税の世界じゃないでしようかと、ということを含めて問題提起させていただいているわけですが、いかがでしよう。

○政府参考人(西山英彦君) 先生のおっしゃった問題意識は私どもも持っております、今先生が前提としておっしゃった百円か十円かという方の、ほかは全部百円に入るという前提であつたようにもお聞きしましたけれども、必ずしも、そこも含めてこれから議論をしていく必要があると思つていまして、総括原価の在り方、これらの、今回の負担金は別としても、新エネの導入に伴つても全体として我々としては考えてまいりたいと

思つております。

○藤原正司君 是非よくよく検討していただきたいというふうに思います。

次に、これも午前中に参考人との質疑でございましたが、今後、再生可能エネルギーを飛躍的に増やしていこうとすると、どうしても太陽光では

そんなに増えない。この間の緊急対策で一挙に二〇二〇年のやつを十倍から二十倍に広げたとしても、わずか一%ですから、今後増やしていくためにはやっぱり風力、今一番大きな再生可能エネルギーは風力だというふうに思つますが、この風力発電機を設置していくためにいろんな制約があります。一番大きなのは実は森林法なんですね。

この森林法の中で、今農林水産省の場合は、地球温暖化対策、森林吸収ということを含めてできるだけ保安林を増やすということで、官地も民有林も含めて保安林を増やす政策が取られています。一方、風力発電所というのは、今平地やとかもう造るところは大変制限されております。この間もどこかの新聞で低周波騒音とか公害とかいう話がありましたように、もう人が住んでいるところではなかなか造れない。海にしても、デンマークやオランダのように遠浅ではないということになると、山でいい風が吹いて取付け道路が短くてできるだけ変電所の近いところ、これが風力に向いているわけですから、そういうところに風力発電機を設置しようとすると、ほとんどは保安林に指定されているわけです。ところが、この保安林の解除については最終的に農水大臣の判断が要ります。一方、風力発電施設を新規に設置する場合につきましても、ほかのケースと同様でございますけれども、個別の事案ごとに要件に照らして判断するということにしております。

具体的に申し上げますと、例えば、公的な各種土地利用計画に即したものであつて、ほかに適地を求めることができないこと、それから、事業の実施が確実であること、排水施設や土止め施設など保安林の機能を代替する施設が設置される予定であると、こういったことなどの要件を満たせば農林水産大臣又は都道府県知事が保安林を解除することとしております。

風力発電施設の設置のために保安林を解除して既に稼働しているものもございます。

私ども林野庁としても、こういった保安林の指定目的の達成に留意しながら、風力発電施設の設置の要請に対し適切に対応してまいりたいというふうに考えております。これまでにも、何でも保安林に指定できる。全部を保安林に指定されている中で、今度は保安林の解除。農水省は保安林を増やそうというベクトル、一部とはいえない。ただ、極めて少ないことも事実でございませんでした。今後、大幅に再生可能エネルギーを増やし

今後、国の政策として温暖化対策を進めていくために再生可能エネルギーを増やさないかぬ、そのためには風力を増やさないかぬというときには、保安林の解除の中に公益目的という中でこういうものも考えられないのかどうか、まず農水省にお聞きしたいと思います。

○政府参考人(沼田正俊君) お答え申し上げます。

今先生がおっしゃいました保安林でございますけれども、保安林は、森林法に基づきまして、水源の涵養でありますとか災害の防備、こういった公共目的のために特に重要な森林を農林水産大臣又は都道府県知事が指定してその保全を図つています。

このところは大変制限されております。この間もどこかの新聞で低周波騒音とか公害とかいう話がありましたように、もう人が住んでいるところではなかなか造れない。海にしても、デンマークやオランダのように遠浅ではないということになると、山でいい風が吹いて取付け道路が短くてできるだけ変電所の近いところ、これが風力に向いているわけですから、そういうところに風力発電機を設置しようとすると、ほとんどは保安林に指定されているわけです。ところが、この保安林の解除については最終的に農水大臣の判断が要ります。一方、風力発電施設を新規に設置する場合につきましても、ほかのケースと同様でございますけれども、個別の事案ごとに要件に照らして判断するということにさせていただいております。これまでにも、何でも保安林に指定できる。全部を保安林に指定されている中で、今度は保安林の解除。農水省は保安林を増やそうというベクトル、一部とはいえないません。ただ、極めて少ないことも事実でございませんでした。今後、大幅に再生可能エネルギーを増やし

<p>ていこうとすると、この保安林解除の問題というものは避けて通れない。決して無意味に保安林解禁がされているとは思いません。ただ、片側で森林吸収というものの増加を通じて温暖化対策をやるう、片側再生可能エネルギーを増やすことによつて温暖化対策をやろう、最終的な目標はそんなに変わらないと思うんです。</p> <p>ですから、経済産業省と林野庁といいますか農水省で話し合つて、何かガイドラインのような、例えば公益目的という中にそういう風力の立地だとかいうようなことが入れられるような、そういう何か仕組みといいますか、話合いができないのか、この点について経済産業省にお尋ねしたいと思います。努力を是非いただきたいんですが、大臣、お願ひします。</p>
<p>○国務大臣（二階俊博君） 各地域で風力発電所の導入についての御意見、また御要望等が発生した場合、今議員からも御指摘になりましたように、一つは林野庁、もう一つは環境省、大変頑固に守つていただいておる関係で、容易に風力発電を設置するということが困難な状況にあります。加えて、県が加わつておりますから、知事の判断が加わつてきます。この三者が大体見張つておりますと、風力発電はほとんど不可能に近いような状況の中を風力発電が何とかかんとかして、一年も二年も掛かつて許認可を得てやつておるというのが現状のようですが、私はここは風力発電を設置した方がおつしやつたように、それぞれの省で意見を述べ合つて、最終的にはその立地できる状況が危険を伴うことなどがなければ、あるいはその周辺の環境を大いに破壊するというようなことがなければ前向きに対処していくくらいのことがあつてしかるべきだと思います。</p> <p>環境問題、環境問題とみんな口では言つてますが、いざ何かやるといつたら難しいことはけれども、いざ何かやるといつたら難しいことは並べ進まないというのが現状であるということを私は率直に思つております。ですから、そ</p>
<p>れらに対応するように努力をしたいと思います。</p> <p>○藤原正司君 力強い発言、ありがとうございます。</p> <p>○藤原正司君 じや、最後の質問に入ります。</p> <p>これも委嘱審査の中でお尋ねしたわけであります。お考へが示されておりますが、では、太陽光発電の余剰買取り制度がスタートして以降のRPS制度というのは一体どうふうになつていくんでしようか。お願ひします。</p> <p>○政府参考人（羽藤秀雄君） お答えを申し上げます。</p> <p>太陽光発電の新たな買取り制度の導入によりまして、太陽光発電以外のRPS制度の対象となる新エネルギーの導入が遅れるものとのことです。太陽光発電についての御議論をいたしておりますけれども、その中では、買取り対象の太陽光発電について勧告の対象から外す、あるいは太陽光以外の導入についての目標量も設定するといったような議論が行われてゐるところであります。こうした議論を踏まえまして、太陽光発電を除く目標量を設定するなどの適切な制度の見直しについて検討を行つてまいりたいと考えております。</p> <p>○藤原正司君 委員会で答えを出されるということがありますから、それを待ちたいというふうに思いますが、もう少し具体的に、太陽光を外した場合にそれは品目別に目標量設定になるのか、太陽光を外した新エネ等を一括して目標設定することになりますが、ここら辺あたりはどういうふうにお考えなんでしょうか。</p> <p>○政府参考人（羽藤秀雄君） 現在のRPS法制度における利用目標量の設定に当たりましては、具体的に個別的新エネルギー等の電源について目標量を設定しておらないわけでございますので、基</p>
<p>の中でも太陽光とそれから太陽光以外の新エネルギーということを総称する形で議論を進めしていくと、こういうふうなことで基本的には考えております。</p> <p>今後とも、補助金あるいは国内クレジット制度などを組み合わせながら、ヒートポンプの普及拡大に向けて積極的に取り組んでまいります。</p> <p>○藤原正司君 ヒートポンプのこの効率は、家庭のターボエンジンを使いますと、もっと高い効率で再生可能エネルギーを生み出すことができる。その意味で、このヒートポンプというのは、省エネエネルギー、これから我が国は温暖化対策をやっていく上で一つの柱である省エネルギーの最も大きく貢献する方法ではないかなというふうに思つております。</p> <p>この機関において様々な規格が日本を外して作られて、今後ともそういう開拓、利用が当事者にとって物すごい力を生み出すようなそういう政策を是非やつていただきたいとお願い申し上げます。</p> <p>○加藤修一君 公明党の加藤修一でございます。</p> <p>まず最初に二階大臣にお願いしたいわけでござりますが、以前から私は予算委員会でも取り上げてまいりましたが、これは国際再生可能エネルギー機関、これは日本が是非加盟すべきである。この機関において様々な規格が日本を外して作られたりなんかしますと、極めて日本にとつては不利な状況になつてしまふと。</p> <p>そういう点も含めて是非加盟すべきだというふうに思つてきたわけでございますが、昨日から今日にかけてエジプトでこの関係の会議がやられておりまして、日本もこういった機関については加盟するというふうに決断をしたようでありまして、非常に私は高く評価をしたいと思っております。</p> <p>問題は、これからこの機関をどういうふうに使います。日本の環境あるいは省エネ技術、これが世界の中に確固たる地位をより一層強めていかなければいけない、あるいは国際競争力を維持確保しなければいけないという点も踏まえて、大臣、この機関についてどういう方向性を持たせるという</p>

ことについて考えていらっしゃるか、よろしくお願ひいたします。

○国務大臣(一階俊博君) 加藤先生からは、この協議会の立ち上げ等について、日本がもっと積極的な役割を果たすべきではないかというふうな御意見をちょうどだいしておりましたので、我々も機会あるごとにこの機関に対しどのような態度を取っていくかということを検討いたしておりましたが、ちょうど昨日エジプトで開催されておりました設立準備会合におきまして、日本が今先生からお述べになりましたように加盟のための署名を行いました。

今日は、加藤先生の御質問をちょうどだいするに当たつて誠に記念すべきことだというふうに思つておるところであります、途上国を含めて世界的に再生可能エネルギーの利用促進、拡大を図ることをその目的としておることは御承知のとおりであります。政府としては、我が国の再生可能エネルギー産業の強みが生かされるよう、この機関の活動に積極的に貢献してまいりたいと思っております。

日本は、やや最初は出遅れておるような感じがしておきましたが、幸いにして加藤先生を始め、いろいろな方々からのアドバイスもちょうどだいて、これにオブザーバーとして参加しておりますが、これからは正式メンバーとしてこの機関においてしつかりとした貢献をしてまいりたいと、このように考えておる次第であります。

○加藤修一君 日本は確かに物づくりの点については極めて力があると思つておりますが、ただ、世界に通用するルールをいかに作るかという点についてはまだまだ薄い感じがいたします。物づくりプラスルールということで、両輪をもつて力強く進めていかなければいけないなど、こんなふうに思つますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、経済危機ということでやはり経済の底割れをいかに防ぐか、あるいは雇用の下支えをどうするかと、あるいはさらに三番目として、未

来投資、グリーングローブということについても願いいたします。

○国務大臣(一階俊博君) 加藤先生からは、この協議会の立ち上げ等について、日本がもっと積極的な役割を果たすべきではないかというふうな御意見をちょうどだいしておりましたので、我々も機会あるごとにこの機関に対しどのような態度を取っていくかということを検討いたしておりましたが、ちょうど昨日エジプトで開催されておりました設立準備会合におきまして、日本が今先生からお述べになりましたように加盟のための署名を行いました。

今日は、加藤先生の御質問をちょうどだいするに当たつて誠に記念すべきことだというふうに思つておるところであります、途上国を含めて世界的に再生可能エネルギーの利用促進、拡大を図ることをその目的としておることは御承知のとおりであります。政府としては、我が国の再生可能エネルギー産業の強みが生かされるよう、この機関の活動に積極的に貢献してまいりたいと思っております。

日本は、やや最初は出遅れておるような感じがしておきましたが、幸いにして加藤先生を始め、いろいろな方々からのアドバイスもちょうどだいて、これにオブザーバーとして参加しておりますが、これからは正式メンバーとしてこの機関においてしつかりとした貢献をしてまいりたいと、このように考えておる次第であります。

○加藤修一君 日本は確かに物づくりの点については極めて力があると思つておりますが、ただ、世界に通用するルールをいかに作るかという点についてはまだまだ薄い感じがいたします。物づくりプラスルールということで、両輪をもつて力強く進めていかなければいけないなど、こんなふうに思つますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

○政府参考人(細野哲弘君) お答えを申し上げます。

〔委員長退席、理事増子輝彦君着席〕

○政府参考人(細野哲弘君) お答えを申し上げます。

エコカー、いわゆる環境対応車についての貿易の効果、それから補助の効果を両方合わせまして、自動車メーカーで約一・六兆円、関連産業を含めますと約五・一兆円というような効果があると試算をしてございます。

それから、雇用面でございますけれども、自動車メーカー及び関連の部品業界において約二・六万人の雇用を下支えする効果があると試算しております。また、鉄鋼、化学など素材も含めました全産業への雇用波及効果につきましては約十二万五千人というような計算をしてございます。

さらに、燃費の良い自動車の購入によって二酸化炭素の削減効果も期待できるところでございまして、これ二種類ございまして、車齢が十三年超となるものの古いものをストックとして入れ替えていくというものと、それから新しいものと二つございますが、前者の古い自動車を廃車して一定

の環境性能のある新車に取り替えていくと、このようにます効果につきましては、平均して燃費が三割ぐらい改善するということになります。また、廃車を伴わなくとも、環境性能に優れた新しい車を購入するという場合にしましても、従前のものに比べて約二割の燃費の向上が期待されます。

したがいまして、こういった効果を合わせ計算しますと、年間のCO₂、二酸化炭素の削減効果は約十二万人というふうに試算がされているわけになりますけれども、一般、自動車の買換え補助金とかあるいは自動車税の減税等を含めて、この関係で経済効果、あるいは雇用創出、あるいはCO₂の削減等を含めて、どのように試算をされていいるか、御提示願います。

○政府参考人(細野哲弘君) お答えを申し上げます。

〔委員長退席、理事増子輝彦君着席〕

○政府参考人(細野哲弘君) お答えを申し上げます。

○加藤修一君 評価できる数字だと思いますが、気対策と環境対策両面から極めて効果が大きいものとして取り組んでおるところでございます。

まず、経済波及効果でございますけれども、税の効果、それから補助の効果を両方合わせまして、自動車メーカーで約一・六兆円、関連産業を含めますと約五・一兆円というような効果があると試算をしてございます。

それから、雇用面でございますけれども、自動車メーカー及び関連の部品業界において約二・六万人の雇用を下支えする効果があると試算しております。また、鉄鋼、化学など素材も含めました全産業への雇用波及効果につきましては約十二万五千人というような計算をしてございます。

さらに、燃費の良い自動車の購入によって二酸化炭素の削減効果も期待できるところでございまして、これ二種類ございまして、車齢が十三年超となるものの古いものをストックとして入れ替えていくというものと、それから新しいものと二つございますが、前者の古い自動車を廃車して一定

の環境性能のある新車に取り替えていくとともに、再生可能エネルギーの有効活用や二酸化炭素削減といった社会全体への取組に大いに貢献するものと考えております。

公立小中学校へは早期に現在の十倍となる約一万二千校への設置を目指しているところでございますけれども、各学校に二十キロワットの太陽光パネルを設置した場合、合計の年間発電量は約二億五千万キロワットアワーと見込まれております。また、学校向けの電気料金は一般家庭の約半分程度であるため数字が小さく見えるかもしれませんのが、この年間発電量の合計は約二十九億円程度となります。さらに、二酸化炭素削減効果は学校当たり年間十から十三トン程度の削減となります。また、学校向けの電気料金は一般家庭の約半分程度であるため数字が小さく見えるかもしれませんのが、この年間発電量の合計は約二十九億円程度となります。さらに、二酸化炭素削減効果は学校当たり年間十から十三トン程度の削減となります。また、学校向けの電気料金は一般家庭の約半分程度であるため数字が小さく見えるかもしれませんのが、この年間発電量の合計は約二十九億円程度となります。

したがいまして、こういった効果を合わせ計算しますと、年間のCO₂、二酸化炭素の削減効果は合計で約百万吨というふうに試算してござります。

以上です。

○加藤修一君 評価できる数字だと思いますが、ささらに太陽光を学校の屋根に乗せる、そういうことを含めて、耐震、あるいは情報化、それから環境教育に資する太陽光発電を乗せるという、そういう事業を展開するわけでありますけれども、ひつくるめてスクール・ニューディールというふうに言つているわけでありますけれども、これも同じようにして、今の関連の数値について是非提示してください。

○政府参考人(岡誠一君) お答えいたします。

○政府参考人(岡誠一君) お答えいたします。

○加藤修一君 確認ですけれども、効果について構想でございますけれども、学校耐震化の早期推進、学校への太陽光発電の設置を中心としたエコ改修、ICT環境の整備等を一体的に推進していくことによりまして、二十一世紀の学校にふさわしい教育環境の抜本的充実を図ろうとするものでございます。

本構想を経済危機対策の重要な施策として実施する趣旨は、約一兆一千億円にも及ぶ国の公共投資を、次代を担う子供たちの教育環境向上のため、学校施設等の整備に投じることにより、併せて経済波及効果、地域活性化、雇用創出効果、さらに化炭素の削減効果も期待できるところでございまして、これ二種類ございまして、車齢が十三年超は新エネルギーや省エネルギーの技術の普及向上につながる効果を期待するものでございます。

また、学校への太陽光発電の導入につきましては、学校や地域における環境エネルギー教育への積極的活用を期待するとともに、再生可能エネル

具体的に申し上げますと、それぞれの設備などで使われるエネルギー、これを足し込みまして、そこからその家で発生をいたします取った太陽光発電などのエネルギーを差引いて、したがつて、全体として効率が良くなるような形になつた場合にその水準に到達しているというような計算をしていくという考え方でございます。

まず、ゼロエミッション電源につきましては、議員今おっしゃつていただいたとおり、電力供給計画におきまして、二〇一八年までの今後十年間間に運転開始する発電所として九基の原子力発電所の新增設が位置付けられております。このうち建設中のものが三基、既に地元了解を経て建設を準備しているものが四基と着実に取組が進んでいるものと認識をしております。

一方、原子力発電所の設備利用率についてであります。昨今は約六〇%と低迷しております。しかし、過去、一九九〇年代におきまして約八〇%を超える設備利用率を維持した実績もあります。さらに今後、科学的、合理的な運転管理等によりまして設備利用率の向上は十分可能と考えております。

つまでもいつまでも世界最高水準を保つていて、
とは思つております。相当の努力と多くの国民
の皆さん御協力、決意が必要だということを中心
し上げておきたいと思います。

○加藤修一君　世界最高の水準であるということ
については私も認識しておりますが、谷合大臣の事務官から、建設中が三基、準備中が四基、残る二基の件についてはまだ決まっていないということだとと思うんですけれども、リードタイムが長い十数年にわたるということを考えいくと、残る二基が果たしてどうなのかという懸念がある。は原子力部会でも相当議論があつたように聞いております。そういうことについてはどうするかという、一定のその辺の見解というのはあるんでしょうか。

しかも太陽光発電がそういう形で倍率が変わつて、当然、それによる設備能力も当然の話でありますけれども変わる。

今まで経産省がやった中には新エネルギー産業ビジョン、これは二〇三〇年を目指しての内容でありますけれども、市場規模もそこではじいていふ、あるいは雇用創出効果についてもはじいていふ。再生可能エネルギーは太陽光発電とバイオマスと風力だと、この三つを主な再生可能エネルギーといふことで二〇三〇年の数字をはじいていふわけで、二〇三〇年が四十倍という話になつてくれば、当然ほかの二つについても影響を及ぼし得るという話になつてくる。

ここは、優先順位の問題と、それからそこで整合性が若干崩れてきているところについては、私は見直しをすべきであると、こんなふうに考えて

非鋭角的に進めていっていただきたいと思いま
す。それでは次に、本案にも関係する話であります
けれども、ゼロエミッション電源の話でございま
す。

のつとりまして設備利用率の向上を目指す、また広聴広報活動を通じた国民との相互理解、さらには電源三法交付金等を活用した電源地域の振興を通じて、安全の確保を大前提として原子力発電の着実な推進を図つてまいりたいと思っております。

今先生御指摘のこの点でござりますが、これは今電気事業者の最新の供給計画の中にこの一八年度までに運開する予定のその電源として九基が予定をされているところでござります。

今政務官の方からお答え申し上げましたように、七基はそういう意味で建設中あるいは建設準備中の事項でござります。今後は二基の予定でござります。

おりますけれども、この辺の見解についてお示しをいただきたいと思います。

あるわけでありますけれども、ただ、懸念しているのは、二〇一八年に九基の原発含めて造り上げて配電するという話でありますけれども、言うまでもなく、午前中もこれは質問させていただいたわけでありますけれども、リードタイムが非常に長いと、十年以上であるということを考えますと

どもも、この原子力の問題をどう解決できるか。それは、今御答弁にもありましたとおり、約八〇%ということは過去に記録をしたことがあるわけではありませんから、それをもつとクリアしていくよう対応をしなければなりませんが、いずれにしても、技術者の皆さんやあるいは大学の先生方あるいは技術者の方々、おおむね、まだ安全なま

につきましてはまだ、今地元了解をこれから取る段階ということでございます。

ただ、今想定されておりますのは、増設の地元でござりますので、比較的、地元了解が得られればその後の建設期間等は短めで済むという地点でござりますので、一八年度までに何とか実現すべく事業者は努力をしているというふうに承知をいた

ましては、その後、これも先生よく御案内のように期工ネルギー需給見通しというのを改定をいたしてございます。この中で二〇二〇年と二〇三〇年のそれぞれの再生可能エネルギーの導入見通しを示しております。

そこで、太陽光発電については、その後の施策の更に追加効果などを織り込んで、今御指摘のよ

現在は六〇%台でしようが、なかなか厳しいといふ議論もあるやに聞いておりますので、こういつた様々な課題を踏まえながら、かつまた当初の予定どおりやつていけるかどうかを含めて、決意を含めて二階大臣によろしくお願ひいたします。

○大臣政務官(谷合正明君) 私の方から先に御答弁させていただきたいと思います。

術を日本は持つておるんだということをどこの場所でもみんなどうとうとお述べになるわけです。私は、現在は世界最高水準だというくらいのことを言っておかないと、今、日本に追い付き追い越せと言つているところがたくさんあるわけですから、私どもはまつともつとしつかりした対応が必要だと思つております。

そして、それぞれ政治的な条件、あるいはまたそれぞれの地域の条件等がありますから、私はいた

たしておりますし、それを国としても支援をしてまいりたいというふうに考えております。
○加藤修一君 太陽光発電の関係に行きますけれども、これは再生可能エネルギーの中の当然一つでありますけれども、二〇二〇年に十倍から二十倍にする、以前は十倍という話でありましたが二十倍にするということになつております。あるいは二〇三〇年には四十倍という話で、これ、ゼロエミッション電源の中の再生可能エネルギー

の更に追加効果などを織り込んで、今御指摘のような二〇二〇年二十倍あるいは二〇三〇年四十倍という数字が示されているわけでござりますが、ほかのもの、風力等につきましても、二〇〇五年比で二〇二〇年には約五倍、二〇三〇年には約六倍、それからバイオマスにつきましても同じ断面で一・八倍、二・三倍といったような導入見通しを示しているところでございます。

いずれにいたしましても、今後とも、産業ビジョ

ンのようなものにつきましては、必要に応じてまた検討してまいりたいというふうに考えております。

かと思つています。

ありますけれども、沸騰水型というのもございまして、一号機から五号機ですね、そういう意味では技術的な問題も非常にあるんだと思います。も

いかと、しかし大変な努力が必要だと、こういうお話を伺つたところでございます。

○加藤修一君　再度ちよつと確認しますけれども、二〇一〇年までに五〇%以上と、ゼロエミッショーン電源は。それで、先日、会合で示された原子力の発電の関係については四〇%二〇一〇年。だから、一〇%以上がある意味で再生可能エネルギーへの関係になつてくる。そこで、二〇二〇年こ

ちよつと身近な話から、大変恐縮であります。柏崎刈羽原発につきましては七号機の運行再開をすることができます。大変関係者の皆さん方の御努力に敬意を表したいと思っています。引き続きまして六号機の改修に入つておるというふうに聞いておりますが、今日は萬田原子力安全・保安委員長

う一言、全体の改修をどういうふうに国として後押しをしていただけれるか、そしてまた国として、財政上の問題もあると 思いますが、どういうお考えか、引き続き伺いたいと思います。

がございましたが、我が國もいよいよ、相当前から原子力発電が稼働してきておるわけでありますから、今ある原子力発電をどう維持していくかということがこれから大きなテーマになつてくるというふうに思われます。

太陽光が二十倍になることで一千数百万キロワットの話になってくる。二〇三〇年は四十倍ということですから、少なくともそのほかの二つについてはどうするかということについても数値的に明確にすべきである。

○政府参考人(薦田康久君) 御説明申し上げます。
七号機につきましては、今議員の方から御紹介
がお出かけだと思います。その辺の状況をお知ら
せいただければと思っております。

柏崎の残り一号から五号でござりますけれども、実は、やっぱり最初に被災した際に、まず全般的にどういうような大きな問題があるのかどうか、この辺りについては基本的には既に調査を終えているところでございまして、これまで大きなくらい皮膚はございませんでした。

標にしてという目標値も、今ある原子力をいかに再生していくかと、こういうことが大きなテーマではないかと思いますので、地震で被害を受けたという状況の中で、これは当然地元も我々も負担していくかなきやいけないわけであります。是非、最高かつ技術で支障を免つてから我が国がよります。

長官：今見直しをそのたびにしなければいけないといふいう話がありました。それを踏まえて言いますと、二〇二〇年についても二〇三〇年についても更に見直しをしつかりとやっていくべきではないかと、このように考えておりますけれども、改めてその辺についてお願ひいたします。

かございましたように思ひも、もう起重試験に入りました。そこでございまして、一〇〇%の出力で今動かしているところまでございまして、そして、これまでのバラメーターを全部見た結果、今後普通の商業運転に入つて差し支えないという、こういう結論を昨日得たところでございます。

また、六号機につきましては、さきの地震において設備が壊れていないのかどうか、そういう確認と、そして、この耐震安全性につきましてこれまでチェックを行つてまいりまして、昨日の

な被害はないとしていること、そして、大したが三千兆瓦百であったと思いますけれども、幾つかの小さなトラブルがございました。この辺りについては既に把握をしたところでございます。

そして、ほかの一号から五号につきましても、東京電力の方からは既にどういう計画でどのよう間にチェックをしていくかというもののについて当方の方に提出をされておりまして、我々の方でもこれにつきましてはこういう方法でいいのではないかということころについてはもう議論を終えたところ

最高水準のお術を語つておる私が國であらうぢやれども、こういう不幸中の幸いといいますか、再稼働できるというような状況になつておるわけでありますから、技術も人材もこの復興に投入していただいて、二階大臣、原子力技術の蓄積のために柏崎刈羽に研究所の一つでも地元は誘致をしたいと、こう言つておりますが、ひとつ御努力をいただけないものでしようか。

これ定めていくことになります。この中で、原子力、水力、地熱、太陽光、その他の再生可能エネルギーといった種類ごとにその供給数量に係る目標というようなものを定めてまいりたいというふうに考えております。その詳細は、いずれにいたしましても、法律成立しました後、審議会等において検討してまいりたいというふうに考えており

○田中直紀君 一号機から七号機まで地震によつて大変な被害を受けたわけであります。七号機後、制御棒を引き抜いたいわゆる起動試験に入るごとについて差し支えないと、このような結論を得たところでござります。

現在、東京電力では、やはり一つのチェックを行ふに対しは非常にたくさんの人が必要るものですから、その中で優先順位を付けまして、実際にこれは一号であるとか五号であるとか、この辺りにつきましてチェックを掛けているところでございまして、そういうものから、我々の方として

ちょうと当委員会にお二方いらっしゃいますか
御質問いただいております田中議員を初め、渡辺
先輩やあるいは塚田議員等、皆さんのが大変な労努力をいただき、後押しをしていただいているとい
うことに対しまして、経済産業省を代表して、ま
ず感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○加藤修一君 時間が来ましたので。今の答弁の関係についてはよろしくお願ひいたします。

と六号機は改良型沸騰水型ということで大変この中では新しい原子炉でありましたので、修理が大変進んだということも伺っております。ただ、今

東京電力の結果が出ましたら我々としてもしつかりと安全をチェックし、今後の対応について万全を期していきたい、かように考えているところで

先般、泉田知事も上京してまいりまして、いろいろな意見交換をいたしました。知事の御心配また御意見等も十分承りましたので、今後、お地

○田中直紀君 無所属の田中直紀でござります。
以上です。

後のことを考えますと、やはり今五十五基、全体であるんでしょうか、そのうちに入っているわけ

○田中直紀君 ござります。

元と十分意思の疎通を図り、そして経済産業省と新潟県との間も十分な連携を取りながら、しつか

何か対応していかなきやいけないと考えておるわけですが、今後の検討課題にさせていたただきたいと、このように思つております。

今先生御質問の太陽光の買取り制度につきましては、その対象となる義務者というのにはいわゆる電気事業者ということにならうというふうに考えております。

ら推進していくわけでございますが、その中におきましては、当然私どもも、例えば今の太陽光であれば、住宅用太陽光の補助金であるとか税制措置であるとか、さらには系統に対する様々な影響のための実証実験であるとか、そついつた支援措

さん方に理解をしてもらう大きな大前提ではないかと思いますので、もう少し具体的にお話をいたしません。ただ、それは、羽藤秀雄君の参考人としてお答えを申し上げます。

では、太陽光発電について伺いたいと思います。太陽光発電は新エネルギーの切り札と、こういうことを言われておりますし、大いに期待でのきる発電ではないかと思っておりますし、身近では既にソーラー電卓とか、あるいはソーラー携帯電話も出てくるんでしょうか、あるいは家庭用の、住宅用には四十万戸の採用がなされておるというふうに伺っております。

では、まさにこれ、私どもが太陽光のパネルを住宅、一般家庭等で導入する方々に対する補助制度につきましても、これも予算で充実をしてきておりまして、税制上の措置なども併せて今講じているところでございます。今後につきましても、必要に応じて様々な支援措置を検討してまいりたいというふうに考えております。

そうした国の支援、それとこの新しい買取り制度等で組みっこ、寺内へ易くこつまこよ、二

置を用意しております。
また、新エネルギーであればバイオマス、バイ
オガス、そういったものにつきましても、その導
入促進のための様々な支援措置を用意しております
して、そういった支援と規制といったものを組み
合わせてこの法律をしっかりと施行してまいりたいと
と考えております。

本法案に基づきまして、エネルギー供給事業者が非化石エネルギー源の導入、それからその拡大ということに努めていただくわけでありますけれども、その中でも例えば再生可能エネルギー、新エネルギーということを取り上げますと、エネルギーの導入につきましては、事業者がその導人に当たりまして、国が二分の一あるいは三分の一といった補助金の制度を持つております。今

とで、大阪辺りに「二万八千キロワットの世界最大の発電能力を持つ発電所を建設しよう」ということでも報道されておるところでありますので、そういうう面では今後の期待が大変大きいものでありますし、当エネルギー二法案が成立をすれば更に促進ができるというふうに期待をするところでございます。

度等々相まって、特に太陽光はこぎましては、この三年から五年ぐらいの間に市場規模が拡大をしてシステム価格が半減をするというような形で自立的な普及段階に進んでいくということを期待をいたしていいるところでございます。

○田中直紀君 第五条から第八条の関係で、この促進を図るために、経済産業大臣は、判断の基準となるべき事項について公表をする、そしてまた

出てくるんだと思ひますか 大体こんな内容では
ないかといふようなことを伺つておりますが、事
業者に対し具体的な義務内容は、経済産業大臣
が定める太陽光、原子力等の非化石電源を二〇二二
〇年までに五〇%以上とする等、あるいは非化石
電源の利用の拡大の義務付け、あるいは太陽光発
電による電気の利用に係る適正な対価での買取り
の義務付け、そしてまたバイオ燃料、バイオガ

後こういうふうな補助制度などで財政的な支援ということもこの包括的な取組の中で活用していただくということを私どもとしても大いに期待をしております。

法案の中で、第一条と、それから第十三条に財政上の措置ということでうたわれております。いわゆるエネルギー供給事業者、そしてまた義務化供給事業者というようなことで義務化が付けられてきておるわけであります。一方で、やはり協力をしていく民間企業であつたとしても、全体として、あるいは個々に、財政上の措置というものがもうたわれておるわけですから、同時に財政上の支援を具体的に国が後押しをしていくといふことが大事ではないかというふうに思つております。

エネルギー需給の長期見通しに従つて対策をしていくと、こういうことになるわけでありますので、この法案の主役は、やはり新しいエネルギーを提供していく事業者がしっかりとやってもらうということに対して、この法律に従つて国が支援をしていくところであると思いますので、もう少しいろいろと、何年までに五〇%以上拡大をするというようなものも今後出てくるんだと思いますけれども、事業者に対してもう国が個々に支援をしていくかという内容について具体的にお聞かせをいただければと思います。

スの利用の義務付けが想定されておるという内容は伺つておるわけでありますので、やはり需要者が当然それは便利なものだと、あるいは価格に見合つておると、そしてまた、そういう住宅を造れば今後そういう面では活用できると。これは需要者の立場から、そしてまた、購入するために若干のインセンティブがあると、こういうことはあると思ひますが。この十三条で財政上の措置を講ずるというふうにうたつておるわけでありますから、今やはりどう事業者にメリットがあるのかということも、義務を付けるわけでありますから、

これより両案について討論に入ります。——別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効的な利用の促進に関する法律案について採決を行います。

○委員長(櫻井充君) 本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

したがいまして、このエネルギー供給事業者と
いう対象がどうなるか、あるいは義務化される供
給者にはどの程度の財政支援が見込まれるか、あ
るいは二十一年度の予算あるいは補正予算も組ま
れましたけれども、どういう具体的な支援策が盛
り込まれたか、その辺を伺いたいと思います。

○政府参考人(上田隆之君) この法律に基づきまして、個別の事業者は、政令で定める一定規模以上の方に限るわけでございますが、具体的なこの非化石エネルギーの導入促進並びに化石エネルギーの有効利用、その計画というのを出していただくことになります。その計画が判断基準に合致しているかどうかという観点からチェックしながら

一方で、やはりインセンティブといいますか、国が具体的にこれだけ支援するぞと、将来五年にわたりて、十年にわたってこれだけの財政支援をするんだと、こういう数字も持ちながら、あるいは今の予算についてもこれだけの予算化をしているんだと、こういうことを一つ話をしていただくことによって、今後のPRといいますか、国民の皆

きものと決定いたしました。

この際、中谷智司君から発言を求められており
ますので、これを許します。中谷智司君。

○中谷智司君 私は、ただいま可決されました工
エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の
利用及び化石工エネルギー原料の有効な利用の促進
に関する法律案に対し、民主党・新緑風会・国民

新・日本、自由民主党、公明党及び改革クラブの各派並びに各派に属しない議員田中直紀君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

一 非化石エネルギー源の利用の目標、化石エネルギー原料の有効な利用の目標等及びそれらに関する「判断基準」の検討に当たっては、他の戦略目標と十分に整合性をもたせ、各エネルギー源の特性や導入状況、技術開発動向などの実態及び経済に与える影響を踏まえ、実現可能性を重視しつつ策定を進めること。

また、その際には、関係審議会において慎重に審議を行うとともに、パブリックコメントを実施するなど決定プロセスの透明性を確保すること。

二 非化石エネルギー源の利用の促進に当たっては、基幹エネルギーである原子力等と再生可能エネルギー源との特性の違いに留意し、適切な機能分担が図られるよう条件整備等を行ふとともに、化石エネルギー原料の有効な利用の促進に当たっては、石油・石炭・天然ガスのそれぞれの特性に応じた有効利用が図られるよう努め、本法の目的である「非化石エネルギー源の利用」と「化石エネルギー原料の有効な利用」双方の促進施策のバランスに留意しつつ、総合的な政策立案に努めるこど。

三 再生可能エネルギー源の利用に係る費用をエネルギー使用者に転嫁する場合など、本法に基づく施策が新たな国民負担を生じさせることにかんがみ、制度設計及び施策の実施に当たっては、過重な国民負担が生じないよう、あらかじめ十分な検討を行うとともに、負担

の程度、必要性等について国民の幅広い理解を得つつ進めること。

また、附則第二条第二項の検討に当たっては、国民負担の軽減及び健全なエネルギー市場の形成等の観点から、太陽光発電設備等の価格動向やエネルギー間の競争条件等を踏まえつつ、十分な実態把握と将来予測に基づき必要な見直しを行うこと。

四 再生可能エネルギー源の利用の拡大によって、国民が利用するエネルギーの品質や供給安定性に影響を与える可能性にかんがみ、再生可能エネルギー源の利用実態の把握や利用量の調整等の必要な対応策の検討など、安定供給の確保に資する取組を継続的に行うこと。また、送配電設備などエネルギー供給に係るインフラを整備・改修する場合の費用について、透明性の確保や公的負担の在り方など、公平なルールづくりを引き続き検討すること。

五 再生可能エネルギー源の利用拡大に対する支援措置の実施に当たっては、経済対策の観点も踏まえつつ、地域経済の活性化に実効が上がるよう、関係自治体の取組を促し、これと連携して、支援対象の条件や手続などについてきめ細やかな配慮を行うこと。

六 本法施行には、革新的技術の普及が欠かせないことにかんがみ、次世代の太陽光発電、蓄電池、送電線網制御、その他エネルギー関連技術の開発導入について、加速的に取り組むこと。

また、我が国が有するヒートポンプ、燃料電池など優れたエネルギー関連技術が国内外における地球温暖化対策の推進等に貢献出来るよう、利用側も含め、適切な支援措置を講ずること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(櫻井充君) ありがとうございました。

ただいま中谷智司君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(櫻井充君) 全会一致と認めます。よつて、中谷智司君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、二階経済産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。二階経済産業大臣。

○国務大臣(二階俊博君) ただいま御決議をいたしました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。

○委員長(櫻井充君) ありがとうございました。

次に、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律案について採決を行います。

○委員長(櫻井充君) これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(櫻井充君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

こうした課題の解決を図り、商品取引所の産業インフラとしての価値を高めるとともに、利用者の取引の安全を確保するため、本法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。第一に、使いやすい商品先物市場を実現します。取引所が、その創意工夫により、事業者等のニーズを踏まえた品ぞろえや関連サービスを行うことができる必要があります。また、そのための方法として、国内外の取引所との資本連携や金融商品取引所との相互乗り入れを可能とする必要があります。このため、商品取引所の専業義務を緩和し、業務範囲を拡大するとともに、商品取引所の議決権の保有制限を見直します。

また、商品取引所法と海外先物法を一本化し、商品先物取引を行う場が国内外であっても、また、商品取引所の内外であっても、統一した規制体系によることがより、事業者等が多様な商品先物取

説明申し上げます。

昨今、原油や穀物などの商品の価格が不安定化し、事業環境の先行きが一段と不透明感を強めております。このような中、原材料となる商品の価格をあらかじめ確定させ、商品価格の乱高下が事業に及ぼす影響を回避する手段を提供する商品先物市場は、産業インフラとしての重要性が高まっています。

引を安全に行い得る環境を構築します。なお、これに伴い、商品取引所法の名称を商品先物取引法に改めます。

第一に、透明性の高い商品先物市場を実現します。

市場が複雑化し、相場を人為的に上下させる相場操縦行為の手法が複雑化していることに対応し、相場操縦行為の処罰範囲を拡大するとともに、海外当局との情報交換手続を整備することにより、国際的に協力して市場を監視できる仕組みとします。また、商品取引所の相場が实体经济の需給と離れて異常な過熱を示すような場合には、主務大臣が証拠金の引上げ等の多様な是正措置を命ずることをできるようにすることにより、相場の不安定化を防止します。

第三に、トラブルのない商品先物市場を実現します。

利用者トラブルが急増している取引所外の取引や海外先物取引について、新たに参入規制を導入するとともに、行為規制を強化します。一方で、商品先物取引を行う利用者の能力に合わせて、仲介業者に対する規制の程度を強弱を設ける、いわゆるプロ・アマ規制を導入することによって、利用者の保護とともに商品先物市場の活性化を実現します。さらに、特にトラブルが多い取引分野については、顧客から要請されない勧誘行為そのものを禁止します。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください

ますようよろしくお願い申し上げます。
○委員長(櫻井充君) ありがとうございました。

以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時六分散会

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一一部を改正する法律

(商品取引所法の一部改正)

第一条 商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条 第六項及び第七項中「定款」の下に「又は業務規程」を、「第百五十五条第一項」の下に「若しくは第百五十六条第一項」を加え、同条第十項中「定款」の下に「又は業務規程」を加える。

第五条第一項中「定款」の下に「株式会社経済・金融危機の打開を目指すことに関する請願」を掲げる事項のほか、会員商品取引所の存続期間、商品市場の開設期限又は範囲変更期間(商品市場(第百五十五条第三項第二号に規定する期限付商品市場を除く)における上場商品又は上場商品指数の範囲の変更(廃止又は範囲の縮小を除く。同条において同じ。)が行われる期間をいう。以下この項及び同条において同じ。)を定めたときは、その存続期間、開設期限又は範囲変更期間を記載し、又は記録するものとする。

第六条 第二項第一項中「であつて、第八十二条第一項各号に掲げる商品市場の区分に応じ当該各号に定めるもの」を削る。

第七条 第二項中「から第三号まで」の下に「及び第五号」を加え、同条中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号の次に次の一号を加える。

第八条 第二項第一項中「であつて、第八十二条第一項各号に掲げる商品市場の区分に応じ当該各号に定めるもの」を削る。

第九条 第二項第一項中「定款」を「業務規程」に改める。

第十条 第二項第一項中「定款」を「業務規程」に改める。

第十二条 第二項第一項中「定款」を「業務規程」に改める。

第十三条 第二項第一項中「定款」を「業務規程」に改める。

第十四条 第二項第一項中「定款」を「業務規程」に改める。

第十五条 第二項第一項中「定款」を「業務規程」に改める。

第十六条 第二項第一項中「定款」を「業務規程」に改める。

第十七条 第二項第一項中「定款」を「業務規程」に改める。

第十八条 第二項第一項中「定款」を「業務規程」に改める。

第十九条 第二項第一項中「定款」を「業務規程」に改める。

第二十条 第二項第一項中「定款」を「業務規程」に改める。

第二十一条 第二項第一項中「定款」を「業務規程」に改める。

第二十二条 第二項第一項中「定款」を「業務規程」に改める。

第二十三条 第二項第一項中「定款」を「業務規程」に改める。

第二十四条 第二項第一項中「定款」を「業務規程」に改める。

第二十五条 第二項第一項中「定款」を「業務規程」に改める。

改める。

第八十二条第一項第三号中「次に掲げる」を削り、同号イからハまでを削り、同条第二項を削る。

第八十三条第一項中「ごとに、次の各号に掲げる商品市場の区分に応じ、当該各号に定める者に、当該株式会社商品取引所の開設する当該商品市場」を削り、同項各号を削る。

第八十四条第三項第二号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とする。

第八十五条第一項中「定款」を「業務規程」に改める。

第八十六条第一項中「定款」を「業務規程」に改める。

第八十七条第一項中「であつて、第八十二条第一項各号に掲げる商品市場の区分に応じ当該各号に定めるもの」を削る。

第八十八条第一項中「から第三号まで」の下に「及び第五号」を加え、同条中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号の次に次の一号を加える。

第八十九条第一項中「上場商品又は上場商品指数」との取引の種類

第九十条第一項中「前項第九号に掲げる事項については、商品取引所は相場の変動又は決済を結了していい取引の数量を制限する措置を講ずることができる旨を定めなければならない。

第九十一条第一項中「第一項各号に掲げる事項のほか、株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限又は範囲変更期間(商品市場(第百五十六条第一項第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加え、同項第六号中「上場商品指数」の下に「並びに取引参加者が一年以上継続して上場商品構成物品等の売買等を業として行つている場合にあつてはその旨」を加える。以下において同じ。)が行われる期間をいう。以下この項及び同条において同じ。)を定めたとき

は、その存続期間、開設期限又は範囲変更期

第一百四十五条第二項第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第百四十六条第三項中「定款」の下に「(株式会社商品取引所にあつては、業務規程)」を加え
る。

第一百五十五条第三項第二号中「商品取引所」を「会員商品取引所」に改め、同項第三号中「廃止又は範囲の縮小を除く。以下この条において同様」を「範囲変更期間が定められてゐるもの

「商品市場の開設期限」を除くに、「若しくは商品市場の開設期限」を「商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間」に改め、同項第四号中「期限付商品市場」を「商

品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものに限る。）、期限

付商品市場」に、「若しくは商品市場の開設期限の変更に」を「商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更に」に改め、同号イ中「若

しくは商品市場の開設期限」を「商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間」に改め、同条第四項中「次の各号に掲げる事項に応じ、当該

「第四項」の各号に括りを分けて置し、各号に定める」を「第八十条第一項第六号に掲げる」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「主務大臣は」の下に「会員商品取引所につい

ての」を加え、「第三項第四号イ及びロ（第十五條第一項第四号）を「並びに第三項第四号

イ及びロ（同条第一項第四号）に改め、一、前項第二号イ及びロ（第八十条第一項第二号及び第六号に係る部分を除く。）並びに前項第四号イ

及び口（第八十条第一項第六号に係る部分を除く。）を削り、「商品取引所の存続期間又は商品市場の開設期限までの間」を「会員商品取引所

の存続期間、商品市場の開設期限までの間又は範囲変更期間に改め、同条第六項中「第一項の」を「会員商品取引所についての第一項の」に改め、同項第一号中「若しくは第八十一条第一

一項第三号」を削り、「商品取引所の存続期間（株式会社商品取引所にあつては、株式会社商品取引所としての存続期間。以下この条において

設期限が記載され、若しくは記録されてい

設期限が記載され、若しくは記録されてい
る商品市場をいう。以下この条において同

じ。)の開設に係るもの 次に掲げる基準
イ 申請に係る上場商品又は上場商品指数
の先物取引を公正かつ円滑にするために

十分な取引量が見込まれないことその他上場商品構成物等の取引の状況に照らし、当該先物取引をする商品市場を開設

するところが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこ

二〇

口 第八十一条第一項第二号
第六号までに掲げる基準

ける上場商品若しくは上場の変更（範囲変更期間が定められた場合）を除く。又は株式会社商

の存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の廃止に係るもの。第八十条第一項第三号から第六号までに掲げる基準

第一回 第二号から第六号までは、特に不景氣感が強かったが、この回から景気回復の兆しが現れる。商品市場（期限付商品市場を除く）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範用変更期間が定められて、いるもの）

商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又のに限る。)、期限付商品市場における上場

は株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更に係るもの 次に掲げる基準

イ 申請に係る上場商品又は上場商品指數の先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量が見込まれないことその他

上場商品構成物品等の取引の状況に照らし、当該上場商品若しくは上場商品指數の範囲の変更又は当該先物取引をする株式会社商品取引所としての存続期間、商

品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更を行うことが当該上場商品構成物品等の生産及び流通に著しい支障を及ぼす

し、又は及ぼすおそれがあることに該当しないこと。

口 第八十一条第一項第四号から第六号までに掲げる基準

五 前各号に掲げるもの以外のもの 第八十一条第一項第六号に掲げる基準

6 主務大臣は、第一項の認可の申請が株式会社商品取引所の業務規程に係るものである場合においては、前項第一号イ及びロ（第八十一条第一項第二号及び第六号に係る部分を除く。並びに前項第四号イ及びロ（同条第一項第六号に係る部分を除く。）に掲げる基準の適用については、当該基準を適用すべき申請に係る株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限までの間又は範囲変更期間について判断して行うものとする。

7 第二項の認可であつて、当該認可が株式会社商品取引所の業務規程に係るものである場合においては、次の各号に掲げる事項に係るものについては、当該各号に定める規定を準用する。

一 商品市場の開設若しくは商品市場に関する第一百一条第一項第四号、第五号若しくは第十号に掲げる事項の変更（次号に掲げるものを除く。）、株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の廃止又は株式会社商品取引所の取引参加者の数の最高限度の設定、変更若しくは廃止 第十五条第五項から第九項までの規定

二 商品市場（期限付商品市場を除く。）における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更（範囲変更期間が定められているものに限る。）、期限付商品市場の開設若しくは期限付商品市場における上場商品若しくは上場商品指数の範囲の変更又は株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限若しくは範囲変更期間の変更 第十五条第五項から第十一項までの規定

8 主務大臣は、株式会社商品取引所としての存続期間、商品市場の開設期限又は範囲変更期間の廃止に係る第一項の認可に当たつては、当該認可までの間の当該株式会社商品取引所又は当該商品市場における取引の状況について勘査しなければならない。

9 主務大臣は、第一項の認可の申請が株式会社商品取引所の上場商品又は上場商品指数の範囲の変更に係るものである場合においては、第三百五十二条（第八号に係る部分に限る。）の規定による公示があつた日から三月を経過した後でなければ、同項の認可をしてはならない。

第一百六十八条第一項第五号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

第三百四十九条の次に次の二条を加える。
（外国商品先物取引規制当局に対する調査協力）

第三百四十九条の二 主務大臣は、この法律に相当する外国の法令を執行する当局（以下この条において「外国商品先物取引規制当局」という。）から、その所掌に属する当該この法律に相当する外国の法令を執行する当局（以下この条において「外国商品先物取引規制当局」という。）から、その所掌に属する当該この法律に相当する外国の法令を執行するために行なう行政上の調査に際し、協力の要請があつた場合において、当該要請に応ずることが相當と認めるときは、当該要請に応ずるために必要かつ適当であると認められる範囲内において、当該外国にある者を相手方として商品市場における取引を行なう者その他関係人又は参考人に対し、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による処分をすることができない。
一 我が国が行う同種の要請に応ずる旨の当該外国商品先物取引規制当局の要請がないとき。
二 当該外国商品先物取引規制当局の要請に基づき当該処分をすることが我が国における開設期限若しくは範囲変更期間の変更 第十五条第五項から第十一項までの規定

る商品の公正な価格の形成又は生産及び流通に重大な悪影響を及ぼし、その他我が国の利益を害するおそれがあると認められるとき。

三 当該外国商品先物取引規制当局において、前項の規定による処分により提出された報告又は資料の内容が、その職務の遂行に資する目的以外の目的で使用されるおそれがあると認められるとき。

4 第二項の協力の要請が外国商品先物取引規制当局による当該この法律に相当する外国の法令に基づく行政処分（当該処分を受ける者の権利を制限し、又はこれに義務を課すものに限る。）を目的とする場合には、当該要請に応ずるに当たつて、主務大臣は、外務大臣に協議するものとする。

5 第二項の規定による処分により提出された報告又は資料については、その内容が外国における裁判所又は裁判官の行なう刑事手続に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

6 第二項の規定による処分により提出された報告又は資料については、その内容が外国における裁判所又は裁判官の行なう刑事手続に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

7 第二項の規定による処分により提出された報告又は資料については、その内容が外国における裁判所又は裁判官の行なう刑事手続に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

8 第二項の規定による処分により提出された報告又は資料については、その内容が外国における裁判所又は裁判官の行なう刑事手続に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

9 第二項の規定による処分により提出された報告又は資料については、その内容が外国における裁判所又は裁判官の行なう刑事手続に使用されないよう適切な措置がとられなければならない。

ときは、これを没収しないことができる。
一 前条第一号又は第二号の罪の犯罪行為により得た財産

二 前号に掲げる財産の対価として得た財産又は同号に掲げる財産がオブシジョンその他之權利である場合における当該権利の行使により得た財産

三 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

四 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

五 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

六 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

七 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

八 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

九 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

十 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

十一 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

十二 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

十三 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

十四 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

十五 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

十六 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

十七 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

十八 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

十九 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

二十 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

二十一 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

二十二 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

二十三 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

二十四 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

二十五 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

二十六 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

二十七 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

二十八 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

二十九 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

三十 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

三十一 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

三十二 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

三十三 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

三十四 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

三十五 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

三十六 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

三十七 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

三十八 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

三十九 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

四十 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

四十一 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

四十二 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

四十三 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

四十四 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

四十五 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

四十六 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

四十七 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

四十八 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

四十九 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

五十 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

五十一 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

五十二 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

五十三 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

五十四 前号の規定により財産を没収すべき場合における当該権利の行使により得た財産

参考人に対する処分に違反して、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は鑑定人に対する処分に違反して、鑑定をせず、若しくは虚偽の鑑定をした者

二 第三百四十九条の二第一項の規定による

商品市場における取引を行う者その他関係人又は参考人に対する処分に違反して、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第二条 商品取引所法の一部を次のように改正する。

商品市場における取引を行う者その他関係人又は参考人に対する処分に違反して、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第三条に次の三項を加える。
2 主務大臣は、前項ただし書の認可に条件を付すことができる。

項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。(以下この項及び第一百九十六条第二項において同じ。)

の過半数を保有する会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を保有する会社は、当該法人の子会社とみなす。

目次中「第三節 株式会社商品取引所(第七十八条—第九十六条)」を

「第三節 株式会社商品取引
第一款 総則(第七十八条)
第二款 自主規制委員会
第三款 主要株主(第九
第四款 商品取引所持株

所
条 第九十六条

(第九十六条の二—第九十六条の十八)
十六条の十九—第九十六条の二十四)
会社(第九十六条の二十五—第九十六条の四十三)」

に改める。

第一条第五項中「数値」の下に「、一の商品たる物品の価格と他の商品たる物品の価格の差に基づいて算出された数値その他の二以上の商品たる物品の価格に基づいて算出された数値」を加え、同条第八項第二号を次のように改める。

二 約定価格(当事者が商品についてあらかじめ約定する価格(一の商品の価格の水準を表す数値その他の一の商品の価格に基づいて算出される数値を含む。以下この号において同じ。)をいう。以下同じ。)と現実価格(将来の一定の時期における現実の当該商品の価格をいう。)の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

第一条第八項第三号中「約定指數」を「約定數値」に改める。
第二条に次の一項を加える。

19 この法律において「商品取引所持株会社」とは、株式会社商品取引所を子会社(第三条の二第三項に規定する子会社をいう。)とする株式会社であつて、第九十六条の二十五第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しく

は同条第三項ただし書の認可を受けているものとをいう。

第三条の見出しを「(業務の範囲)」に改め、同条中「開設の業務」の下に「(以下「商品市場開設業務」という。)」を加え、同条に次のただし書きを加える。

ただし、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けた場合は、商品市場開設業務に関連する業務及びこれに附帯する業務、算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第六項に規定する算定割当量をいう。以下同じ。)に係る取引を行う市場の開設の業務及びこれに附帯する業務を行なう会社、取引所金融商品市場(金融商品取引法第二条第七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)の開設の業務及びこれに附帯する業務を行なう会社又は取引所金融商品市場の開設に関連する業務及びこれに附帯する業務を行なう会社を子会社とすることができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項ただし書の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「業務を行う」とあるのは「会社を子会社とする」と、「商品市場開設業務」とあるのは「商品取引所の商品市場開設業務」と読み替えるものとする。

3 前二項の「子会社」とは、法人がその総株主又は総社員の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項)を削る。

第三条の二 商品取引所は、商品市場開設業務及びこれに附帯する業務を行なう会社以外の会社を子会社としてはならない。ただし、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けた場合は、商品市場開設業務に関連する業務及びこれに附帯する業務を行なう会社、取引所金融商品市場(金融商品取引法第二条第七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下同じ。)の開設の業務及びこれに附帯する業務を行なう会社又は取引所金融商品市場の開設に関連する業務及びこれに附帯する業務を行なう会社を子会社とすることができる。

第五条の二 商品取引所は、この法律及び定款の他の規則に従い、商品市場における取引を公正にし、及び委託者を保護するため、自主規制業務を適切に行わなければならない。

2 前項の「自主規制業務」とは、商品市場について行なう次に掲げる業務をいう。

一 会員等のこの法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の处分(第九十六条の二十二、第九十六条の三十四、第九十六条の四十、第一百五十九条、第一百六十条及び第一百六十五条において「この法律等」という。)若しくは当該商品取引所の定款、業務規程、受託契約規則、紛争処理規程その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査

二 会員等に対する除名の処分その他の措置に関する業務

三 その他商品市場における取引の公正を確保し、及び委託者を保護するために必要な業務として主務省令で定めるもの

第六条第一項中「金融商品取引法(昭和二十一年法律第二十五号)第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。第一百一条第三項及び第三百四十八条において同じ。」を削る。

第十一条第六項第三号中「(平成十七年法律第八十六号)」を削る。

第十五条第二項第一号ニ中「第一百五十九条第一項」を「第九十六条の二十二第一項、第九十六条の三十四第一項若しくは第九十六条の四十一項の規定により第九十六条の十九第一項、第九十六条の三十一第一項若しくは第九十六条の四十五第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消され、若しくは第一百五十九条第一項に、「の許可を取り消され、その」を「の許可を取り消され、これらの」に、「許可」(当該許可)を「認可若しくは許可」(当該認可又は許可)に改め、同号ヘ中「商品取引所が」を「第九十六条の十九第一項若しくは第九十六条の三十一第一項の認可を受けた者」(以下この号において「主要株主」という)が第九十六条の二十二第一項若しくは第九十六条の三十四第一項の規定により認可を取り消された場合、商品取引所持株会社が第九十六条の四十一第一項の規定により第九十六条の二十五第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消された場合、商品取引所が「その取消しの日前三十日以内に当該商品取引所」を「これらの取消しの日前三十日以内に当該主要株主、商品取引所持株会社、商品取引所」に改め、同号チ中「第一百五十九条第三項」を「第九十六条の四十第二項、第一百五十九条第三項」に改める。

第二章第三節中第七十八条の前に次の款名を付する。

第一款 総則

第八十一条に次の一号を加える。

四 自主規制委員会を設置する場合にあつては、その旨

第八十二条に次の二条を加える。

(株式会社商品取引所の子会社の範囲の特例)
第八十一条の二 株式会社商品取引所は、第三条第一項ただし書の認可及び金融商品取引法第八十条第一項の免許を受けて取引所金融商品市場を開設している場合には、第三条の二第一項の規定にかかわらず、主務大臣の認可を受けないで、取引所金融商品市場の開設の

業務及びこれに附帯する業務を行ふ会社を子会社(同条第三項に規定する子会社をいう。)以下同じ。)とすることができる。

第八十六条第一項を次のように改める。
何人も、株式会社商品取引所の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の百分の二十(その財務及び営業の方針の決定に對して重要な影響を与えることが推測される事実として主務省令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この条、第三款及び第九十六条の四十第四項において「保有基準割合」という。)以上の数の議決権(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第一百四十七条第一項又は第一百四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、取得又は保有の態様その他の事情を勘案して主務省令で定めるものを除く。以下この節において「対象議決権」という。)を取得し、又は保有してはならない。ただし、商品取引所、商品取引所持株会社、金融商品取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、政令で定める者に限る。以下同じ。)又は金融商品取引所持株会社(同条第十八項に規定する金融商品取引所持株会社をいい、政令で定める金融商品取引所を「前項本文」といふ。)に、「百分の五を超える対象議決権」を「保有基準割合以上の数の対象議決権」に改め、同項ただし書を削り、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を

加える。

3 前項の場合において、株式会社商品取引所の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなる者(以下この条において「特定保有者」という。)は、特定保有者になつた旨その他主務省令で定める事項を、遅滞なく、主務大臣に届け出なければならない。

4 第二項の場合において、特定保有者は、特定保有者となつた日から三月以内に、株式会商商品取引所の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定保有者を受けたときは、この限りでない。

第五十六条の次に次の二条を加える。
(対象議決権保有届出書の提出)
第八十六条の二 株式会社商品取引所の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者(以下この項において「対象議決権保有者」という。)となつた者は、主務省令で定めたところにより、対象議決権保有割合(対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該株式会社商品取引所の総株主の議決権の数で除して得た割合をいい。)、保有の目的その他の主務省令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、主務大臣に提出しなければならない。

第六条の二 第一款
(権限等)

第九十六条の二 一 株式会社商品取引所(以下この款における「特定株式会社商品取引所」という。)の自主規制委員会は、自主規制業務(第五条の二第二項に規定する自主規制業務をいう。以下この款において「特定株式会社商品取引所」という。)の定めるところにより、自主規制委員会を置くことができる。

2 自主規制委員会は、当該自主規制委員会を設置する株式会社商品取引所(以下この款における「特定株式会社商品取引所」という。)の自主規制委員会は、自主規制業務(第五条の二第二項に規定する自主規制業務をいう。以下この款において「特定株式会社商品取引所」という。)の定めるところにより、自主規制業務に関する事項の決定を行う。

3 自主規制委員会は、自主規制業務に関する事項の決定について、取締役会から委任を受けたものとみなす。

4 特定株式会社商品取引所の自主規制委員会は、自主規制業務に関する事項の決定について、執行役又は取締役に委任することができない。

5 特定株式会社商品取引所の取締役会は、会社法第三百六十二条第四項及び第四百六十六条第四項の規定にかかわらず、次条第二項に規定する自主規制委員の選定及び第九十六条の五第一項に規定する自主規制委員の解職について、執行役又は取締役に委任することができない。

第六条の三 第二款
(組織)

第八十六条の三 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、前条第一項の対象議決権保有届出書の提出者に対する報告の提出若しくは資料の提出を命じ、又はその職員三人以上で組織し、その過半数は、社外

取締役でなければならない。

- 2 自主規制委員は、特定株式会社商品取引所の取締役の中から、取締役会の決議によつて選定する。

- 3 前項の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）で、かつ、出席した社外取締役の過半数をもつて行う。

- 4 自主規制委員会に自主規制委員長を置き、自主規制委員の互選によつて社外取締役のうちからこれを定める。

- 5 自主規制委員長は、自主規制委員会の会務を總理する。

- 6 自主規制委員会は、あらかじめ、自主規制委員のうちから、自主規制委員長に事故がある場合に当該自主規制委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。

- 第九十六条の四 自主規制委員の任期は、選定後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 自主規制委員は、四回に限り再選されることはできる。

（解職等）

- 第九十六条の五 自主規制委員は、特定株式会社商品取引所の取締役会の決議によつて解職することができる。

- 2 前項の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上）で、かつ、出席した自主規制委員の過半数をもつて行う。

- 3 第九十六条の三第一項に規定する自主規制委員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した自主規制委員は、新たに選定された自主規制委員（次項の一時自主規制委員の職務を行つ者を含む。）が就任する。

- 4 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時自主規制委員の職務を行つ者を選任することができる。

- 5 裁判所は、前項の一時自主規制委員の職務を行う者を選任した場合には、特定株式会社商品取引所がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

- 6 会社法第八百六十八条第一項、第八百七十一条（第二号に係る部分に限る。）第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、第四項の申立てがあつた場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（取締役の選任及び解任）

- 第九十六条の六 第九十六条の三第三項の規定は、監査役会設置会社である特定株式会社商品取引所が株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する場合について準用する。

- （緊急の場合の取扱い）

- 第九十六条の七 第九十六条の二第二項及び第三項の規定にかかるわらず、特定株式会社商品取引所の代表取締役又は代表執行役は、公益又は委託者の保護を図るために必要があると認める場合であつて、状況に照らし緊急を要するときは、会員等に対する処分その他のの主務省令で定める自主規制業務に関する事項を決定することができる。

- 2 前項の規定により特定株式会社商品取引所が会員等に対する処分その他の主務省令で定める自主規制業務に関する事項の決定をした場合には、当該株式会社商品取引所の代表取締役又は代表執行役は、自主規制委員会に対し、速やかに、その旨を報告しなければならない。

- （執行役又は取締役の行為の差止め）
- 第九十六条の八 自主規制委員は、特定株式会社商品取引所の執行役又は取締役が自主規制業務に関し自主規制委員会の決定に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、当該執行役又は取締役をいたずおそれがあるときは、当該執行役又は取締役に対し、業務の適正な運営に著しい支障をきたすおそれがある行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、当該行為によって自主規制業務の適正な運営に著しい支障をきたすおそれがあるときは、当該執行役又は取締役に対し、當該行為をやめることを請求することができる。

- 2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の執行役又は取締役に対し、その行為をやめることを命ずるとときは、担保を立てさせないものとする。

- （業務規程等の変更の取扱い）
- 第九十六条の九 特定株式会社商品取引所は、当該株式会社商品取引所の業務規程その他の規則に定める事項のうち自主規制業務に関するものとして主務省令で定めるものの変更又は廃止をしようとするときは、自主規制委員会の同意を得なければならない。

- （招集権者）
- 第九十六条の十 自主規制委員会は、第九十六条の三第四項に規定する自主規制委員長（自主規制委員長に事故があるときは、同条第六項に規定する自主規制委員長の職務を代理する者。次条及び第九十六条の十二第一項において同じ。）が招集する。

- 事項及び招集の理由を示して、自主規制委員会の招集を請求することができる。

（招集手続）

- 第九十六条の十二 自主規制委員会を招集するには、自主規制委員長は、自主規制委員会の一日の一週間（これを下回る期間を自主規制委員会で定めた場合にあつては、その期間）前に各自主規制委員に対してその通知を發しなければならない。

- （決議）

- 第九十六条の十三 自主規制委員会の決議は、議決に加わることができる自主規制委員の過半数が出席し、その過半数で、かつ、出席した社外取締役である自主規制委員の過半数をもつて行う。

- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する自主規制委員は、議決に加わることができない。

- 3 自主規制委員会の議事については、主務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもつて作成されているときは、出席した自主規制委員は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

- 4 自主規制委員会が選定する自主規制委員は、第一項の規定による決議後、遅滞なく、当該決議の内容を取締役会に報告しなければならない。

- 第五十九条の十一 自主規制委員は、自主規制委員長に対し、自主規制委員会の目的である

(監督上の処分)

第九十六条の二十二 主務大臣は、株式会社商品取引所の主要株主がこの法律等に違反したとき、又は主要株主の行為が株式会社商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該主要株主に対し、第九十六条の十九第一項の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の規定により第九十六条の十九第一項の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、株式会社商品取引所の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるなかつたとき。

二 保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となつたとき。
三 商品取引所、商品取引所持株会社、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社となつたとき。

2 前項の規定により認可が失効したとき(同項第三号に係る場合にあつては、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社となつたとき)は、主要株主であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、第一項の規定による处分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求めてその意見を聴取し、若しくは参考人への意見若しくは報告の提出を求め、又は鑑定人に出頭を求めて鑑定をさせることができる。

4 第一項の規定による認可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならぬ。ただし、主務大臣が該処分の名あて人となるべき者の業務に関する秘密を保つため必要があると認めるとき、又は公利益上必要があると認めるときは、この限りでない。

5 第一項の規定は株式会社商品取引所の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を保有する商品取引所、商品取引所持株会社、金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社について準用する。

(認可の失効)
第九十六条の二十三 株式会社商品取引所の主要株主が次の各号のいずれかに該当すること

第一項の規定はこの項において準用する。
(認可の失効)
第九十六条の二十三 株式会社商品取引所の主

となつたときは、第九十六条の十九第一項の認可は、その効力を失う。

一 認可を受けた日から六月以内に保有基準割合以上の数の対象議決権の保有者となるなかつたとき。

二 保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となつたとき。

三 商品取引所、商品取引所持株会社と

なつたとき。

2 前項の規定により認可が失効したとき(同項第三号に係る場合にあつては、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社となつたとき)は、主要株主であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(対象議決権に係る規定の準用)

第九十六条の二十四 第八十六条第五項の規定は、第九十六条の十九第一項から第五項まで、

第九十六条の二十第一項、第九十六条の二十一第二項、第九十六条の二十二第二項及び第五項並びに前条第一項の規定を適用する場合について準用する。

(認可等)

第四款 商品取引所持株会社

第九十六条の二十五 株式会社商品取引所を子会社としよすとする者又は株式会社商品取引所を子会社とする会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。ただし、商品取引所、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が株式会社商品取引所を子会社とする場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の主務省令で定める場合において、株式会社商品取引所を子会社とすることとなるときには、適用しない。

3 前項の場合において、株式会社商品取引所の主

を子会社とすることとなつた会社(以下この条において「特定持株会社」という。)は、特定持株会社となつた日から三月以内に、株式会社商品取引所を子会社とする会社でなくなりたために必要な措置をとらなければならぬ。ただし、当該特定持株会社が株式会社商品取引所を子会社とする会社であることについて主務大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 認可申請者又は認可を受けて設立される会社(以下この条において「認可申請者等」という。)が専ら株式会社商品取引所又は株式会社商品取引所及び商品取引所関連会社

(商品市場開設業務に附帯する業務を行う会社、商品市場開設業務に関連する業務及びこれに附帯する業務を行う会社、算定割

当量に係る取引を行う市場の開設の業務及びこれに附帯する業務を行う会社、取引所

金融商品市場の開設の業務及びこれに附帯する業務を行う会社又は取引所金融商品市場の開設に関連する業務及びこれに附帯する業務を行う会社をいう。第九十六条の三十六において同じ。)を子会社として保有することを目的とする者である。

二 認可申請者等及びその子会社となる株式会社商品取引所の収支の見込みが良好であること。

三 認可申請者等がその人的構成に照らして、その子会社となる株式会社商品取引所の経営管理を的確かつ公正に遂行すること。

四 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えるなければならない。

一 商号

二 資本金の額

三 本店、支店その他の営業所の所在地

四 役員の氏名又は名称及び住所

2 前項の申請書には、定款その他の主務省令で定める書類を添付しなければならない。

3 前項の場合において、定款が電磁的記録で作成されているときは、書面に代えて電磁的記録を添付することができる。

(認可審査基準)
二 認可申請者がこの法律又はこの法律に相

当する外国の法令の規定により罰金の刑

の規定による認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者又は認可を受けて設立される会社(以下この条において「認可申請者等」という。)が専ら株式会社商品取引所又は株式会社商品取引所及び商品取引所関連会社

(商品市場開設業務に附帯する業務を行う会社、商品市場開設業務に関連する業務及びこれに附帯する業務を行う会社、算定割

当量に係る取引を行う市場の開設の業務及びこれに附帯する業務を行う会社、取引所

金融商品市場の開設の業務及びこれに附帯する業務を行う会社又は取引所金融商品市場の開設に関連する業務及びこれに附帯する業務を行う会社をいう。第九十六条の三十六において同じ。)を子会社として保有することを目的とする者である。

二 認可申請者等及びその子会社となる株式会社商品取引所の収支の見込みが良好であること。

三 認可申請者等がその人的構成に照らして、その子会社となる株式会社商品取引所の経営管理を的確かつ公正に遂行すること。

四 認可申請者が十分な社会的信用を有する者であること。

2 主務大臣は、前項の規定により審査した結果、その申請が同項の基準に適合していると認めたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除いて、その認可を与えるなければならない。

一 認可申請者が株式会社(次に掲げる機関を置くものに限る。)でないととき。

イ 取締役会

ロ 監査役又は委員会

二 認可申請者がこの法律又はこの法律に相

当する外国の法令の規定により罰金の刑

(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その執行の終わった日又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過しない者であるとき。

三 認可申請者が第九十六条の二十二第一項、第九十六条の三十四第一項若しくは第

九十六条の四十第一項の規定により認可を取り消され、若しくは第一百五十九条第一項若しくは第二項、第一百八十六条第一項若しくは第二項、第二百三十五条第三項、第二百三十六条第一項若しくは第三百四十五条第一項(第三百四十五条において準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消され、これらの取消しの日から五年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種の認可若しくは許可(当該認可又は許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であるとき。

四 認可申請者等の役員のうちに第十五条第

二項第一号イからまでのいずれかに該当する者があるとき。

五 認可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに重要な事項について虚偽の記載又は記録があるとき。

(議決権の保有制限)

第九十六条の二十八 何人も、商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の二十(その財務及び営業の方針の決定に対しても重要な影響を与えることが推測される事実として主務省令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この款(第九十六条の四十第四項を除く。)において「保有基準割合」という。)以上の数の対象議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、商品取引所又は金融商品取引所が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

2 前項本文の規定は、保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の主務省令で定める場合において、商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなるときは適用しない。

3 前項の場合において、商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有することとなるときは、(以下この条において「特定保有者」という。)は、特定保有者になつた旨その他主務省令で定める事項を、遅滞なく、主務大臣に届け出なければならない。

4 第二項の場合において、特定保有者は、特定保有者となつた日から三月以内に、商品取引所持株会社の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。ただし、当該特定保有者が地方公共団体等である場合であつて、当該地方公共団体等が第九十六条の三十一第一項の認可を受けたときは、この限りでない。

5 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(対象議決権保有届出書の提出)

第九十六条の二十九 商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五を超える対象議決権の保有者(以下この条において「対象議決権の保有者」という。)となつた者は、主務省令で定めるところにより、対象議決権保有割合(対象議決権保有者の保有する当該対象議決権の数を当該商品取引所持株会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。)保有の目的その他の主務省令で定める事項を記載した対象議決権保有届出書を、遅滞なく、主務大臣に提出しなければならない。

(対象議決権保有届出書の提出者に対する報告徴収及び立入検査)

第九十六条の三十 主務大臣は、この法律の施

行のため必要があると認めるときは、前条の対象議決権保有届出書の提出者に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、その者の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(当該対象議決権保有届出書の記載に依る必要な検査に限る。)をさせることができる。

2 第八十六条の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

2 第八十六条の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。(主要株主に係る認可等)

第九十六条の三十一 地方公共団体等は、第九十六条の二十八第一項本文の規定にかかるわらず、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けて、商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる。

2 前項の認可を受けた地方公共団体等は、同

項にかかるわらず、その保有する対象議決権の数に増加がない場合その他の主務省令で定める場合には、商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することができる。

3 前項の場合において、商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十を超える対象議決権を取得し、又は保有することとなつた

地方公共団体等(以下この条において「特定保有団体等」という。)は、特定保有団体等となつた日から三月以内に、商品取引所持株会社の総株主の議決権の百分の五十以下の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

4 第九十六条の十九第三項及び第五項の規定は、特定保有団体等について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とある

のは、「第九十六条の三十一第二項」と、同条第五項中「前項」とあるのは、「第九十六条の三十一第三項」と読み替えるものとする。

5 第三条第二項及び第三項の規定は、第一項の認可について準用する。(主要株主に係る認可基準)

第六章 第九十六条の三十二 主務大臣は、前条第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 認可申請者がその対象議決権を行使することにより、商品取引所持株会社の子会社である株式会社商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがないこと。

二 認可申請者が商品取引所の業務の公共性に関する十分な理解を有すること。

2 第九十六条の二十第二項の規定は、前条第一項の認可について準用する。この場合において、第九十六条の二十第二項中「前項」とあるのは、「第九十六条の三十二第一項」と読み替えるものとする。

(主要株主に対する報告徴収及び立入検査)

第九十六条の三十三 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品取引所持株会社の主要株主(第九十六条の三十一第一項の認可を受けた者をいう。以下この款において同じ。)に対し、当該商品取引所持株会社若しくはその子会社である株式会社商品取引所の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、当該主要株主の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(当該商品取引所持株会社又はその子会社である株式会社商品取引所の業務又は財産に関し必要な検査に限る。)をさせることができる。

2 前項の規定は、商品取引所持株会社の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決

権を保有する金融商品取引所について準用する。

3 第八十六条の三第二項及び第三項の規定は、第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による立入検査について準用する。

（主要株主に対する監督上の処分）

第九十六条の三十四 主務大臣は、商品取引所持株会社の主要株主がこの法律等に違反したとき、又は主要株主の行為が当該商品取引所持株会社の子会社である株式会社商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるときは、当該主要株主に対し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の規定により第九十六条の三十一第一項の認可を取り消された者は、当該認可を取り消された日から三月以内に、商品取引所持株会社の保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となるために必要な措置をとらなければならない。

3 第九十六条の二十二第三項の規定は第一項の規定による処分について、同条第四項の規定は第一項の規定による認可の取消しに係る聴聞について準用する。

4 第一項の規定は商品取引所持株会社の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を保有する商品取引所及び金融商品取引所について、第九十六条の二十二第三項の規定はこの項において準用する第一項の規定による処分について準用する。（主要株主に係る認可の失効）

第五十九条の三十五 商品取引所持株会社の主要株主が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第九十六条の三十一第一項の認可は、その効力を失う。

一 認可を受けた日から六月以内に保有基準

割合以上の数の対象議決権の保有者とならなかつたとき。

二 保有基準割合未満の数の対象議決権の保有者となつたとき。

三 商品取引所又は金融商品取引所となつたとき。

2 前項の規定により認可が失効したとき（同一項第三号に係る場合にあつては、金融商品取引所となつたときは、主要株主であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない）。

（業務の範囲）

第九十六条の三十六 商品取引所持株会社は、子会社である株式会社商品取引所及び商品取引所関連会社の経営管理を行うこと並びにこれらに附帯する業務のほか、他の業務を行うことができる。

2 商品取引所持株会社は、その業務を行うに当たつては、子会社である株式会社商品取引所の業務の公共性に対する信頼及び健全かつ適切な運営を損なうことのないよう、子会社である株式会社商品取引所又は株式会社商品取引所及び商品取引所関連会社の適切な経営管理に努めなければならない。（子会社の範囲）

第九十六条の三十七 商品取引所持株会社は、商品市場開設業務及びこれに附帯する業務を行ふ会社を子会社としてはならぬ。ただし、主務省令で定めるところにより、

い。ただし、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けた場合は、商品市場開設業務に関連する業務及びこれに附帯する業務を行う会社、算定割当量に係る取引を行う会社、商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を行う会社、取引所金融商品市場の開設の業務及びこれに附帯する業務を行ふ会社又は取引所金融商品市場の開設に関連する業務及びこれに附帯する業務を行ふ会社を子会社とすることができる。

2 第三条第二項から第四項までの規定は、前項ただし書の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「業務を行う」とあるのは「会社を子会社とする」と、「商品市場開設業務」とあるのは「商品取引所の商品市場開設業務」と読み替えるものとする。

（認可の取消し）

第九十六条の三十八 主務大臣は、商品取引所持株会社が第九十六条の二十五第一項又は第三項ただし書の認可を受けた当時既に第九十六条の二十七第二項各号のいずれかに該当していたことが判明したときは、その認可を取り消すことができる。

（報告徵収及び立入検査）

第九十六条の三十九 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品取引所持株会社若しくはその子会社に対し、当該商品取引所持株会社の業務若しくは財産に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に当該商品取引所持株会社若しくは当該子会社の事務所若しくは営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（当該子会社にあつては、当該商品取引所の業務又は財産に関し必要な検査に限る。）をさせることができる。

（監督上の処分）

第九十六条の四十 主務大臣は、商品取引所持株会社がこの法律等に違反したとき、商品取引所持株会社の行為がその子会社である株式会社商品取引所の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるとき、又は商品取引所持株会社の子会社である株式会社商品取引所の業務の健全な運営を損なうおそれがあるにもかかわらず、当該行為のは是正のため

必要な措置をとることを怠つたときは、当該商品取引所持株会社に対し、第九十六条の二十五第一項若しくは第三項ただし書又は第九十六条の三十七第一項ただし書の認可を取り消し、その他監督上必要な措置をとることを命ずることができる。

2 主務大臣は、商品取引所持株会社の役員がこの法律等に違反したときは、当該商品取引所持株会社に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

3 第一項の規定により第九十六条の二十五第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された商品取引所持株会社は、速やかに、当該株式会社商品取引所を子会社とする会社でなくなりたるため必要な措置をとらなければならぬ。

4 前項の措置がとられた場合において、当該措置をとつた者がなお株式会社商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権の保有者であるときは、当該株式会社商品取引所を子会社とする会社でなくなつた日を第八十六条第四項の特定保有者となつた日とみなして、同項の規定を適用する。

5 第九十六条の二十二第三項の規定は第一項又は第二項の規定による処分について、同条第四項の規定は第一項又は第二項の規定による認可の取消し又は役員の解任の命令に係る聴聞について準用する。

（認可の失効）

第九十六条の四十一 商品取引所持株会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第九十六条の二十五第一項又は第三項

ただし書の認可は、その効力を失う。

一 株式会社商品取引所を子会社とする会社でなくなつたとき（当該株式会社商品取引所の議決権の保有の態様その他の事情を勘案して主務省令で定める場合を除く。）。

二 解散したとき。

三 設立、合併（当該合併により設立される会社が商品取引所持株会社であるものに限る。）又は新設分割（当該新設分割により設立された会社が商品取引所持株会社であるものに限る。）を無効とする判決が確定したとき。

四 認可を受けた日から六月以内に株式会社

商品取引所を子会社とする会社とならなかつたとき。

前項の規定により認可が失効したときは、商品取引所持株会社であつた者は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

（対象議決権に係る規定の準用）

第九十六条の四十一 第八十六条第五項の規定は、第九十六条の二十五第二項、同条第四項において準用する第九十六条の十九第三項及び第五項、第九十六条の二十八第一項から第四項まで、第九十六条の二十九、第九十六条の三十一第一項から第三項まで、同条第四項において準用する第九十六条の十九第三項及び第五項、第九十六条の三十二第一項、第九十六条の三十三第二項、第九十六条の三十四第二項及び第四項、第九十六条の三十五第一項並びに第九十六条の四十第四項の規定を適用する場合について準用する。

（監督上の处分等に係る規定の準用）

第九十六条の四十三 第九十六条の三十六第二項及び第九十六条の四十第一項の規定は株式会社商品取引所を子会社とする商品取引所及び商品取引所持株会社を子会社とする商品取引所について、第九十六条の三十六第二項、第九十六条の三十九及び第九十六条の四十第一項の規定は株式会社商品取引所を子会社とする商品取引所について、第九十六条の三十六第二項、

第九十六条の四十第一項の規定による処分について、それぞれ準用する。

第一百三条第七項中「第九項」を「第十項」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の二項を加え

8 第一項第一号に掲げる場合（会員等が自己の計算において商品市場における取引を行う場合に限る。）又は同項第二号若しくは第四号に掲げる場合において、同項第一号に定める会員等、同項第二号に定める取引の委託者又は同項第四号に定める取次委託者（以下この条において「会員等、取引の委託者又は取次委託者」という。）は、主務省令で定めるところにより、銀行等と当該会員等、取引の委託者又は取次委託者のために所要の取引証拠金に相当する金額が商品取引所の指示に応じて当該商品取引所に預託される旨の契約を締結して、その旨を当該商品取引所に届け出ることができる。

第一百三条に次の二項を加える。

11 商品取引所は、商品市場における取引の公正を確保するため必要があると認めるときは、会員等、取引の委託者又は取次委託者と第八項の契約を締結した銀行等又は当該会員等、取引の委託者又は取次委託者に対し、所要の取引証拠金に相当する金額又は第九項の規定により預託を猶予した取引証拠金を当該商品取引所に預託すべき旨を指示しなければならない。

第一百十二条第一号中「約定指數」を「約定数値」に改める。

（相場、取引高等の報告）

第一百十二条 商品取引所は、主務省令で定めるところにより、その開設する商品市場における次に掲げる事項について、主務大臣に報告

しなければならない。

一 毎日及び毎月の相場及び取引高その他の主務省令で定める事項

二 一の会員等の自己の計算による取引であつて決済を結了していないものの毎日の数量が商品市場ごとに主務省令で定める数量を超えている場合その他その商品市場における取引の状況が主務省令で定める要件に該当している場合における当該会員等の名稱、当該数量その他の主務省令で定める事項

3 主務大臣は、第一項ただし書の承認に条件を付することができる。

4 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため必要な最小限度のものでなければならぬ。

五百九十九条第一項第一号中「この法律、この法律に基づく命令若しくはこの法律に基づいてする主務大臣の处分（以下この条、次条及び第六十五条において「この法律等」といいう。）を「この法律等、第三条第一項ただし書若しくは第三条の二第一項ただし書の認可に付された条件」に改め、同項に次の二号を加える。

四 商品取引所が第三条第一項ただし書の規定により認可を受けて行う業務が、当該商品取引所の業務の公共性に対する信頼を損なうおそれ若しくは商品市場開設業務及びこれに附帯する業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあると認めるとき、又は商品取引所が同項ただし書の認可に付された条件に違反したとき。 同項ただし書の認可を取り消すこと。

五百九十九条第八項、第九項及び第十一項の規定は、第一項第一号イ（会員等が自己的計算において商品市場における取引を行う場合に限る。）口及び二並びに同項第二号イ（清算参加者がその委託をした会員等の計算において商品清算取引を行う場合に限る。）口及び二の場合について準用する。

8 第百三十三条第一項中「第三条」を「第三条

取引所が同項ただし書の認可に付された条件に違反したとき。 同項ただし書の認可を取り消すこと。

五百九十九条第一項ただし書中「ただし、」の下に「金融商品債務引受け業等その他」を加え、同項に次の二項を加える。

3 主務大臣は、第一項ただし書の承認に条件を付することができる。

4 前項の条件は、公益又は委託者の保護のため必要な最小限度のものでなければならぬ。

五百九十九条第七項中「から第九項まで」を「第九項及び第十項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改め、「商品取引清算機関」との下に「同条第九項中「前二項」とあるのは「第一百七十九条第七項において読み替えて準用する百七十九条第七項」とを加え、同条に次の二項を加える。

四 第百三十三条第一項中「第三条」を「第三条

五百九十九条第七項中「から第九項まで」を「第九項及び第十項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改め、「商品取引清算機関」との下に「同条第九項中「前二項」とあるのは「第一百七十九条第七項において読み替えて準用する百七十九条第七項」とを加え、同条に次の二項を加える。

項とし、同条第六項及び第七項を削り、同条第八項第二号中「価格をいう」の下に「以下同じ」を加え、同項第三号中「の数値」の下に「以下「現実数値」という。」を加え、同項第四号に次のように加える。

二 次号に掲げる取引（これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。）

ホ 第六号に掲げる取引（これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。）

第二条第八項に次の三号を加える。

五 当事者が数量を定めた商品について当事者的一方が相手方と取り決めた当該商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者と取り決めた当該商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うこと

六 当事者が数量を定めた商品について当事者的一方が相手方と取り決めた当該商品に係る商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者的一方と取り決めた当該商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うこと

七 前各号に掲げる取引に類似する取引であつて政令で定めるもの

第二条第八項を同条第三項とし、同項の次に次の五項を加える。

4 この法律において「商品取引所」とは、会員商品取引所及び株式会社商品取引所をい

5 この法律において「会員商品取引所」とは、商品又は商品指数について先物取引をするために必要な市場を開設することを主たる目的としてこの法律に基づいて設立された会員組織の社団をいう。

6 この法律において「株式会社商品取引所」とは、第七十八条の許可を受けて、商品又は商品指数について先物取引をするために必要

な市場を開設する株式会社をいう。

7 この法律において「上場商品」とは、商品取引所が一の商品市場で取引すべきものとして定款又は業務規程で定める一又は二以上の商品たる物品であつて、第九条若しくは第十七条の許可又は第百五十五条第一項若しくは第百五十六条第一項の認可に係るものといふ。

8 この法律において「上場商品指数」とは、商品取引所が一の商品市場でその商品指数に係る取引を行うべきものとして定款又は業務規程で定める一又は二以上の商品指数であつて、第九条若しくは第七十八条の許可又は第一百五十五条第一項若しくは第百五十六条第一項の認可に係るものといふ。

第二条第九項第一号中「前項第一号」を「第三項第一号」に、「又は同項第二号に掲げる取引」を、「同項第二号に掲げる取引若しくは同項第五号に掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引のうちこれらの取引に類似するもの」として政令で定めるものに改め、同項第二号中「前項第三号」を「第三項第三号」に改め、「取引」の下に「若しくは同項第六号に掲げる取引又は同項第七号に掲げる取引のうちこれらの取引に類似するものとして政令で定めるもの」を加え、同条第十項第一号中「第八項第三号」を「第三項第三号又は第六号」に改め、同号口中「第八項第四号又は口」を「第三項第四号イ、口又はニ」に改め、同号ハ中「第八項第四号ハ」を「第三項第四号ハ又はホ」に改め、同号二中「第八項第一号」を「第三項第一号」に改め、同号に次のように加える。

ヘ 当該上場商品又はその対象となる物品が当該上場商品であるか若しくはこれに含まれる商品指数に係る次に掲げる取引（1）当事者が数量を定めた商品について

（2）当事者の一方が相手方と取り決めた商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた当該商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うこと

当事者の一方と取り決めた当該商品以外の商品の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（2）当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（3）当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた商品指数の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うこと

（4）外国商品市場取引（商品清算取引に類似する取引を除く。）の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行つ行為（5）店頭商品デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行つ行為（6）代理を行つ行為（7）取次ぎ若しくは代理を行つ行為（8）取次ぎ若しくは代理を行つ行為（9）取次ぎ若しくは代理を行つ行為（10）取次ぎ若しくは代理を行つ行為（11）この法律において「商品取引所持株会社」とは、株式会社商品取引所を子会社（第三条の二第三項に規定する子会社をいう。）とする株式会社であつて、第九十六条の二十五第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

この法律において「外国商品市場取引」とは、外国商品市場において行われる取引であつて、商品市場における取引に類似するものをいう。

14 この法律において「店頭商品デリバティブ取引」とは、商品市場及び外国商品市場によらないで行われる次に掲げる取引（第三百三十二条各号に掲げる施設における取引を除く。）をいう。

一 当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつている商品の売戻し又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二 約定価格と現実価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

三 約定数値と現実数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引

四 当当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができの権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対し対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

五 第一号に掲げる取引

六 第二号に掲げる取引

七 第六号に掲げる取引

八 第二号に掲げる取引

九 第六号に掲げる取引

五 当当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の商品の価格としてあらかじめ約定する価格（一の商品の価格の水準を表す数値その他の一の商品の価格に基づいて算出される数値を含む。以下この号において同じ。）若しくは商品指數としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行つた時期における現実の当該商品の価格若しくは当該商品指數の

数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができることとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する

六 当当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた商品の価格若しくは商品指數の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた商品の価格若しくは商品指數の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引又はこれに類似する取引

七 前各号に掲げるもののほか、これらと同様の経済的性質を有する取引であつて、公益又は取引の当事者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定めるもの

八 前各号に掲げるもののほか、第六章に規定する委託者保護基金その他の主務省令で定める法人等

九 日本銀行

十 六 前各号に掲げるもののほか、第六章に規定する委託者保護基金その他の主務省令で定める法人等

十一 六 前各号に掲げるもののほか、第六章に規定する委託者保護基金その他の主務省令で定める法人等

十二 六 前各号に掲げるもののほか、第六章に規定する委託者保護基金その他の主務省令で定める法人等

十三 六 前各号に掲げるもののほか、第六章に規定する委託者保護基金その他の主務省令で定める法人等

十四 六 前各号に掲げるもののほか、第六章に規定する委託者保護基金その他の主務省令で定める法人等

十五 六 前各号に掲げるもののほか、第六章に規定する委託者保護基金その他の主務省令で定める法人等

十六 六 前各号に掲げるもののほか、第六章に規定する委託者保護基金その他の主務省令で定める法人等

十七 六 前各号に掲げるもののほか、第六章に規定する委託者保護基金その他の主務省令で定める法人等

十八 六 前各号に掲げるもののほか、第六章に規定する委託者保護基金その他の主務省令で定める法人等

十九 六 前各号に掲げるもののほか、第六章に規定する委託者保護基金その他の主務省令で定める法人等

二十 六 前各号に掲げるもののほか、第六章に規定する委託者保護基金その他の主務省令で定める法人等

二十一 六 前各号に掲げるもののほか、第六章に規定する委託者保護基金その他の主務省令で定める法人等

二十二 六 前各号に掲げるもののほか、第六章に規定する委託者保護基金その他の主務省令で定める法人等

二十三 六 前各号に掲げるもののほか、第六章に規定する委託者保護基金その他の主務省令で定める法人等

二十四 六 前各号に掲げるもののほか、第六章に規定する委託者保護基金その他の主務省令で定める法人等

二十五 六 前各号に掲げるもののほか、第六章に規定する委託者保護基金その他の主務省令で定める法人等

とをいう。

29 この法律において「商品先物取引仲介業者」とは、第二百四十条の二第一項の規定により主務大臣の登録を受けた者をいう。

三十 第十条第二項第一号中「売買、売買の媒介、生産、加工又は使用（以下「売買等」という。）」を「売買等」に改める。

三十一 第十五条第二項第一号二中「取り消され、若しくは」を「取り消され」を加え、「若しくは」を「取り消され」に改め、「許可を取消され」の下に「若しくは第二百四十条の二第一項の規定により第二百四十条の二第二項の規定により第二百四十条の二第一項の登録を取り消された場合」を加え、「若しくは第一項の登録を取り消された場合」の下に「商品許可（当該認可又は許可に類する登録を）、許可（当該認可又は許可に類する登録を）、許可若しくは第二百四十条の二第二項の規定により第二百四十条の二第一項の登録を取り消された場合」を加え、「若しくは第一項の登録を取り消された場合」を加え、「若しくは第一種特定施設開設者」を「商品先物取引仲介業者若しくは第一種特定施設開設者」に改め、同号二中「若しくは第二百三十六条第二項」を「第二百三十六条第二項若しくは第二百四十条の二第二項」に改める。

三十二 第九十六条の二十七第二項第三号中「取り消され、若しくは」を「取り消され」に改め、「許可を取り消され」の下に「若しくは第二百四十条の二第二第二項の規定により登録を取り消され」を加え、「若しくは許可（当該認可又は許可に類する登録）を」「許可若しくは登録（当該認可、許可又は登録に類する免許）に改める。

三十三 第一百五十九条第一項第二号中「第二条第八項第一号」を「第二条第三項第一号」に改める。

三十四 第百七十二条第一項第四号中「実物オプション」の下に「及び特定スワップオプション」を加え。

三十五 第百五十九条第一項第二号中「第二条第八項第一号」を「第二条第三項第一号」に改める。

三十六 第百七十二条第一項第四号中「実物オプション」の下に「及び特定スワップオプション」を加え。

三十七 第百五十九条第一項第二号中「第二条第八項第一号」を「第二条第三項第一号」に改める。

三十八 第百七十二条第一項第四号中「実物オプション」の下に「及び特定スワップオプション」を加え。

三十九 第百五十九条第一項第二号中「第二条第八項第一号」を「第二条第三項第一号」に改める。

四十 第百五十九条第一項第二号中「第二条第八項第一号」を「第二条第三項第一号」に改める。

四十一 第百五十九条第一項第二号中「第二条第八項第一号」を「第二条第三項第一号」に改める。

四十二 第百五十九条第一項第二号中「第二条第八項第一号」を「第二条第三項第一号」に改める。

四十三 第百五十九条第一項第二号中「第二条第八項第一号」を「第二条第三項第一号」に改める。

四十四 第百五十九条第一項第二号中「第二条第八項第一号」を「第二条第三項第一号」に改める。

四十五 第百五十九条第一項第二号中「第二条第八項第一号」を「第二条第三項第一号」に改める。

四十六 第百五十九条第一項第二号中「第二条第八項第一号」を「第二条第三項第一号」に改める。

四十七 第百五十九条第一項第二号中「第二条第八項第一号」を「第二条第三項第一号」に改める。

四十八 第百五十九条第一項第二号中「第二条第八項第一号」を「第二条第三項第一号」に改める。

四十九 第百五十九条第一項第二号中「第二条第八項第一号」を「第二条第三項第一号」に改める。

二 商品先物取引業者
二商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する商品投資顧問業者（以下「商品投資顧問業者」という。）
三 商品デリバティブ取引に係る専門的知識及び経験を有する者として主務省令で定める者
四 国

一 商品先物取引業者
二商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する商品投資顧問業者（以下「商品投資顧問業者」という。）
三 商品デリバティブ取引に係る専門的知識及び経験を有する者として主務省令で定める者
四 国

一 商品先物取引業者
二商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する商品投資顧問業者（以下「商品投資顧問業者」という。）
三 商品デリバティブ取引に係る専門的知識及び経験を有する者として主務省令で定める者
四 国

改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「これに」を「前項の業務（以下「商品取引債務引受け等」という。）並びにこれらに」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

名」の下に「又は名称」を加え、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の「一號」を加える。

五 第二条第二十二項各号に掲げる行為に係る業務の種別

第一百九十二条第一項中「会社の」を削る。

第一百九十三条第一項第一号を次のように改め
る。

部を承継する法人（以下この条において「分割承継法人」という。）に改め、同条第三項中「合併契約書」の下に「分割契約書」を加え、同条第四項第一号中「会社」を「法人又は分割承継法人」に改め、同条第五項及び第六項を削る。第二百二十六条及び第二百二十七条を次のように改める。

商品先物取引業者が商品先物取引業の全部

第一百七十三条の見出し及び同条第一項中「商品取引債務引受け業」を「商品取引債務引受け業等」に改める。

項第三号中「商品取引債務引受業」の下に「(第百七十三条第一項の業務を営む場合)にあつては、商品取引債務引受業等。」を加え、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第百七十三条第一項の業務を営む場合にあつては、その旨

第一百八十二条第一項中「商品市場に於ける取
項第三号」に改める。

第百一十二条第一項の「商品」に付する「取引」の下に、「店頭商品デリバティブ取引」を加える。

第一百八十六条第一項及び第二項中「第一百七十七条第一項ただし書」を「第一百七十一条第一項ただし書」に改める。

第一百九十六条第一項中「商品市場における取引の業務及び」を削り、「並びにこれらに」を「及びこれに」に、「當もうと」を「行おうと」に改め、同条第三項を削る。

第一百九十七条第三項中「営まない」を「行わない」に改め、「営業所」の下に「又は事務所」

を加え、同条第五項中「商品取引員」を「商品先物取引業者」に、「商品取引受託業務に関する」を「商品市場における取引につき」に改める。

「又は名称」を加え、同項第三号中「営業所」の下に「又は事務所」を加え、同項第四号中「氏

（一）株式会社（外国の法令に準拠して設立された法人については、株式会社と同種類の法人で国内に営業所又は事務所を有するもの）

（二）株式会社以外の法人又は外国に住所を有する者）

有する者（イに該当する者を除く。）であつて政令で定めるもの

第一百九十五条第一項第一号中「から第五号まで」を「から第六号まで」に改め、同項中第四

号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号

を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二　国内に詰りのれかで、この官署所では事務所において第二条第二十二項第一号及び

第二号に掲げる行為に係る業務を廃止した
とき。

五百三

引の業務及び」を削り、「並びにこれらに」を「及ぼしきこと、「當らうことを「丁とう」と

及でこれい」い官もと」を
に改め、同条第三項を削る。

第一百九十七条第三項中「當まない」を「行わ
な、」に改め、「當業所」の下に「又は事務所」

を加え、同条第五項中「商品取引員」を「商品

先物取引業者」に、「商品取引受託業務に関する規制」、「商品貿易における取引の規制」等が規定される。

を「商品市場における取引につき」に改める。

を加える。
（荷主）
（支那）
（通商規則）

第九部 経済産業委員会会議録第二十一号 平成二十一年六月三十日 【参議院】

四 外国商品市場取引（商品清算取引に類似する取引を除く。以下この章において同

五号」に改め、同条第五項中「委託者」を「委託者等」に改める。

五 外国商品市場取引のうち、商品清算取引
（通貨取引）の主な取引方法について
次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘

に類似する取引の委託の取次ぎの委託の勧誘又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘

六 店頭商品テリバティフ取引の申込みの勧誘又はその媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘

第二百条第三項第一号中「商号」の下に「又は名称」を加え、同項第二号中口を削り、ハを口とし、同号二中「外務員の職務を行つたことの有無」を「外務員（第二百四十四条の十一において準用する第一項の規定による登録に係る外務員を含む。以下この号並びに次条第一項第二号及び第三号において同じ。）の職務を行つたことの有無」に、「及び営業所の商号及び名称並びに」を「又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名及び」に改め、同号二を同号ハとし、同号に次のように加える。

二 商品先物取引仲介業を行つたことの有無及び商品先物取引仲介業を行つたことのある者については、その行つた期間第一百一条第一項第二号中「第二百四条第一項」の下に(第二百四十条の十一において準用する場合を含む。)を加え、同項第三号中「に属する」を「又は商品先物取引仲介業者に属する」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第二百四十条の二第一項の登録を受けている者

第二百二条中「商品市場における取引等の受託又は委託の勧誘」を「第二百条第一項各号に掲げる行為」に改める。

「第一三百三十二条第一号中「からハまで」を「及び
ロ」に改める。
第一二百六条第一項中「及び第一二百三十九条」
を「、第一二百三十九条及び第二百四十条の五第

五号に改め、同条第五項中「委託者」を「委託者等」に、「委託の」を「商品取引契約の」に改め、同条に次の一項を加える。

2 商品先物取引業者は、前項の規定による書面による同意に代えて、政令で定めるところにより、委託者等の承諾を得て、その占有する物を担保に供し、貸し付け、その他処分することについての同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより得ることができる。この場合において、当該商品先物取引業者は、当該書面による同意を得たものとみなす。

第二百十条を次のように改める。

(顧客財産の分離保管等)

第二百十一条 商品先物取引業者は、商品先物取引業により生じた債務の弁済を確保するため、次の各号に掲げる財産については、その保全のため、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 商品市場における取引に関し、委託者から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の物(主務省令で定めるものを除く)。

第三百四条、第三百六条第一項及び第三百十一項において「委託者資産」という。(の価額に相当する財産(第三百三条第三号及び第三百九条において「保全対象財産」という)委託者保護基金(三百七十七条に規定する委託者保護基金をいう。)に預託することと、商品先物取引業者の固有財産から分離して信託会社等に信託することその他、他の主務省令で定める措置)

二 外国商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に関し、委託者等から預託を受けた金銭、有価証券その他の物及び委託者の計算に属する金銭、有価証券その他の

物（主務省令で定めるものを除く。）の価額に相当する財産、商品先物取引業者の固有財産から分離して信託会社等に信託することと、その他の主務省令で定める措置。

第二百十一条第一項中「商品取引員」を「商品先物取引業者（銀行その他の政令で定める者を除く。以下この条及び第二百三十五条において同じ。）に、「商品市場において行う取引」を「商品デリバティブ取引」に改め、同条第三項中「営業所」の下に「又は事務所」を加える。

第二百十二条中「取引等の委託」の下に「又は外国商品市場取引等（外国商品市場取引若しくはその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理又は外国商品市場取引のうち商品清算取引に類似する取引の委託の取次ぎ若しくはその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。以下この章に

おいて同じ。)の委託を加える。
第二百四十三条の二第一項第一号中「商号」の
下に「又は名称」を加え、同条第二項中「商品
市場における取引等」を「第二条第二十二項各
号に掲げる行為」に改める。

引等につき、「を削り、「その委託を勧誘する」を「第二百条第一項第二号から第六号までに掲げる勧誘をする」に改め、同条第二号中「商品市場における取引等の受託を内容とする契約（第二百五十五条、第二百七十七条から第一百九十九条まで、第二百一十条の三及び第三百六十九条第六号において「受託契約」という。）を「商品取引契約」に改め、同条第三号中「商品市場における取引等」の下に「又は外国商品市場取引等」を、「こと」の下に「当該顧客を相手方とする商品投資顧問契約（商品投資に係る事業の規制に関する法律第一条第一項に規定する商品投資顧問契約をいう。次条及び第二百四十三条の十六第一号二において同じ。）に係る業務として行うもののその他」を加え、同条第四号中「商品市場における取引につき、顧客から第二条第八項第一号に掲げる取引」を「顧客から商品市場に

おける取引（第二条第三項第一号に掲げる取引に限る。以下この号において同じ。）に、「同号に掲げる取引」を「商品市場における取引をすること又は顧客から外国商品市場取引（同項第一号に掲げる取引に相当するものに限る。以下の号において同じ。）の委託を受け、その委託に係る取引の申込みの前に自己の計算においてその委託に係る外国商品市場における当該委託に係る取引と同一の取引を成立させることを目的として、当該委託に係る取引における対価の額より有利な対価の額（買付けについては当該委託に係る対価の額より低い対価の額を、売付けについては当該委託に係る対価の額より高い対価の額をいう。）で外国商品市場取引に改め、同条第五号中「商品市場における取引等につき、その委託」を「第二百条第一項第二号から第六号までの委託又は申込み」に改め、「（その委託の下に「又は申込み」を加え、「その委託を勧誘する」を「同項第二号から第六号までに掲げる勧誘をする」に改め、同条第六号中「商品市場における取引等につき、その委託を勧誘する」を「第二百条第一項第二号から第六号までに掲げる勧誘をする」に改め、同条第七号中「商品市場における取引等につき、その委託を「商品取引契約の締結」に、「及び商品市場における取引等」を「又は名称及び商品取引契約の締結」に改め、同条第八号中「取引等」の下に「又は外国商品市場取引等」を「上場商品構成物品等」の下に「（外国商品市場における上場商品構成物品等に相当するものを含む。）を加え、同条第九号中「商品市場における取引等又はその受託に関する行為であつて、委託者」を「委託者等」に、「定めるもの」を「定める行為」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

じ。)の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて、商品取引契約の締結を勧誘すること(委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為として主務省令で定める行

第二百十四条の二第一項第一号中「商品市場における取引等につき、当該商品市場における取引等について」を「商品デリバティブ取引(取引の公正を害するおそれがないものとして政令で定める取引を除く。以下この条において同じ。)」につき、「当該商品デリバティブ取引について」に、「商品市場における取引等を」を「商品デリバティブ取引を」に改め、同項第二号及び第三号並びに同条第二項中「商品市場における取引等」を「商品デリバティブ取引」に改め同条を第二百十四条の三とし、第二百十四条の次に次の二条を加える。

(商品投資顧問契約に係る業務を行う場合の禁止行為)

第一百四条の二 商品先物取引業者は、商品投資顧問契約に係る業務を行う場合には、次に掲げる行為をしてはならない。

二 前号に掲げるもののほか、委託者等の保報を利用し、自己の計算において商品デリバティブ取引を行い、又は商品取引契約の締結を勧説すること。

第二百十五条中「受託契約」を「商品取引契約」に改め、「委託者」を「委託者等」に、「當まなければならぬ」を「行わなければならぬ」に改める。

第二百十七条の見出し中「受託契約」を「商品取引契約」に改め、同条第一項中「受託契約」を「商品取引契約」に改め、同項第一号を次のように改める。

第三項第四号に掲げる取引にあつては同号

る。

等」に改める

の権利行使することにより成立する同号
イからホまでに掲げる取引をい、同条第
十四項第四号に掲げる取引にあつては同号
の権利行使することにより成立する同号

3
一の商品取引契約の締結について二以上の商品先物取引業者は商品先物取引業者の委託を受けた商品先物取引仲介業者(以下この項において「商品先物取引業者等」という。)が第一項又は第二百四十条の十八第一項本文

第二百二十条の二第一項中「顧客」を「委託者等」に改め、同条第二項中「準用する」の下に「。この場合において、同条第二項中「顧客」とあるのは、「委託者等」と読み替えるものとする」を加える。

第三百二十条の三中「受託契約」を「商品取引契約」に、「商品取引所法第二百八十八条第三項」を「商品先物取引法第二百八十六条第四項」に、「商品取引所法第二百四十四条」を「商品先物取引法第二百四十四条」に、「商品取引所法第二百四十四条第一号の受託契約」を「商品取引契約」に改める。

第二百二十条の三の後に次の二条を加える。
(禁止行為等の適用除外)

当該各号に定める者が特定委託者である場合には、適用しない。ただし、公益又は特定委託者の保護のため支障を生ずるおそれがある

ものとして主務省令で定める場合は、この限りでない。

第七号及び第九号並びに第二百十五条 商品先物取引業者が行う第二百条第一項第二号から第六号までの勘誘の相手方

二 第三百九条、第二百十四条第八号及び第二百七十七条から前条まで 商品先物取引業者が申込みを受ける、又は帝社にて商品取引

2
者が印送のを受け又は紹介した商品取引
契約の相手方

る者が特定当業者である場合には適用しない。ただし、公益又は特定当業者の保護のために支障を生ずるおそれがあるものとして主務

二百十七条から前条まで「商品先物取引業者が申込みを受け、又は締結した商品取引契約の相手方」
 第二百二十二条第一項中「商品市場における取引等」を「商品デリバティブ取引」に改め、
 同条第二項中「商品市場における取引等の受託」を「第二条第二十二項各号に掲げる行為」に改める。
 第二百二十二条中「商品市場における取引」を「商品デリバティブ取引」に改める。
 第二百二十三条中「おける取引」の下に「又は外国商品市場取引」を加える。

第四章第二节を同章第三節とし、同章第一节の次に次の二節を加える。

第二節 特定委託者等

(特定委託者への告知義務)

第一百九十七条の三「商品先物取引業者は、商品取引契約の申込みを特定委託者(第二条第二十五項第七号又は第八号に掲げる者に限る)から受けた場合であつて、商品取引契約を過去に当該特定委託者との間で締結したことがない場合には、当該申込みに係る商品取引契約を締結するまでに、当該特定委託者に対し、当該特定委託者が次条第一項の規定による申出ができる旨を告知しなければならない。

(特定委託者が一般顧客とみなされる場合)

第一百九十七条の四「特定委託者(第二条第二十五項第七号又は第八号に掲げる者に限る)は、商品先物取引業者に対する商品取引契約の締結の勧誘又は締結のいすれかを行ふまでに、当該申出を受けた後最初に商品取引契約の締結の勧誘又は締結のいすれかを行ふまでに、当該申出を承諾しなければならない。

3 商品先物取引業者は、前項の規定により承諾する場合は、第一項の規定による申出をした特定委託者(以下この条において「申出

者」という)に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 前項の規定により承諾する日(以下この条において「承諾日」という)。

二 承諾日以後に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を一般顧客として取り扱う旨を一般顧客として取り扱う旨。

三 その他主務省令で定める事項。

4 商品先物取引業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、申出者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該商品先物取引業者は、当該書面を交付したものとみなす。

5 商品先物取引業者が第二項の規定による承諾及び第三項の規定による書面の交付をした場合であつて、申出者が次に掲げる者である場合におけるこの法律(この節を除く)の規定の適用については、当該申出者は、一般顧客とみなす。

一 当該商品先物取引業者が承諾日以後に行う商品取引契約の締結の勧誘の相手方

二 当該商品先物取引業者が承諾日以後に締結する商品取引契約の相手方

6 商品先物取引業者は、商品取引契約(第二条第二十二項各号に規定する代理を行うことを内容とするものに限る。以下この項及び第八項において「特定商品取引契約」という)の締結に關して申出者が前項の規定の適用を受ける場合において、当該特定商品取引契約に基づき当該申出者を代理して商品取引契約を締結するときは、当該商品取引契約の相手方である他の商品先物取引業者(次項及び第八項において「相手方商品先物取引業者」という)に対し、あらかじめ、当該商品取引契

約に関する申出者が一般顧客とみなされる旨を告知しなければならない。

7 商品先物取引業者が前項の規定による告知をした場合には、相手方商品先物取引業者に対する場合は、前条の規定は、適用しない。

8 特定商品取引契約を締結した商品先物取引業者が第六項の規定による告知をした場合には、当該商品先物取引業者が当該特定商品取引契約に基づき申出者を代理して相手方商品先物取引業者との間で締結する商品取引契約については、当該申出者を一般顧客とみなして、この法律(この節を除く)の規定を適用する。

9 承諾日以後に申出者が新たに第二条第二十五項第一号から第三号まで又は第六号のいずれかに掲げる者となつた場合には、当該申出者がこれらの者となつた日以後は、第五項から前項までの規定は、適用しない。

10 第二項の規定による承諾を得た申出者は、商品先物取引業者に対し、商品取引契約に関する自己を特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる。

11 商品先物取引業者は、前項の申出(以下この条において「復帰申出」という)を承諾する場合には、あらかじめ、当該復帰申出を承諾する日その他の主務省令で定める事項を記載した書面により、復帰申出をした者(以下この条において「復帰申出者」という)の同意を得なければならない。

12 商品先物取引業者は、前項の規定による書面による同意に代えて、政令で定めるところにより、復帰申出者の承諾を得て、復帰申出者が特定委託者として取り扱われることについての同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものにより得ることができ。この場合において、当該商品先物取引業者は、当該書面による同意を得たものとみなす。

13 商品先物取引業者が第十一項の規定により復帰申出者の同意を得て復帰申出を承諾した場合には、当該承諾をした日以後新たに第二項の規定による承諾をする日の前日までの間は、第五項、第六項及び第八項の規定は、適用しない。

14 商品先物取引業者(特定委託者とみなされる場合)が商品取引契約に規定する期限日は、第一号に規定する承諾日から起算して一年を経過する日(主務省令で定める場合にあつては、当該経過する日前で主務省令で定める日)としなければならない。

15 商品先物取引業者は、前項の規定による承諾をする日(以下この条において「承諾日」という)の同意を得なければならない。この場合において、第二号に規定する期限日は、第一号に規定する承諾日から起算して一年を経過する日(主務省令で定める場合にあつては、当該経過する日前で主務省令で定める日)としなければならない。

16 商品先物取引業者は、前項の規定による承諾をする日(以下この条において「承諾日」という)の同意を得なければならない。

17 商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、申出者を特定委託者として取り扱う期間の末日(以下この条において「期限日」という)。

18 三 当該申出者が次に掲げる事項を理解している旨

イ 特定委託者が商品先物取引業者から商品取引契約の締結の勧誘を受け、又は当該商品先物取引業者に商品取引契約の申込みをし、若しくは当該商品先物取引業者と商品取引契約を締結する場合におけるこの法律の規定の適用の特例の内容として主務省令で定める事項

て取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定委託者として取り扱われる場合に、は、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四 期限日以前に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を特定委託者として取り扱う旨

五 期限日後に商品取引契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、当該申出者を一般顧客として取り扱う旨

六 商品先物取引業者に対し、申出者を一般顧客として取り扱うよう申し出ることができる旨

七 その他主務省令で定める事項

3 前条第十二項の規定は、前項の規定による書面による同意について準用する。

4 商品先物取引業者が第二項の規定による承諾をし、かつ、申出者が同項の規定による書面による同意をした場合であつて、当該申出者が次に掲げる者である場合におけるこの法律(この節を除く。)の規定の適用については、当該申出者は、特定委託者とみなす。

一 当該商品先物取引業者が承諾日から期限日までに行う商品取引契約の締結の勧誘の相手方

二 当該商品先物取引業者が承諾日から期限日までに締結する商品取引契約の相手方

5 商品先物取引業者は、商品取引契約(第二条第二十二項各号に規定する代理を行うことを内容とするものに限る。以下この項及び次項において「特定商品取引契約」という。)の締結に関して申出者が前項の規定の適用を受ける場合において、当該特定商品取引契約に基づき当該申出者を代理して商品取引契約を締結するときは、当該商品取引契約の相手方である他の商品先物取引業者(次項において「相手方商品取引業者」という。)に対し、あらかじめ、当該商品取引契約に関する申出

6 特定商品取引契約を締結した商品先物取引業者が前項の規定による告知をした場合に、は、当該商品先物取引業者が当該特定商品取引契約に基づき申出者を代理して相手方商品先物取引業者との間で締結する商品取引契約について、当該申出者を特定委託者とみなして、この法律(この節を除く。)の規定を適用する。

7 申出者は、承諾日から起算して主務省令で定める期間を経過する日から期限日までの間、期限日後においても自己を特定委託者として取り扱うよう申し出ることができる。

8 商品先物取引業者が、前項の申出(以下この条において「更新申出」という。)を期限日前に承諾する場合には、期限日の翌日に当該承諾があつたものとみなす。

9 商品先物取引業者が更新申出を承諾する場合には、第二項から前項までの規定を準用する。この場合において、第二項第一号中「この項の規定による承諾をする日」とあるのは、「第八項の規定により承諾があつたものとなされたる日」と、第四項中「第一項の規定による承諾」とあるのは、「第八項の規定による承諾」と読み替えるものとする。

10 第二項の承諾を得た申出者は、承諾日以後において、自己を一般顧客として取り扱うよう申し出ることができる。

11 商品先物取引業者は、前項の申出(以下この条において「復帰申出」という。)を受けた後最初に商品取引契約の締結の勧誘又は締結のいずれかを行うまでに、当該復帰申出を承諾しなければならない。

12 商品先物取引業者は、復帰申出を承諾する場合には、復帰申出をした法人に対し、あらかじめ、当該復帰申出を承諾する日その他の主務省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

13 前条第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

14 商品先物取引業者が第十一項の規定により復帰申出を承諾した場合には、当該復帰申出を承諾した日以後新たに第二項の規定による承諾をする日の前日までの間、第四項から第九項までの規定は、適用しない。

(特定委託者以外の顧客である個人が特定委託者とみなされる場合)

第一百九十七条の六 知識、経験及び財産の状況に照らして特定委託者に相当する者として主務省令で定める要件に該当する個人(第二条第二十五項第三号に掲げる者及び商品取引所の会員等を除く。)は、商品先物取引業者に対して取り扱うよう申し出ることができる。

2 商品先物取引業者は、前項の規定による申出を受けた場合には、当該申出をした個人(以下この条において「申出者」という。)に対し、前条第二項第三号イ及びロに掲げる事項を記載した書面を交付するとともに、申出者が前項に規定する者に該当することを確認しなければならない。

3 第百九十七条の四第四項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

4 申出者は、商品先物取引業者が第六項において準用する前条第二項による承諾をする日(次項において「承諾日」という。)から起算して主務省令で定める期間を経過する日から第六項において準用する前条第二項第二号に規定する期限日までの間、期限日後においても自己を特定委託者として取り扱うよう申し出ができる。

2 第百九十七条の四第二項から第十三項までの規定は、特定當業者(特定當業者が一般顧客とみなされる場合)

第一百九十七条の八 特定當業者は、商品先物取引業者に対し、商品取引契約に関する自己を一般顧客として取り扱うよう申し出ができる。

5 次項において準用する前条第二項の承諾を受けた者は、商品先物取引業者が承諾日以後において、自己を一般顧客として取り扱うよう申し出ができる。

2 第百九十七条の四第二項から第十三項までの規定は、特定當業者について準用する。この場合において、同条第三項、第十項及び第十二項中「特定委託者」とあるのは、「特定當業者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定委託者及び特定當業者以外の法人が特

定当業者とみなされる場合)

第二百九十七条の九 商品取引契約の申込みを行おうとする法人（特定委託者及び特定当業者を除く。）であつて、当該商品取引契約に基づく商品デリバティブ取引の取引対象商品のすべてについて当該取引対象商品である物品又はこれに関連する物品として主務省令で定めるものの売買等を業として行つてゐるもの、商品先物取引業者に対し、商品取引契約に関する自己を特定当業者として取り扱うよう申し出ることができる。

2 第百九十七条の五第二項から第十四項までの規定は、前項に規定する法人について準用する。この場合において、同条第二項第二号から第四号まで及び第四項から第七項までの規定は、「特定委託者」とあるのは、「特定当業者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(政令への委任)

第二百九十七条の十 この節に定めるものは、特定委託者（第二条第二十五項第七号又は第八号に掲げる者に限る。）が一般顧客とみなされる場合、特定委託者、特定当業者及び前条第一項に規定する法人以外の顧客が特定委託者とみなされる場合、特定当業者が一般顧客とみなされる場合又は同項に規定する法人が特定当業者とみなされる場合の手続その他この節の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章の次に次の二章を加える。

第四章の二 商品先物取引仲介業者

第一節 総則

(登録)

第二百四十四条の二 主務大臣の登録を受けた者は、第二百九十七条第一項の規定にかかるわらず、商品先物取引仲介業を行なうことができる。

2 前項の登録は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

(登録の申請)

第二百四十四条の三 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称
二 法人であるときは、その役員の氏名又は名称

三 商品先物取引仲介業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

四 委託を受ける商品先物取引業者（以下この章及び次章において「所属商品先物取引業者」という。）の商号又は名称

五 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類

六 その他主務省令で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第二百四十条の五第一号又は第二号に該当しないことを誓約する書面

二 法人であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを持む。）

三 その他主務省令で定める書類

(登録簿への登録)

第二百四十条の四 主務大臣は、第二百四十条の二第一項の登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を商品先物取引仲介業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

2 登録年月日及び登録番号

(登録の拒否)

第二百四十条の五 主務大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはこれに添付すべき書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

る役員であつた者

四 商品先物取引仲介業者である法人について破産手続開始の決定により解散したとされたとき。その清算人

五 商品先物取引仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。その清算人

六 分割により商品先物取引仲介業の全部を承継させたとき。その商品先物取引仲介業者

七 商品先物取引仲介業の全部を譲渡したとき。その商品先物取引仲介業者

五 登録申請者の所属商品先物取引業者のいずれかが協会に加入していない者

六 商品先物取引業者

七 登録申請者の所属商品先物取引業者のいじめられたとき。その商品先物取引業者

八 登録申請者の所属商品先物取引業者が前項各号のいずれかに該当することとなつたとき、又は第二百四十条の三第一項各号に掲げる事項その他の主務省令で定める事項について変更があつたときは、その日から二週間以内に、その旨の届出書を主務大臣に提出しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を商品先物取引仲介業者登録簿に登録しなければならない。

3 第一項の届出書には、主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(廃業等の届出等)

第二百四十条の七 商品先物取引仲介業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 商品先物取引仲介業を廃止したとき。そ

ればならない。

2 商品先物取引仲介業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第二百四十条の十 商品先物取引仲介業者は、自己の名義をもつて、他人に商品先物取引仲介業を行わせてはならない。

二 (準用)

第三百四十条の十一 第二百条から第二百八条までの規定は、商品先物取引仲介業者につい

て準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(誠実かつ公正の原則)

第二百四十条の十二 商品先物取引仲介業者は並びにその役員及び使用人は、顧客に対して誠実かつ公正に、その業務を遂行しなければならない。

(広告等の規制)

第二百四十条の十二 商品先物取引仲介業者は、その行う商品先物取引仲介業者の内容について広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、主務省令

で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 当該商品先物取引仲介業者の氏名又は商号若しくは名称

二 商品先物取引仲介業者である旨及び当該商品先物取引仲介業者の登録番号

三 当該商品先物取引仲介業者の行う商品先物取引仲介業の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

2 商品先物取引仲介業者は、その行う商品先物取引仲介業に関して広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、商品デリバティブ取引を行うことによる利益の見込みその他主務省令で定める事項について、著しく事実に相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(商号等の明示)

第二百四十条の十四 商品先物取引仲介業者は、第二百二十二条各号に規定する媒介(以下この章において「商品先物取引仲介行為」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 所属商品先物取引業者の商号又は名称

三次条の規定の趣旨
(金銭等の預託の禁止)

第二百四十条の十五 商品先物取引仲介業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う商品先物取引仲介業に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該商品先物取引仲介業者と密接な関係を有する者として政令で定める者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない。

(禁止行為)

第二百四十条の十六 商品先物取引仲介業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品先物取引仲介業に関連し、次に掲げるいずれかの行為を行うこと。

イ 第二百四十四条第一号に該当する行為

ロ 第二百四十四条第一号に該当する行為

ハ 第二百四十四条第五号から第九号までに該当する行為

第二百四十条の十八 商品先物取引仲介業者は、商品先物取引仲介行為を行おうとする場合には、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し、第二百七十七条第一項各号に掲げる事項について説明をしなければならない。ただし、第二百八十三条第三項の規定により説明をすることを要しない場合は、この限りでない。

2 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び顧客の商品取引契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

3 商品先物取引仲介業者は、顧客に対し第一項の規定により説明をしなければならない場合において、第二百四十条の十六(第一号イに係る部分に限る。)の規定に違反したとき、又は第二百七十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたときは、これによつて当該顧客の当該商品取引契約につき生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(報告徵収及び立入検査)
第三節 監督

第二百四十条の二十一 商品先物取引仲介業者は、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを主務大臣に提出しなければならない。

(報告書の提出)

第二百四十条の二十二 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品先物取引仲介業者に対し、その業務に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、商品先物取引仲介業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

(金融商品の販売等に関する法律の準用)

第二百四十条の十九 金融商品の販売等に関する法律第六条から第九条までの規定は、商品先物取引仲介業者が行う商品先物取引仲介行為について準用する。この場合において、同法第六条第一項中「前条」とあるのは、「商品

先物取引法第二百四十条の十八第三項」と、同項及び同法第七条中「重要事項について説明をしなかったこと又は断定的判断の提供等を行つたこと」とあるのは、「商品先物取引法第二百四十条の十六(第一号イに係る部分に限る。)の規定に違反したこと又は同法第二百七十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかったこと」と、同法第九条第一項第一号中「当該金融商品の販売に係る契約」とあるのは、「商品取引契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商品先物取引仲介業者の説明義務及び損害賠償責任)

「当該商品先物取引業者が」とあるのは、「当該商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者が」と読み替えるものとするほか、必要

「当該商品先物取引仲介業者」とあるのは、「当該商品先物取引仲介業者」

「当該商品先物取引仲介業者若しくは有価証券の預託を受けたこと」とあるのは、「商品先物取引法第二百四十条の十六(第一号イに係る部分に限る。)の規定に違反したこと又は同法第二百七十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかったこと」と、同法第九条第一項第一号中「当該金融商品の販売に係る契約」とあるのは、「商品取引契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的

読替えは、政令で定める。

(帳簿の作成等)

第二百四十条の二十 商品先物取引仲介業者は、主務省令で定めるところにより、商品先物取引仲介業に関する帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

(報告書の提出)

第二百四十条の二十一 商品先物取引仲介業者は、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを主務大臣に提出しなければならない。

(報告書の提出)

第二百四十条の二十二 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、商品先物取引仲介業者に対し、その業務に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、商品先物取引仲介業者の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

(報告書の提出)

第二百四十条の二十二 主務大臣は、この法律

の施行のため必要があると認めるときは、商品先物取引仲介業者と取引をする者に対し、当該商品先物取引仲介業者の業務に關係のある物件を検査させ

なければならない。

(報告書の提出)

第二百四十条の二十二 主務大臣は、この法律

の施行のため必要があると認めるときは、商品先物取引仲介業者と取引をする者に対し、当該商品先物取引仲介業者の業務に關係のある物件を検査させ

第一項の規定による立入検査について準用する。

(監督上の処分)

第二百四十条の二十三 主務大臣は、商品先物取引仲介業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該商品先物取引仲介業者の全部又は一部の停止を命じ、その他監督上必要な事項を命ずることができる。

第一五百五条第二項第一号ハ、ニ (この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る)、ホリ又はヲのいずれかに該当す

ることとなつたとき。

二 不正の手段により第二百四十条の二第一項の登録を受けたとき。

三 この法律、この法律に基づく命令又はこの法律に基づいてする主務大臣の处分に違反したとき。

2 主務大臣は、商品先物取引仲介業者の役員が前項第三号に該当する行為をしたときは、当該商品先物取引仲介業者に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

(登録の抹消)

第二百四十条の二十四 主務大臣は、第二百四十九条の七第一項の規定により第二百四十条の二第一項の登録がその効力を失つたとき、又は前条第一項の規定により第二百四十条の二第一項の登録を取り消したときは、当該登録を抹消しなければならない。

(準用)

第二百四十条の二十五 第十五条第五項から第九項までの規定は第二百四十条の二第一項の登録について、第二百五十八条第二項の規定は第二百四十条の二十三の規定による処分について、第二百五十九条第四項の規定は第二百四十九条の二十三の規定による処分について、第二百五十五条の規定による登録の取消し又は役員の解任の命令に係る聽聞について、第二百四十条の規定は商品先物取引仲介業者につ

いて、それぞれ準用する。この場合において、第十五条第五項中「第一項各号に適合しない」と認めるとき、又は第二項各号のいずれかに該当するときと読み替えるものとする。

(所属商品先物取引業者の賠償責任)

第二百四十四条の二十六 商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者は、その委託を行つた商品先物取引仲介業者が商品先物取引仲介業につき顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、当該所属商品先物取引業者が

その商品先物取引仲介業者への委託につき相当の注意をし、かつ、その者を行う商品取引仲介行為につき顧客に加えた損害を賠償する責任を止めたときは、この限りではない。

第二百四十五条第一項中「商品市場における取引等(商品清算取引を除く。以下この章において同じ。)の受託」を「商品デリバティブ取引等(第二条第二十二項各号に掲げる行為をいう。以下この章において同じ。)」に、「委託者」を「委託者等」に改める。

第二百四十六条第九号中「使用人」の下に「並びに商品先物取引仲介業者(協会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者に限る。以下この章において同じ。)の役員及び使用人」を加え、同条第十二号中「商品市場における取引等の受託」を「商品デリバティブ取引等(商品清算取引を除く。以下この章において同じ。)の役員及び使用人」を加え、同条第十二号中「商品市場における取引等」に、「委託者」を「委託者等」に改める。

第二百四十七条第一項中「協会員」の下に「若しくは商品先物取引仲介業者」を加え、「商品市場における取引等の受託」を「商品デリバティブ取引等」に、「委託者」を「委託者等」に改める。

仲介業者の」を加え、「委託者」を「委託者等」に改める。

第二百五十三条中「協会員」の下に「又は二百四十四条の五各号のいずれかに該当する」と

当該協会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者」を加える。

第二百五十九条第一項中「委託者等から協会員の行う商品取引受託業務」を「協会員又は商品先物取引仲介業者の顧客等から協会員又は商品先物取引仲介業者の行う業務」に改め、「当該協会員の下に「又は商品先物取引仲介業者」を加え、同条第二項から第四項までの規定中「協会員」の下に「又は商品先物取引仲介業者」を加え、「受託に係る紛争」を「商

品デリバティブ取引等に係る紛争」に改め、「又は協会員」の下に「若しくは商品先物取引仲介業者」を加え、「受託に係る紛争」を「商品デリバティブ取引等」に改め、「受託」を「商品デリバティブ取引等」に改め、「協会員」の下に「商品デリバティブ取引等」を加える。

第二百六十二条第一項中「受託」を「商品デリバティブ取引等」に改め、「受託に係る紛争」を「商品デリバティブ取引等」に改め、「受託者」を「委託者等」に改める。

第二百六十三条第一項中「受託」を「商品デリバティブ取引等」に改め、「受託に係る紛争」を「商品デリバティブ取引等」に改め、「受託者」を「委託者等」に改める。

第二百六十四条第一項中「受託」を「商品デリバティブ取引等」に改め、「受託に係る紛争」を「商品デリバティブ取引等」に改め、「受託者」を「委託者等」に改める。

第二百六十五条第一項中「受託」を「商品デリバティブ取引等」に改め、「受託に係る紛争」を「商品デリバティブ取引等」に改め、「受託者」を「委託者等」に改める。

第二百六十六条第一項中「受託」を「商品デリバティブ取引等」に改め、「受託に係る紛争」を「商品デリバティブ取引等」に改め、「受託者」を「委託者等」に改める。

第二百六十七条第一項中「受託」を「商品デリバティブ取引等」に改め、「受託に係る紛争」を「商品デリバティブ取引等」に改め、「受託者」を「委託者等」に改める。

第二百六十八条第一項中「受託」を「商品デリバティブ取引等」に改め、「受託に係る紛争」を「商品デリバティブ取引等」に改め、「受託者」を「委託者等」に改める。

第二百六十九条第一項中「受託」を「商品デリバティブ取引等」に改め、「受託に係る紛争」を「商品デリバティブ取引等」に改め、「受託者」を「委託者等」に改める。

第二百七十条 委託者保護基金は、第二百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払

他の業務を行うことにより委託者の保護

を図り、もつて商品市場に対する信頼性を維持することを目的とする。

第二百七十二条を削る。

第二百七十三条の次に次の二条を加える。

(法人格及び住所)

第二百七十四条 委託者保護基金は、法人とする。

第二百七十五条 委託者保護基金は、法人とする。

第二百七十六条 委託者保護基金は、法人とする。

第二百七十七条 委託者保護基金は、法人とする。

第二百七十八条 委託者保護基金は、法人とする。

第二百七十九条 委託者保護基金は、法人とする。

品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第二条第四項に規定する

を削り、同条第二項中「第一条第十六項第一号」を「第二条第二十一項第一号」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第六章第二節の節名、同節第一款から第五款までの款名、同章第三節の節名、同節第一款から第七款までの款名及び同章第四節の節名を削る。

第二百八十二条を次のように改める。

(目的)

第二百七十七条 委託者保護基金は、第二百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払

他の業務を行うことにより委託者の保護

を図り、もつて商品市場に対する信頼性を維持することを目的とする。

第二百七十八条を削る。

第二百七十九条中「委託者保護会員制法人」を「委託者保護基金」に改め、同条を第二百九十七条とする。

第二百八十一条 委託者保護基金は、法人とする。

第二百八十二条中「委託者保護会員制法人」を「委託者保護基金」に改め、同条を第二百九十七条とする。

第二百八十三条中「委託者保護会員制法人」を「委託者保護基金」に改め、同条を第二百九十七条とする。

第二百八十四条中「委託者保護会員制法人」を「委託者保護基金」に改め、同条を第二百九十七条とする。

第二百八十五条中「委託者保護会員制法人」を「委託者保護基金」に改め、同条を第二百九十七条とする。

第二百八十六条中「委託者保護会員制法人」を「委託者保護基金」に改め、同条を第二百九十七条とする。

第二百八十七条中「委託者保護会員制法人」を「委託者保護基金」に改め、同条を第二百九十七条とする。

第二百八十八条第一項中「委託者保護会員制法人」を「委託者保護基金」に改め、同条第二

項第四号中「委託者保護業務」を「委託者保護

基金の業務」に改め、同条第四項中「委託者保

護会員制法人」を「委託者保護基金」に改め、

同条第五項中「委託者保護業務」を「委託者保護

基金の業務」に改め、同条第六項中「委託者保

護会員制法人」を「委託者保護基金」に改め、

同条第七項中「委託者保護業務」を「委託者保護

基金の業務」に改め、同条第八項中「委託者保

護会員制法人」を「委託者保護基金」に改め、

同条第九項中「委託者保護業務」を「委託者保護

基金の業務」に改め、同条第十項中「委託者保

護会員制法人」を「委託者保護基金」に改め、

第二百七十六条 商品先物取引業者は、いかれかの委託者保護基金にその会員として加入しなければならない。

2 第百九十条第一項の許可を受けて商品先物取引業を行おうとする者（国内の営業所又は事務所において第二条第二十二項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行おうとする者に限る。）又は第二百九十五条第一項第一号の届出（第二百九十二条第一項第五号に係るものに限る。）をして国内の営業所若しくは事務所において第二条第二十一項第一号若しくは第二号に掲げる行為を業として行おうとする者（委託者保護基金の会員でない者に限る。）は、その許可の申請又は届出に先立つて、いかれかの委託者保護基金に加入する手続をとらなければならぬ。

3 前項の規定により委託者保護基金に加入する手続をとった者は、同項の許可を受けた時又は同項の届出が受理された時に、当該委託者保護基金の会員となる。

4 商品先物取引業者は、委託者保護基金に入した場合又は所属する委託者保護基金を変更した場合には、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。（脱退等）

第二百七十七条 委託者保護基金の会員である商品先物取引業者は、次に掲げる事由により、当然、その所属する委託者保護基金を脱退する。

一 第二百三十五条第三項又は第二百三十六条第一項の規定による第二百九十条第一項の許可の取消し

二 第百九十条第二項又は第二百九十七条第二項の規定による第二百九十条第一項の許可の失効

2 商品先物取引業者は、次に掲げる場合を除き、その所属する委託者保護基金を脱退することができない。

一 前項各号に掲げる事由による場合

二 第百九十五条第一項第二号の届出をする場合

三 主務大臣の承認を受けて他の委託者保護基金の会員となる場合

3 前項第一号又は第二号の場合において委託者保護基金を脱退した者は、第三百二条から第三百十一条までの規定の適用については、なお当該委託者保護基金の会員である商品先物取引業者とみなす。

4 商品先物取引業者は、その所属する委託者保護基金を脱退した場合（第一項の規定により脱退した場合を除く。）においても、当該商品先物取引業者が当該委託者保護基金を脱退するまでに第三百三条第一項各号又は第三項各号のいずれかに該当することとなつた商品先物取引業者のために当該委託者保護基金が行う業務（第三百六条第一項及び第三百八条第一項の業務に限る。）に要する費用のうち、脱退した商品先物取引業者の負担すべき費用の額として業務規程で定めるところにより当該委託者保護基金が算定した額を負担金として納付する義務を負う。

5 主務大臣は、第二項第三号の承認の申請があつたときは、次に掲げる要件を満たしていない。

一 第三百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払

二 第三百八条第一項の規定による資金の貸付け

三 第三百九条の規定による保全対象財産の預託の受入れ及び管理

四 第三百十条に規定する一般委託者債務の迅速な弁済に資するための業務

五 第三百十一条第一項に規定する裁判上又は裁判外の行為

六 負担金（第二百七十七条第四項及び第三百十四条第一項に規定する負担金をいう。）

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

第二百九十八条 委託者保護基金の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 委託者保護基金の役員若しくは職員若しくは運営審議会の委員又はこれらにあつた者は、その職務に関する知識を得た情報を、委託者保護基金の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

（役員及び職員等の地位）

第二百九十九条 委託者保護基金の役員及び職員並びに運営審議会の委員は、刑法（明治四十一年法律第四十五号）その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなす。

（報告又は資料の提出）

第三百一条 委託者保護基金は、その業務を行うため必要があるときは、その会員である商品先物取引業者に対し、当該商品先物取引業者の業務又は財産の状況に關し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

二 第百九十九条の次に次の節名を付する。

第五節 業務

第三百条 委託者保護基金は、第二百七十条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 第三百六条第一項の規定による一般委託者に対する支払

二 第三百八条第一項の規定による資金の貸付け

三 第三百九条の規定による保全対象財産の預託の受入れ及び管理

四 第三百十条に規定する一般委託者債務の迅速な弁済に資するための業務

五 第三百十一条第一項に規定する裁判上又は裁判外の行為

六 負担金（第二百七十七条第四項及び第三百十四条第一項に規定する負担金をいう。）

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

第三百一条 委託者保護基金の業務規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 業務及びその執行に関する事項

2 負担金に関する事項（その算定方法及び納付に関する事項を含む。）

3 その他主務省令で定める事項

（報告又は資料の提出）

第三百二条 委託者保護基金は、その業務を行うため必要があるときは、その会員である商品先物取引業者に対し、当該商品先物取引業者の業務又は財産の状況に關し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

二 委託者保護基金は、業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

（報告又は資料の提出）

第三百三条 委託者保護基金は、その業務を行うため必要があるときは、その会員である商品先物取引業者に対し、当該商品先物取引業者の業務又は財産の状況に關し、参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

二 前項の規定によりその業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求める場合は、委託者保護基金が業務を行うため特に必要があると認めるときは、委託者保護基金に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

三 主務大臣は、委託者保護基金から要請があった場合において、委託者保護基金が業務を行うため特に必要があると認めるときは、委託者保護基金に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

四 第三百三条第一項第四号中「廃止をしたとき」の下に「（国内に設けられたすべての営業所又は事務所において第二条第二十二項第一号又は第二号に掲げる行為を業として行うこと）を廃止したときを含む。」を加える。

五 第三百五条第一項中「商品取引員」を「商品取引業者」〔に、「商品取引員を」を「商品先物取引業者を」に、「通知商品取引員」を「通知商品先物取引業者」に改める。〕

六 第三百五条第一項中「通知商品取引員」を「通知商品取引業者」〔に、「商品取引員」を「商品取引業者」に改め、同条第二項中「商

品取引員（以下「認定商品取引員」を「商品先物取引業者（以下「認定商品先物取引業者」に改め、同条第五項中「認定商品取引員」を「認定商品取引業者」に改める。）」）

定商品先物取引業者」に改める。

第三百六条第一項及び第二項中「認定商品取引員」を「認定商品先物取引業者」に改める。

第三百七条第一項中「認定商品取引員」を「認定商品先物取引業者」に改める。

第三百八条第一項中「通知商品取引員」を「通知商品先物取引業者」に改め、同条第二項

「認定商品先物取引業者」に改め、同条第二項及び第四項中「通知商品取引員」を「通知商品先物取引業者」に改める。

第三百十二条第一項中「通知商品取引員」を「通知商品先物取引業者」に改める。

第三百二十二条 削除

第三百十二条の次に次の節名を付する。

第六節 負担金

第三百十三条规定中「第二百六十九条第三項第一号及び第二号」を「第三百条第一号及び第二号」に改める。

第三百十四条第二項中「通知商品取引員」を「通知商品先物取引業者」に改める。

第三百十五条の次に次の節名を付する。

第七節 財務及び会計

第三百十六条第一項ただし書中「第二百九十九条の登録を受けた」を「委託者保護基金の成立の」に改める。

第三百十七条中「第二百九十三条の登録を受けた日を含む事業年度にあつては、登録を「委託者保護基金の成立の」に、「登録の」を「成立の」に改める。

第三百十八条第一項中「第二百九十三条の登録を受けた」を「委託者保護基金の成立の」に、「提出しなければ」を「提出し、その承認を受けなければ」に改め、同条第三項中「規定により作成した」を「規定による主務大臣の承認を受けた」に改める。

第三百二十二条を削る。

第三百二十二条第一項中「委託者保護業務」を「業務」に改め、同条を第三百二十二条とす

る。第三百二十条の次に次の一条及び節名を加える。

第三百二十二条 この法律で規定するものにはか、委託者保護基金の財務及び会計に関する必要な事項は、主務省令で定める。

第八節 監督

第三百二十三条规定及び第三百二十四条を次のよう改める。

第三百二十三条 主務大臣は、公益又は委託者の保護のため必要かつ適当であると認めるときは、委託者保護基金に対し、定款又は業務規程の変更その他その業務に関して監督上必要な命令をすることができる。

第三百二十七条 清算人は、委託者保護基金の債務を弁済してなお残余財産があるときは、主務省令で定めるところにより、当該残余財産をその会員がそれぞれ加入することとなる他の委託者保護基金に帰属させなければならない。

（清算人の選任）

第三百二十六条 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第二号の規定による解散の場合には主務大臣が選任する。

（残余財産の処理）

第三百二十七条 清算人は、委託者保護基金の債務を弁済してなお残余財産があるときは、主務省令で定めるところにより、当該残余財産をその会員がそれぞれ加入することとなる他の委託者保護基金に帰属させなければならない。

（清算人の選任）

第三百二十六条 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第二号の規定による解散の場合には主務大臣が選任する。

務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第三百二十六条 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第二号の規定による解散の場合には主務大臣が選任する。

第三百二十七条 清算人は、委託者保護基金の債務を弁済してなお残余財産があるときは、主務省令で定めるところにより、当該残余財産をその会員がそれぞれ加入することとなる他の委託者保護基金に帰属させなければならない。

（清算人の選任）

第三百二十六条 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第二号の規定による解散の場合には主務大臣が選任する。

第三百二十七条 清算人は、委託者保護基金の債務を弁済してなお残余財産があるときは、主務省令で定めるところにより、当該残余財産をその会員がそれぞれ加入することとなる他の委託者保護基金に帰属させなければならない。

定店頭商品デリバティブ取引」という。(業)を業として行おうとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を主務大臣に届け出なければならない。特定店頭商品デリバティブ取引を業として行う者(以下「特定店頭商品デリバティブ取引業者」という)。

バティブ取引を業として行う者(以下「特定店頭商品デリバティブ取引業者」という)が届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 氏名又は商号若しくは名称

二 営業所又は事務所の名称及び所在地

三 特定店頭商品デリバティブ取引の対象となる商品又は商品指數

四 その他主務省令で定める事項

五 特定店頭商品デリバティブ取引業者の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項各号及び第二項各号中「商品デリバティブ取引」とあるのは、「特定店頭商品デリバティブ取引」と読み替えるものとする。

六 特定店頭商品デリバティブ取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

七 特定店頭商品デリバティブ取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

八 特定店頭商品デリバティブ取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

九 特定店頭商品デリバティブ取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

十 特定店頭商品デリバティブ取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

十一 特定店頭商品デリバティブ取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

十二 特定店頭商品デリバティブ取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

十三 特定店頭商品デリバティブ取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

十四 特定店頭商品デリバティブ取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

十五 特定店頭商品デリバティブ取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

十六 特定店頭商品デリバティブ取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

十七 特定店頭商品デリバティブ取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

十八 特定店頭商品デリバティブ取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

十九 特定店頭商品デリバティブ取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

二十 特定店頭商品デリバティブ取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

二十一 特定店頭商品デリバティブ取引について、主務省令で定めるところにより、帳簿を作成し、これを保存しなければならない。

する第二百十七条第一項に規定する方法により

当該事項を欠いた通知若しくは虚偽の事項の通

知をした者」を加え、同条第十一号を削る。

第三百六十八条中「協会又は委託者保護基

金」を「又は協会」に改め、同条第一号中「第

百七十三条第一項」を「第一百七十三条第二項」に改

め、同条第三号を削る。

第三百六十九条第二号中「又は第一百五十五条」

を「第一百五十五条、第一百九十七条の二、第一百九

十八条第一項、第一百四十条の八又は第二百四

十条の九第一項」に改め、同条第三号中「若し

くは第一百九十六条」を、「第一百九十六条若し

くは第二百四十四条の六第一項」に改め、「第一百九

十五条第二項」の下に「若しくは第二百四十条

の六第三項」を加え、同条第四号中「第一百九十

八条第二項」の下に「又は第二百四十条の九第

二項」を加え、「同条第一項」を「第一百九十八

条第一項若しくは第二百四十条の九第一項」に、

「これ」を「これら」に改め、同条第五号中「又

は第二百九十九条第四項」を「第一百四十条の

十一において準用する場合を含む。」、第二百四

十条の七第一項又は第二百七十六条第四項」に

改め、同条第六号中「受託契約」を「商品市

場における取引等の受託を内容とする契約」を

改め、同条第七号中「第二百三十二条第二項」に

改め、同号を同条第十二号とし、同条第七号の

次に次の四号を加える。

八 第二百七十九条第一項又は第二項の規定による申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者

九 第三百二十二条第二項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出をした者

十 第三百二十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は虚

偽の報告をし、若しくは虚偽の資料の提出

をした者

十一 第三百二十二条第一項の規定による検

査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十三 第三百七十三条第三号中「第二百六条第三項」

の下に「(第二百四十条の十一)において準用する

場合を含む。」を加え、同条第四号中「第二百七

十条第二項、第二百五十条第三項前段又は第二百九十六条」を「第二百七十条第三項又は第二百九十九条」に改める。

十三 第三百七十七条第一項第四号中「第十号」

の下に「、第十一号」を加え、同項第五号中「第

五号まで」を「第七号まで」に改め、「第十号」

の下に「、第十一号」を加え、「並びに第三百六

十七条から前条まで」を「、第三百六十七条、第

三百六十八条、第三百六十九条(第八号、第十

号及び第十一号を除く。)、第三百七十条(第七

号を除く。)並びに前条」に改める。

十三 第三百七十三条第一号を削り、同条第二号中

「第二百二十条の三」の下に「又は第二百四十

条の十九」を加え、同号を同条第一号とし、同

条第三号を同条第二号とする。

十三 第三百七十四条中「委託者保護会員制法

人の役員若しくは清算人」を削り、同条第七号中

「第二百六条第四項」の下に「(第二百四十条の

十一において準用する場合を含む。)」を加え、同

条第十七号から第二十一号までを次のように改

める。

十七 第二百七十五条第二項又は第三百二十一

条の規定に違反したとき。

十八 第六章の規定により主務大臣の認可を

受けなければならない場合において、その

認可を受けなかつたとき。

十九 第二百八十三条第三項の規定による届

出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二十 第二百八十六条第五項又は第三百二十

三条の規定による命令に違反したとき。

第三百七十四条に次の四号を加える。

二十二 第三百三条第二項の規定による報告

をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十三 第三百十八条第一項若しくは第二項

に規定する書類を提出せず、又は虚偽の書

類を提出したとき。

二十四 第三百十九条の規定に違反して経理

類を提出したとき。

二十五 第三百二十七条の規定に違反して、

委託者保護基金の残余財産を処分したと

き。

二十六 第三百二十七条第一号中「第二百一

条第二項」を「商品取引所法第二条第二

項第一号」に改める。

二十七 第二十二条第一号中「商品取引所法第二

項第一号」を「商品先物取引法」に改め、「海外商品市場にお

ける先物取引の受託等に関する法律(昭和五十

七年法律第六十五号)」を削る。

二十八 第二十二条第一号中「商品取引所法第二

項第一号」を「商品先物取引法第二条第三項

八項第一号」を「商品先物取引法第二条第三項

第一号」に改める。

二十九 第三百七十五条第一号中「第二百一

条第二項」を「第二百八十一条第一項」に改め、

「第二百四十条の十一」において準用する

場合を含む。」を、「第二百二十九条」の下に「、

第二百四十条の二十五」を加え、「第二百九十

五条第二項」を「第二百八十一条第二項」に改め、

「第二百四十条の三十五」を、「第二百三十

七条」の下に「、第二百四十条の二十五」を加

え、同条第二号中「商品市場における取引」を

「商品デリバティブ取引」に改める。

(商品投資に係る事業の規制に関する法律の一

部改正)

第四条 商品投資に係る事業の規制に関する法律

(平成三年法律第六十六号)の一部を次のよう

に改正する。

目次中「第二十八条」を「第二十八条の二」

に改める。

二十八 第二十八条の二 商品投資顧問業者は、商品投

資顧問業を行つて取引の行為を相手方とするときは、この限りでない。

二十九 第二十二条第一項第一号中「商品取引所法第二

項第一号」を「商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第一項」に、「同条第五項」を

「商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第一項」に、「同法第二条第八項に規定す

る先物取引(同条第九項に規定する商品市場に

相当する外国の市場において行われる取引であつて、同条第八項に規定する先物取引に類するもの」を「同法第二条第三項に規定する先物

取引(同条第十三項に規定する外国商品市場取引)に改め、同条第二項中「商品取引所法第二

項第一号」を「商品先物取引法第一条第二

項第一号」に改める。

三十 第二十二条第一項第一号中「商品取引所法第二

項第一号」を「商品先物取引法第二条第三項

第一号」に改める。

三十一 第二十二条第一項第一号中「商品取引所法第二

項第一号」を「商品先物取引法第二条第三項

第一号」に改める。

(施行期日)

第十四条 削除

第十五条 削除

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

六月を超えない範囲内において政令で定める日

(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条、第十七条第一項、第二十四条、第二十五条及び第二十八条の規定 この法律の公布の日

二 第一条及び附則第六条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二条並びに附則第四条、第七条第一項及び第二項、第八条(第一項及び第七項を除く。)、第十四条、第十七条第三項及び第四項、第十八条から第二十条まで並びに第二十六条の規定並びに附則第三十二条中住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)別表第一の改正規定(八十の項中「第八十五条第一項の届出 同法」の下に「第九十六条の十九第一項の認可、同法第三項(同法第九十六条の二十五第四項及び第九十六条の三十一第四項において準用する場合を含む。)の届出、同法第九十六条の二十五第一項若しくは第三項ただし書の認可、同法第九十六条の二十八第三項若しくは第九十六条の二十九の届出、同法第九十六条の三十一第一項」を加える部分に限る。並びに附則第四十二条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 附則第三十四条の規定 前号に掲げる規定の施行の日又は犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第二号)の施行の日いすれか遅い日

五 附則第三十五条の規定 施行日又は犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に對処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日いすれか遅い日

(海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の廃止)

第一条 海外商品市場における先物取引の受託等

に関する法律(昭和五十七年法律第六十五号)は、廃止する。

(海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第三条 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律(以下「旧海外商品先物取引法」という。)第二条第五項に規定する海外商品取引業者をいう。)が、施行日前に成立した旧海外商品先物取引法第二条第六項に規定する海外先物契約に係る売付け又は買付けに基づく債務の履行を完了していないときは、第三条の規定による改正後の商品先物取引法(以下「新法」という。)第百九十一条第一項の許可を受けないでも当該債務の履行を完了することができる。この場合において、当該債務の履行に係る旧海外商品先物取引法の規定は、なおその効力を有する。

(商品先物取引業者の許可等に関する経過措置)

第七条 新法第百九十条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、新法第百九十二条の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第一百九十一条から第二百九十四条までの規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において新法第百九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際第一項の許可の申請について処分が行われていない場合は、その処分が行われるまでの間は、当該申請を行つた者は、新法第百九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

4 商品取引員(第三条の規定による改正前の商品取引所法(以下「旧法」という。)第二条第十五回の規定する商品取引員をいう。以下同じ。)であつた者(前二項の規定により新法第二百九十条第一項の許可を受けたものとみなされた者を除く。)が、施行日までにその受託に係る商品市場における取引を結了していないときは、当該取引については、なお従前の例による。

5 新法第百九十七条第五項の規定は、商品取引員であつた者(第三項の規定により新法第二百九十条第一項の許可を受けたものとみなされた者に限る。)が第一項の申請について不許可

2 前項の規定による処分に違反したときは、その行為をした商品取引所の代表者、代理人、使用者その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

3 商品取引所の代表者、代理人、使用者その他の従業者が、その商品取引所の業務又は財産に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その商品取引所に対して三億円以下の罰金刑を科する。

(商品先物取引業者の許可等に関する経過措置)

第七条 新法第百九十条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、新法第百九十二条の規定の例により、その許可の申請をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により許可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第一百九十一条から第二百九十四条までの規定の例により、その許可をすることができる。この場合において、その許可を受けた者は、施行日において新法第百九十条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 特定商品取引員は、前項の規定による公告をしたときは、直ちに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 特定商品取引員は、第二項の規定による公告をした場合においては、当該特定商品取引員が行つた委託者の計算による商品市場における取引を速やかに結了し、かつ、商品市場における取引につき委託者から預託を受けた財産及びその計算において自己が占有する財産を遅滞なく返還しなければならない。

5 次の各号のいすれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

一 第二項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

二 第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

四 第二項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

五 第二項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

六 第二項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

七 第二項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

八 第二項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

九 第二項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

十 第二項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

十一 第二項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

十二 第二項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

の他の従業者が、その特定商品取引員の業務に
関し、前項の違反行為をしたときは、その行為
者を罰するほか、その特定商品取引員に対し
三百万円以下の罰金刑を科する。

7 施行日前にされた第二項の規定による公告及
び掲示は、新法第百九十七条第三項の規定によ
りされた公告及び掲示とみなす。

(商品先物取引業者の名称の使用制限に関する規
経過措置)

第九条 この法律の施行の際現にその商号又は名
称中に商品先物取引業者であると誤認されるお
それのある文字を用いている者については、新
法第一百九十七条の二の規定は、施行日以後六月
間は、適用しない。

(特定委託者等への告知義務に関する経過措置)

第十条 商品先物取引業者(新法第一条第二十三
項に規定する商品先物取引業者をいい、附則第
七条第三項の規定により新法第一百九十九条第一項
の許可を受けたものとみなされている者を含
む。以下同じ。)は、施行日以後最初に商品取引
契約(新法第二条第二十四項に規定する商品取
引契約をいう。以下同じ。)の申込みを顧客(新
法第二条第二十五項第七号及び第八号に掲げる
者に限る。)から受けた場合であつて、施行日前
に、当該顧客に対し、施行日以後に当該顧客が
新法第一百九十七条の四第一項の規定による申出
ができる旨を新法第一百九十七条の三の規定の例
により告知しているときは、当該顧客に対し、
同条に規定する告知をしたものとみなす。

2 商品先物取引業者は、施行日以後最初に商品
取引契約(特定当業者(新法第二条第二十六項
に規定する特定当業者をいう。以下この項にお
いて同じ。)が売買等を業として行っている物品
又はこれに関連する物品として新法第一百九十七
条の七の主務省令で定めるものを新法第二条第
二十七項に規定する取引対象商品とする同条第
十五項に規定する商品デリバティブ取引に関す
るものに限る。)の申込みを顧客(特定当業者に
限る。)から受けた場合であつて、施行日前に、

当該顧客に対し、施行日以後に当該顧客が新法
第一百九十七条の八第一項の規定による申出がで
きる旨を新法第一百九十七条の七の規定の例によ
り告知しているときは、当該顧客に対し、同
条に規定する告知をしたものとみなす。

(商品先物取引業者の外務員の登録に関する経
過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に旧法第二百条
第一項の規定による登録を受けていたる外務員
(附則第七条第二項又は第三項の規定により新
法第一百九十条第一項の許可を受けたものとみな
された商品取引員に係るものに限る。)は、施行
日において新法第二百条第一項の規定により登
録を受けたものとみなす。この場合において、
同条第六項の規定は適用しない。

2 前項の場合において、新法第二百条第七項に
規定する期間は、旧法による登録又は登録の更
新の日から起算するものとする。

3 商品先物取引業者は、施行日から六月間は、
新法第二百条第二項の規定にかかわらず、同条
第一項の規定により登録を受けた外務員以外の
者に外務員の職務(商品市場における取引等)旧
法第二条第十六項に規定する商品市場における
取引等をいい、同条第十五項に規定する商品清
算取引を除く。)の受託又は委託の勧誘を除く。
新法第二百条第十九項の登録を申請した場合
において、その申請について登録をする旨の
通知を受ける日又はその申請についてその期間
の経過後登録をしない旨の通知を受ける日まで
の間も、同様とする。

4 この法律の施行の際現に存する旧法第二百条
第五項の規定による登録原簿は、新法第二百条
(商品取引契約の締結前の書面の交付に関する
経過措置)

第十二条 施行日以後に締結される商品取引契約
について、施行日前に新法第二百七十七条第一項
に規定する事項に相当する事項について同項の
規定の例により書面を交付しているとき、又は
同条第二項の規定の例により同条第一項に規定
する書面に記載すべき事項を提供しているとき
は、商品先物取引業者は、同項の規定により書
面を交付したものとみなす。

(商品先物取引業者の説明義務に関する経過措
置)

第十三条 施行日以後に締結される商品取引契約
について、施行日前に新法第二百七十七条第一項
に規定する事項に相当する事項について新法第
二百八十八条第一項の規定の例により説明をして
いるときは、商品先物取引業者は、同項の規定
により説明をしたものとみなす。

(合併等に係る認可の申請に関する経過措置)

第十四条 附則第七条第二項の規定により新法第
一百九十条第一項の規定による許可を受けたもの
とみなされた者であつて、新法第二百一十五条
第一項又は第二百二十八条第一項の認可を受け
ようとする者は、施行日前においても、新法第
二百一十五条又は第二百二十八条第一項の規定の例に
より、その認可の申請が受けたものとみなされる
こととする者は、施行日前においても、新法第
二百一十五条又は第二百二十八条第一項の認可が受け
られた場合には、施行日前においても、新法第
二百二十五条又は第二百二十八条第一項の規定の例に
より、その認可をすることができる。

2 主務大臣は、前項の規定により認可の申請が
受けた場合には、施行日前においても、新法第
二百四十五条又は第二百二十八条第一項の規定の例に
より、その認可をすることができる。この場合
において、その認可を受けた者は、施行日にお
いて新法第二百二十五条第一項又は第二百二十
八条第一項の認可を受けたものとみなす。

(商品先物取引仲介業者の登録に関する経過措
置)

第十五条 この法律の施行の際現に特定商品先物
取引仲介業(商品先物取引業者の委託を受けて、
当該商品先物取引業者のために新法第二条第二
十二項第二号から第五号までに規定する媒介の
いずれかを業として行うこと)をいう。以下この条
において同じ。)を行っている者(以下この条
において「仮商品先物取引仲介業者」という。)
は、施行日から六月間(当該期間内に新法第二
百四十条の二第一項の登録の拒否の処分があつ
たとき、又は次項の規定により読み替えて適用
する新法第二百四十条の二十三第一項の規定に
より特定商品先物取引仲介業の廃止を命じられ
たときは、当該処分のあった日又は当該廃止を
命じられた日までの間)は、新法第一百九十条第
二項及び第二百四十条の二第一項の規定にかか
わらず、引き続き特定商品先物取引仲介業を行
うことができる。仮商品先物取引仲介業者(同
条の登録の拒否の処分を受けず、かつ、次項の
規定により読み替えて適用する新法第二百四十
条の二十三第一項の規定により特定商品先物取
引仲介業の廃止を命じられない者に限る。)が
施行日から起算して六月以内に新法第二百四
十条の二第一項の登録の申請をした場合におい
て、その期間を経過したときは、その申請につ
いて登録又は登録の拒否の処分があるまでの間
も、同様とする。

2 前項の規定により引き続き特定商品先物取引
仲介業を行う場合においては、仮商品先物取引
仲介業者を新法第二条第二十九項に規定する商
品先物取引仲介業者とみなして、新法第二百四
十条の十二から第二百四十条の二十二まで、第
二百四十五条の二十三(第一項第二号を除く。)及
び第二百四十条の二十六の規定(これららの規定
に係る罰則を含む。)を適用する。この場合にお
いて、新法第二百四十条の十三第一項第二号中
「商品先物取引仲介業者である旨及び当該商品
先物取引仲介業者の登録番号」とあるのは「仮
商品先物取引仲介業者である旨」と、新法第二
百四十条の二十三第一項中「第二百四十条の二
第一項の登録を取り消し」とあるのは「特定商
品先物取引仲介業の廃止を命じ」とする。

3 個人である仮商品先物取引仲介業者が前項の
規定により読み替えて適用する新法第二百四十
条の二十三第一項の規定により特定商品先物取
引仲介業の廃止を命じられた場合における新法
第二百四十条の五第一号の規定の適用について
は、その者が当該廃止を命じられた日から起算
して五年を経過する日までの間は、その者を新

法第十五条第二項第一号へに該当する者とみなす。

4 法人である仮商品先物取引仲介業者が第二項の規定により読み替えて適用する新法第二百四十条の二十三第一項の規定により特定商品先物取引仲介業の廃止を命じられた場合における新法第二百四十条の五第二号の規定の適用については、当該廃止を命じられた法人である仮商品先物取引仲介業者を新法第二百四十条の二十三第一項の規定により新法第二百四十条の二第二項の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を新法第二百四十条の二十三第一項による新法第二百四十条の二第一項の登録の取消しの日とみなす。

(商品先物取引仲介業者の名称の使用制限に関する経過措置)

第一項の規定により新法第二百四十条の二第二項の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を新法第二百四十条の二十三第一項による新法第二百四十条の二第一項の登録の取消しの日とみなす。

(商品先物取引仲介業者の名称の使用制限に関する経過措置)

第一項の規定により新法第二百四十条の二第二項の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を新法第二百四十条の二十三第一項による新法第二百四十条の二第一項の登録の取消しの日とみなす。

の申請をすることができる。

4 主務大臣は、前項の規定により認可の申請があつた場合には、施行日前においても、新法第二百四十五条から第二百四十八条までの規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた者は、施行日において新法第二百四十五条の認可を受けたものとみなす。

3 第一項の認可を受けた旧委託者保護基金に係る新法の適用については、同項の認可は、新委託者保護基金の設立の認可とみなす。

4 第一項の認可を受けた旧委託者保護基金に係る登記について必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の認可を受けた旧委託者保護基金に係る新委託者保護基金は、新法第三百条の規定にかかるわらず、同条第一号に掲げる業務に類似する業務として主務省令で定める業務を行うことができる。この場合において、当該業務は同号に掲げる業務とみなして、新法第三百十三条及び第三百七十四条第二十一号の規定を適用する。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の認可にかかった旧委託者保護基金は、旧法第二百九十条一号又は第二号に掲げる行為を業として行おうとするものに限る。)は、施行日前においても、新法第六章(第二百七十九条及び第二百八十二条を除く。)の規定の例により、定款の作成、創立総会の開催その他新委託者保護基金の設立に必要な行為、新委託者保護基金への加入に必要な行為及び新委託者保護基金の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な行為をすることができる。

2 新委託者保護基金の発起人は、施行日前においても、新法第二百七十九条及び第二百八十二条の規定の例により、新委託者保護基金の設立の認可の申請をし、主務大臣の認可を受けることができる。この場合において、認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、前条第一項の認可を受けなかつた旧委託者保護基金に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 旧委託者保護基金が附則第十九条第一項に規定する委託者保護基金(以下「旧委託者保護基金」という。)に、定款の変更その他の新委託者保護基金になるために必要な行為をし、新法第二百七十九条及び第二百八十二条の規定の例により主務大臣の認可を受けて、新委託者保護基

金になることができる。

2 前項の認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

3 第一項の認可を受けた旧委託者保護基金に係る新法の適用については、同項の認可は、新委託者保護基金の設立の認可とみなす。

4 第一項の認可を受けた旧委託者保護基金に係る登記について必要な事項は、政令で定める。

5 第一項の認可を受けた旧委託者保護基金に係る新委託者保護基金は、新法第三百条の規定にかかるわらず、同条第一号に掲げる業務に類似する業務として主務省令で定める業務を行うことができる。この場合において、当該業務は同号に掲げる業務とみなして、新法第三百十三条及び第三百七十四条第二十一号の規定を適用する。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の認可にかかった旧委託者保護基金は、旧法第二百九十条一号又は第二号に掲げる行為を業として行おうとするものに限る。)は、施行日前においても、新法第六章(第二百七十九条及び第二百八十二条を除く。)の規定の例により、定款の作成、創立総会の開催その他新委託者保護基金の設立に必要な行為、新委託者保護基金への加入に必要な行為及び新委託者保護基金の成立の日を含む事業年度の業務の運営に必要な行為をすることができる。

2 新委託者保護基金の発起人は、施行日前においても、新法第二百七十九条及び第二百八十二条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「委託者保護基金(第二百九十六条に規定する委託者保護基金をいう。)」とあるのは、「委託者保護基金(商品先物取引法第二百七十九条に規定する委託者保護基金をいう。)」と読み替えるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、前条第一項の認可を受けなかつた旧委託者保護基金に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条 旧委託者保護基金が附則第十九条第一項に規定する委託者保護基金(以下「旧委託者保護基金」という。)に、定款の変更その他の新委託者保護基金になるために必要な行為をし、新法第二百七十九条及び第二百八十二条の規定の例により主務大臣の認可を受けて、新委託者保護基

金になることのできる。(一般委託者に対する支払に関する経過措置)

第一項の認可を受けた場合には、当該旧委託者保護基金が施行日前に行つた旧法第三百四条の認定に係る商品取引員の一般委託者に対する支払については、当該旧委託者保護基金に係る新委託者保護基金が従前の例により行うものとす

る。

第二十二条 旧委託者保護基金が附則第十九条第一項の認可を受けた場合には、当該旧委託者保護基金が施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であるものを除き、改正後のそれぞれの法律の規定によるものとみなす。

第二十三条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手續その他の行為であるものを除き、改正後のそれぞれの法律の規定によるものとみなす。

第二十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手續その他の行為であるものを除き、改正後のそれぞれの法律の規定によるものとみなす。

第二十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

第二十六条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が附則第一条第三号に

2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款、制裁規程及び紛争処理規程の変更は、施行日前においても、新法第二百四十七条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、施行日前においても、新法第二百四十五条の認可を受けて、新法の規定の例により、新法第二百四十五条の認可を受けることができる。

3 附則第七条第二項の規定により新法第二百四十九条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、施行日前においても、新法第二百四十七条第一項の規定の例により、新法第二百四十五条の認可を受けることができる。

2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款、制裁規程及び紛争処理規程の変更は、施行日前においても、新法第二百四十七条第一項の規定の例により、新法第二百四十五条の認可を受けることができる。

3 附則第七条第二項の規定により新法第二百四十九条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、施行日前においても、新法第二百四十七条第一項の規定の例により、新法第二百四十五条の認可を受けることができる。

第二十一条 旧委託者保護基金が附則第十九条第一項に規定する委託者保護基金(以下「旧委託者保護基金」という。)に、定款の変更その他の新委託者保護基金になるために必要な行為をし、新法第二百七十九条及び第二百八十二条の規定の例により主務大臣の認可を受けて、新委託者保護基

金になることのできる。(証券取引法等の一部を改正する法律の適用に関する経過措置)

第一項の認可を受けた場合には、当該旧委託者保護基金が施行日前に行つた旧法第三百四条の認定に係る商品取引員の一般委託者に対する支払については、当該旧委託者保護基金に係る新委託者保護基金が従前の例により行うものとす

る。

第二十二条 旧委託者保護基金が附則第十九条第一項の認可を受けた場合には、当該旧委託者保護基金が施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手續その他の行為であるものを除き、改正後のそれぞれの法律の規定によるものとみなす。

第二十三条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手續その他の行為であるものを除き、改正後のそれぞれの法律の規定によるものとみなす。

第二十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手續その他の行為であるものを除き、改正後のそれぞれの法律の規定によるものとみなす。

第二十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

第二十六条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が附則第一条第三号に

掲げる規定の施行の日後となる場合には、同号

に掲げる規定の施行の日から同法の施行の日の

前日までの間における証券取引法等の一部を改

正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則

第五条第二項の規定の適用については、同項中

「第三百六十三条第六号」とあるのは、「第三百

六十三号第九号」とする。

第二十七条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報

処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改

正する法律の施行の日が施行日後となる場合

には、施行日から同法の施行日の前日までの

間における証券取引法等の一部を改正する法律

附則第五条第二項の規定の適用については、同

項中「商品取引所法」とあるのは、「商品先物

取引法」とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十八条 附則第三条から前条までに定めるも

のほか、この法律の施行に関し必要な経過措

置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で

定める。

（検討）

第二十九条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の規定の実施状況、商品先物取引を取り巻く社会経済状況の変化等を勘案し、この法律による改正後の商品先物取引制度について検討を加え必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（金融商品取引法の一部改正）

第三十条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第

二十二年）の一部を次のように改正する。

第一条第二十四項第四号中「商品取引所法」を「商品取引法」に改め、同条第二十五項第三号中「商品取引所法第二条第五項」を「商品先物取引法第二条第二項」に改める。

第二十九条の四第一項第一号口中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改め、「海外

商品市場における先物取引の受託等に関する法

律（昭和五十七年法律第六十五号）を削る。

第三十三条の五第一項第二号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改め、「海外商

品市場における先物取引の受託等に関する法

律」を削る。

第三十五条第二項第一号中「商品取引所法第二条第十六項」を「商品先物取引法第二条第一十一項」に改める。

第五十九条の四第一項第二号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改め、「商品先物

取引法」を「商品取引所法第二条第一十一項」に改める。

第三十五条第一項第一号中「商品取引所法」を「商品

先物取引法」に、「第二条第五項」を「第二一条

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に

関する法律の一部改正）

第三十四条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十

六号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十号中「第三百六十三条第六号」を「第三百六十三条第九号」に改める。

第三十五条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正す

る。

第九十八条第五号中「商品取引所法」を「商

品先物取引法」に改め、「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）」を削る。

（住民基本台帳法の一部改正）

第三十二条 住民基本台帳法の一部を次のように

改正する。

第三十三条 住民基本台帳法の一部を次のように

改正する。

第三十四条 会社法平成十七年法律第八十六号

の一部を次のようにより改める。

（会社法の一部改正）

第三十六条 会社法平成十七年法律第八十六号

の一部を次のようにより改める。

第三十七条 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次

の二十五第一項若しくは第三項ただし書の認可、同条第三項（同法第九十六条の二十五第一項及び第九十六条の二十九の届出、同法第九十六条の三十一第一項）を加え、「第二百一十六条第一

項、第二百二十七条第一項、第二百二十八条第一

項若しくは第二百四十五条の認可、同法第二百九十三条の登録、同法第二百九十六条の届出

を「若しくは第二百二十八条第一項の認可、同法

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）

第三十八条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第五号中「投資者保護基金」の下に「委託者保護基金」を加える。

第九条第十四号中「商品取引所法」を「商品

先物取引法」に、「第二条第五項」を「第二一条

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に

関する法律の一部改正）

第三十四条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十

六号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十号中「第三百六十三条第六号」を「第三百六十三条第九号」に改める。

第三十五条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正す

る。

第九十八条第五号中「商品取引所法」を「商

品先物取引法」に改め、「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）」を削る。

（住民基本台帳法の一部改正）

第三十二条 住民基本台帳法の一部を次のように

改正する。

第三十三条 住民基本台帳法の一部を次のように

改正する。

第三十六条 会社法平成十七年法律第八十六号

の一部を次のようにより改める。

第三十七条 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次

の二十五第一項若しくは第三項ただし書の認可、同条第三項（同法第九十六条の二十九の届出、同法第九十六条の三十一第一項）を加え、「第二百一十六条第一

項、第二百二十七条第一項、第二百二十八条第一

項若しくは第二百四十五条の認可、同法第二百九十三条の登録、同法第二百九十六条の届出

を「若しくは第二百二十八条第一項の認可、同法

（地方税法の一部改正）

第三十八条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第五号中「投資者保護基金」の下に「委託者保護基金」を加える。

第九条第十四号中「商品取引所法」を「商品

先物取引法」に、「第二条第五項」を「第二一条

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に

関する法律の一部改正）

（地方税法の一部改正）

第三十八条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第五号中「投資者保護基金」の下に「委託者保護基金」を加える。

第九条第十四号中「商品取引所法」を「商品

先物取引法」に、「第二条第五項」を「第二一条

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に

関する法律の一部改正）

第三十四条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十

六号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十号中「第三百六十三条第六号」を「第三百六十三条第九号」に改める。

第三十五条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を次のように改正す

る。

第九十八条第五号中「商品取引所法」を「商

品先物取引法」に改め、「海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）」を削る。

（住民基本台帳法の一部改正）

第三十二条 住民基本台帳法の一部を次のように

改正する。

第三十三条 住民基本台帳法の一部を次のように

改正する。

第三十六条 会社法平成十七年法律第八十六号

の一部を次のようにより改める。

第三十七条 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の一部を次

の二十五第一項若しくは第三項ただし書の認可、同条第三項（同法第九十六条の二十九の届出、同法第九十六条の三十一第一項）を加え、「第二百一十六条第一

項、第二百二十七条第一項、第二百二十八条第一

項若しくは第二百四十五条の認可、同法第二百九十三条の登録、同法第二百九十六条の届出

を「若しくは第二百二十八条第一項の認可、同法

（地方税法の一部改正）

第三十八条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第五号中「投資者保護基金」の下に「委託者保護基金」を加える。

第九条第十四号中「商品取引所法」を「商品

先物取引法」に、「第二条第五項」を「第二一条

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に

関する法律の一部改正）

別表第一「商品先物取引協会の項中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に改める。
 法人税法の一部改正)

第四十一条 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一一般財團法人（非営利型法人に該当するものに限る。）及び一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）の項の前に次のように加える。

委託者保護基金 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）

別表第二「商品先物取引協会の項中「商品取引所法昭和二十五年法律第二百三十九号」を「商品先物取引法」に改める。
 登録免許税法の一部改正）

第四十二条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一「商品取引所法第二十五条第一項又は第三項ただし書（認可等）の認可」

別表第一「商品取引所法第二十九条第一項ただし書（算定割当量に係る

（二）商品取引所法第三条第一項ただし書（算定割当量に係る
 取引を行う市場の開設等の認可）の認可（同項ただし書の
 金融商品市場の開設の業務又は金融商品債務引受業等に係
 るものを除く。）

第四十三条 登録免許税法の一部を次のように改
 正する。

別表第一「商品取引所法」を「商
 品先物取引法」に改める。

九十五 商品先物取引業の許可、商品先物取引仲介業者の登録、商品取引債務引受業の許可又
 は委託者保護基金の設立の認可

(一)商品先物取引法第二百九十条第一項（商品先物取引業の許可）の商品先物取引業の許可（更新の許可を除く。）	許可件数	一件につき十五万円
(二)商品先物取引法第二百四十条の二第一項（登録）の商品先物取引仲介業者の登録（更新の登録を除く。）	登録件数	一件につき九万円
(三)商品先物取引法第二百六十七条（許可）の商品取引債務引受業の許可	許可件数	一件につき十五万円
(四)商品先物取引法第二百七十九条第一項（認可の申請）の 委託者保護基金の設立の認可	認可件数	一件につき十五万円

別表第三第一号の表「商品先物取引協会の項中「商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）」を「商品先物取引法」に改める。
 地価税法の一部改正）

第四十五条 地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一「商品取引所法」に、「同条第二項」を「同条第五項」に改める。

（経済産業省設置法の一部改正）

第四十六条 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第三号中「商品取引所法」を「商品先物取引法」に、「第一条第四項」を「第二条第一項」に、「同条第五項」を「同条第二項」に改める。

別表第三第一号の表一般財團法人及び一般社
 团法人の項の前に次のように加える。

委託者保護基金 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）

（消費税法の一部改正）
 第四十四条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月八日印刷

平成二十一年七月九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P